

令和4年度

飯 舘 村 議 会
予算審査特別委員会記録

自 令和4年3月8日
至 令和4年3月10日

飯 舘 村 議 会

令和4年3月8日

令和4年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第1号）

令和4年3月8日、飯舘村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

委員長	佐藤健太君			
副委員長	佐藤眞弘君			
委員	高橋孝雄君	佐藤八郎君	渡邊計君	
	菅野新一君	飯畑秀夫君	花井茂君	
	横山秀人君			

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	高橋正文	村づくり推進課長	村山宏行
住民課長	山田敬行	健康福祉課長	石井秀徳
産業振興課長	三瓶真	建設課長	高橋栄二
会計管理者	山田敬行	教育長	遠藤哲
教育課長	佐藤正幸	生涯学習課長	藤井一彦
農業委員会事務局長	三瓶真	選挙管理委員会書記長	高橋正文

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	細川亨	書記	伊藤博樹
書記	松本義之		

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤健太君） おはようございます。

本日の出席委員は9名です。定足数を満たしております。

ただいまから令和4年度飯舘村予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前9時00分）

委員長（佐藤健太君） 議事に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

本特別委員会は、去る2月28日の本会議において付託をされました令和4年度飯舘村一般会計のほか5つの特別会計、合わせて6会計の予算について本日から審査を行います。

私、佐藤健太が委員長を仰せつかりました。なお、副委員長に佐藤眞弘委員が選任されました。重責ではありますが、懸命に務めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3月11日に東日本大震災発生から間もなく丸11年となります。これに起因する原発事故で、村民は避難を余儀なくされ、ふるさとを離れての厳しい生活でありました。平成29年3月31日に、帰還困難区域の長泥地区を除き、避難指示解除がなされたものの、帰村者は本年3月1日現在、原発事故前人口の約24%にとどまっております。多くの皆様が帰村され、一日も早く穏やかな生活に戻れるよう、今まで以上に村民一人一人の復興に向けた取組が大事であります。帰村後の諸課題に対し、議会も行政も一丸となって取り組んでいかなければならないものと思っております。

このような中での令和4年度飯舘村予算審査特別委員会でありますから、村民の健康管理をはじめ、日常生活の安全・安心、特に帰村と復興、新しい村づくりに向けた事業に一層の気を配り、村民が抱えている不安を一つでも払拭しなければならないものと思っております。

お手元の予算書は、令和4年度に実施する事業とそれに充当する経費及びそれを賄うために必要な財源をどう調達し、村民のためにどう使っていくのかを示したものであります。

本委員会は、村民の心の復興はもとより、村民生活の安全・安心、さらには福祉の向上につながる予算であるかを確認する重要な委員会であります。

委員各位におかれましては、この予算審査の意義を十分にご理解いただき、焦点を明確にした審査をしていただきますよう切にお願いするものであります。

なお、委員会進行が円滑に進みますよう、特段のご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、村長をはじめ各課等の長の皆様におかれましては、審査期間の全般を通し実のある審査ができますようご協力をお願いいたします。

それでは、令和4年度予算審査特別委員会に付託されました議案第12号「令和4年度飯舘村一般会計予算」、議案第13号「令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」、議案第14号「令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算」、議案第15号「令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第16号「令和4年度飯舘村介護保険特別会

計予算」、議案第17号「令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

お諮りします。

本委員会の進め方ですが、この予算審査特別委員会は本日から10日までの3日間といたします。本日は、この後、お手元に配付の説明順序及び予定時間により、各課等の長に担当する事務及び事業に係る説明を求めます。9日、10日は総括質疑とし、十分な質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(佐藤健太君) 異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、各課の長等をお願いいたします。本日の説明及び時間は限られておりますので、説明に当たっては、新規事業や要点について説明をしていただき、補足資料等の要求時間を取りたいと思います。配付の時間割表によって進めてまいりますので、予定時間内に終われるようご協力をお願いいたします。

◎休憩の宣告

委員長(佐藤健太君) ここで暫時休憩します。

なお、説明員の皆様は一旦ご退席願います。

(午前9時05分)

◎再開の宣告

委員長(佐藤健太君) 再開します。

(午後3時43分)

委員長(佐藤健太君) 以上で全ての課長等からの説明が終わりました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

なお、次回は3月9日午前10時からこの場所にて再開いたします。

(午後3時44分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月8日

予算審査特別委員会委員長 佐藤 健太

令和4年3月9日

令和4年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第2号）

令和4年3月9日、飯舘村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

委員長	佐藤健太君			
副委員長	佐藤眞弘君			
委員	高橋孝雄君	佐藤八郎君	渡邊計君	
	菅野新一君	飯畑秀夫君	花井茂君	
	横山秀人君			

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	高橋正文	村づくり推進課長	村山宏行
住民課長	山田敬行	健康福祉課長	石井秀徳
産業振興課長	三瓶真	建設課長	高橋栄二
会計管理者	山田敬行	教育長	遠藤哲
教育課長	佐藤正幸	生涯学習課長	藤井一彦
農業委員会事務局長	三瓶真	選挙管理委員会書記長	高橋正文

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	細川亨	書記	伊藤博樹
書記	松本義之		

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤健太君） おはようございます。

本日の出席委員は9名であります。定足数を満たしておりますので、これより予算審査特別委員会を再開いたします。

（午前10時00分）

委員長（佐藤健太君） これから質疑に入りますが、改めて申し上げるまでもなく、この委員会は付託をされました令和4年度飯舘村一般会計並びに特別会計の予算に係るものであります。

委員の皆様には、村民の福祉向上のため、効果的に財政運営が図られるか否かということに視点を置いて審査に臨んでいただきますようお願いを申し上げます。

なお、質疑の際は挙手をして委員長の発言許可を受けてから発言してください。また、限られた時間でありますので、効率的な運営に努めてまいりますので、特に質問の際は、予算書をはじめ予算説明資料等のページ及び項目を示し、質問の要点を簡潔明瞭に発言してください。また、新型コロナウイルスの感染対策にも配慮し、会議時間の短縮のため、重複した質問は極力されないようにご配慮をお願いします。

なお、質疑は一問一答方式で行います。

説明員におかれましても、委員長の許可を得てから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。各位のご協力を切にお願いいたします。

それでは直ちに委員会を開きます。

これから議案第12号から議案第17号までの6議案について、一括して質疑を行います。

これより質疑を許します。

委員（横山秀人君） 皆さん、おはようございます。

2番 横山秀人、令和4年度の当初予算についての質問並びに提案等を申し上げます。

まず初めに、昨日の説明時に資料を要求、請求いたしました。そこで、職員の皆さんからこういう形で資料をまとめていただきまして、本当にありがとうございます。この資料は、私たち議員がこの予算審議の参考にするにはもちろん、この予算について村民に対して説明する上でもとても貴重な資料になります。なかなか村民はこの役場行政について質問することが難しいとおっしゃっています。ただ、身近にいる議員にはいろいろ聞いてみたいことがあると、その際に、今年の令和4年度の予算はこのような形で、またこういう資料を基に説明ができます。そうすることによって村民皆さん誤解のない、また正しい認識の下、この飯舘村の行政を見てくださると、そう思っております。本当にありがとうございました。

では、先に、今回インターネット放映で、初めてこの予算委員会をご覧になる方がいらっしゃると思います。3月定例会初日の2月28日の提案理由の中で、村長のほうから予算の方針等について説明がございましたけれども、令和3年度の予算編成方針から引き継いでいる村の目指すべき姿と5つの政策方針、そして今回説明のあった令和4年度、

さらに追加しての2つの力点で4つの指標について、インターネットの放映を見ている方に対しても再度ご説明をお願いいたします。

村長（杉岡 誠君） 今、お話しございましたのは提案理由の中で冒頭述べた部分について簡潔にということかなと思いますので、少しかいつまんで簡潔に申し上げたいと思います。

私、就任してから明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと、これが私たちが目指すべき村の将来像だということで、それについては、村の行政はもちろんでありますけれども、村民の方、あるいは村を愛し、楽しみ、喜びを共にする村民でない方も含めて、皆さんがふるさとの担い手で、また、その主役であるということをお願いしているところであります。

そういった村政方針の中で5つ指標を出しておりますけれども、令和4年度は特に目線と申しますか、4つの指標をお示ししております。

1つが次世代継承、2つ目がなりわい、3つ目が10年後を見据える、4つ目が帰還困難区域ということであります。この4つの指標をしっかりと色々な事業の検討の中に盛り込みながら、今回予算を提案させていただいているところであります。

また2つの指標というのは、村民の今を支える取組、それから、村の将来への布石という、その2つの大きな部分をまた見ながらということで、先般ご説明を申し上げているところでございます。村民の今ということが非常に大事ではありますけれども、しかし今の居住人口、あるいはこれからの全国的な人口減少社会の中で、いかにこの村というものが飯舘村、あるいは村民の思いというものが、次世代に向かってつながっていくかということが非常に大きな部分がありますので、将来への布石という投資的な部分も含めて、あるいはチャレンジということも含めて取り組んでいきたいという予算を今回提案させていただいておりますので、ご審議のほどをお願いしたいと思います。

以上であります。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

では、質問になりますが、今回の全体予算について、財政指標等を用いて健全なる財政の状況の下行っているのか、そちらを確認したいと思います。お願いします。

総務課長（高橋正文君） 今回、資料にもお出ししましたが、基金の一覧表等もつけてございますが、現在、いろいろな財政状況を国のほうで示している財政指標の様々なものがございますけれども、それについても全て飯舘村においては他の県内の自治体と比較しても健全な財政を保っていると考えているところであります。今後もこの当初予算案にもそのようなことも含めて編成しておりますので、今後、将来を見据えた財政状況を保って堅持していくということで進めてまいりたいと思います。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

では、一度ここで終わります。

委員（渡邊 計君） おはようございます。

資料をたくさん請求された中、行政の皆さん、一日でこれだけ作っていただき、本当にご苦労さまでした。

まず最初に、去年の決算委員会の中でいろいろ質問、指摘あった中で、それらが今回の

予算にどう生かされているのか、まず伺います。

総務課長（高橋正文君） 先ほど村長のほうから、令和4年度の当初予算の編成方針、基本方針、あとは4つのキーワードということでご説明させていただきましたけれども、渡邊委員のほうから今決算を踏まえてということでございますので、昨年の9月議会の決算については、令和2年度決算ということでございますので、令和3年度決算がこれから出るわけですが、それを見て、そのほうが正確な指標が出るということでありまして、令和2年度決算を踏まえて、その内容を見て、先ほど村長が申し上げたキーワード、4つを基本に、あとは将来を見据えると、やはり経常経費の削減というのが重要になってまいりますので、ランニングコスト等を見据えて編成をしております。

ただ、削るだけではなくて、重要な事業については重点配分するような内容の予算計上をしたつもりでございます。ひいては飯舘村民の福祉に向上するような予算編成になっているのかなと考えているところでございます。

委員（渡邊 計君） では次に、ナンバー6の資料に基づいて予算についてお伺いいたします。

まず、5ページ、2款1項1目の中の一般管理に要する経費、その下から3つ目の報償費、今回102万6,000円上がっておりますが、前年は約半分よりちょっと上の55万8,000円ほどだったんですが、職員研修等講師謝礼、去年は年3回で55万円だったんですが、今年は100万円ほど上がっています。これはどなたを対象にして、何回ほどの講師謝礼を出すのかお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 職員研修の講師謝礼ということではありますが、前年度の50万円程度、令和3年度と令和2年度についてはコロナの関係で実質、職員研修の講師を招いて行った事業はやっておりません。ただ、新年度につきましては、資料の1ページの一番上、このような職員研修を予定しております。公務員の倫理であったり、メンタルヘルス、あとはコンプライアンス、あとは村内、他市町村等の研修とか、あとは人事評価研修、このような内容を計画しているところでございます。メニューが増えたということで、今年度については100万円程度の報償費になるということでございます。

委員（渡邊 計君） 総務課に限らず各課、それから議会においてもコロナによっていろいろ研修会等がここ2年ほどできないということで、はっきり言えばコロナが落ち着くのかどうか分かりませんが、落ち着いたときにはこれまでできなかった研修とか、そういうことをどんどん予算立てをして、追加予算でも構いません。できなかったような研修はどんどんやっていくべきかなと私は思いますので、今後そういうことに関してはぜひやっていただきたいなと思うところであります。

次に、5ページの同じ2款1項1目ではありますが、12節の委託料の中の庁舎周辺樹木草刈り景観等施設環境整備事業、前年は300万円、今回は377万1,000円ということですが、この増加理由とこれの整備業務をどこに委託するのかお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 庁舎周辺の整備業務ということではありますが、この庁舎周辺の整備は震災後、実はやってないものがありまして、主に高木が何本かありますが、これの剪定というのを今までやってない部分がありました。令和4年度は剪定作業もしていただくということで、若干70万円ほど増えているところであります。

委託業者ということですが、これは指名願が出ている造園業を予定しております。
委員（渡邊 計君） 草刈りに関して、以前はシルバー人材を使ったと思うんですが、以前の説明ではシルバー人材だと作業効率が悪いということで、その後どこかの業者が行ったと思うんですけれども、今回この草刈りに関してはどのような形でやられるんですか。

総務課長（高橋正文君） シルバーで作業効率が悪いとは考えておりませんが、基本、この剪定等は専門の造園業を予定しておりますが、場合によってはシルバーの方、あとは地元の方とか、そういうことも柔軟に対応してまいりたいと思います。基本は造園業を予定しております。

委員（渡邊 計君） では、その下、13節使用料及び賃借料の中で、役場本庁舎電話機リース料、今回61万6,000円ほど上がっていますが、前ははこの倍の131万8,000円上がっているんですが、減額になった理由をお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 電話機のリース料ではありますが、機器の台数等にはあまり変わりはないんですが、半額ぐらいになるという理由は、5年のリースアップということで料金が下がるということでございます。

委員（渡邊 計君） 5年過ぎて電話機のほうの価値がなくなったということで安くなったのかなと思うのですが、安ければ安いほどいいんですが、この後何年後にはまた新たなものを入れるようになると思うんですね、故障とかいろいろ増えてくれば、できるだけ安く上げてもらえればありがたいなと。

その下の備品購入費ですけれども、前年は157万円ほど上がっているんですが、今回は100万円、これで備品とはどんなもので、それでどこをこれだけ抑えて50万円ほど下げられたのかお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 庁舎等の備品ということでございますが、今年度150万円ということで、今年度についてはただいまの総務課の例を挙げますと、棚なんかをコロナ関係で購入したものでありますけれども、今年度については、コロナの関係で若干多めに消耗品とか備品購入費は取っております。ただ、令和4年度についてはやや落ち着くという観測をしておりますので、実績を見比べて100万円程度を計上させていただいております。

委員（渡邊 計君） では、7ページ、4項1款2目、3段ある真ん中の枠になりますが、ここに10節の需用費、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のための消毒液等の購入ということで500万円ほど上がっておりますが、前年は1,400万円ほど上がっているんですが、この500万円でこういう消毒液等を賄っていけるのかどうかお伺いいたします。

総務課長（高橋正文君） これも先ほど申し上げた備品とほぼ同様な考えで予算措置しております。消耗品については、消毒液、あとはペーパー類、あとマスクというのはもう在庫がありますので購入予定をしておりますけれども、やはり昨年、一昨年よりはコロナの感染状況も落ち着きを見せるのではないかとということで、今年度については500万円に合うのではないかとということで当初予算も措置をしております。

委員（渡邊 計君） 前年度1,400万円上がったときの説明で、パーティションとか、そういうもので大分かかっていたと思うんですが、下がったということは、パーティション等は十分に間に合うだけそろったと理解してよろしいのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） パーティション等ということでございますが、ほぼ購入は進んでいるということでございます。ただ十分にといいますと、設置していないところもございますので、100%ということはいかないと思いますが、十分賄えるぐらいは購入済みだということでございます。

委員（渡邊 計君） パーティションとかそういうものが大分買わなくても済んでくるということで、大分値段、予算が下がったのかと思われませんが、問題は今福島のいろいろなところを歩いていても、ほとんどのお店とかでもパーティションがあると。問題はコロナが収まったときにこのパーティションをどういうようにして片づけるんだらうという話が物すごい数が出てくるんじゃないかと、そういうこともありますのでその辺も、もう先々考えていただきたいなと思うところであります。

では、次に、8ページ、9款1項2目の10節、真ん中よりちょっと下であります。ここに消防の新入団作業服一式、あるいは消防団幹部制服等一式ということで、消耗品費ということで100万円ほど上がっておりますが、去年は75万5,000円でしたんですが、30%以上上がっているということですが、この上がった理由は何でしょう。

総務課長（高橋正文君） 30万円ほど上がっているということではありますが、これは摘要に記載がなくて申し訳なかったんですが、消防団のほう、作業服の中に着る活動服の半袖のTシャツの購入予定をしております。その分が若干増えています。

委員（渡邊 計君） じゃあ次のページの同じ消防団に要する経費であります。その一番下、26節公課費、自動車重量税ということですが、前年、またその前年ですね、ポンプ車1台と消防団積載車19台で19万3,000円ほどの予算が上がっているわけですけども、今回ポンプ車1台、消防積載車3台、それから軽積載車1台で14万6,000円と、台数と計算すると全然数字が合わないんですが、どういうことでしょうか。

総務課長（高橋正文君） この19台と3台という関係であります。大変申し訳なかったんですが、昨年度の資料の数字が誤っております。昨年の予算委員会で訂正したかどうか記憶にないんですが、昨年が19台っていうのが4台の誤りであったということで、1台減車ということで、3万円何がし減ったということでもあります。

委員（渡邊 計君） これあれなんですよ、令和2年度を見ると、やっぱり1台と19台、その代わり76万円と上がっている。それだったら分かるんですけども、結局去年がそのまんまの形で、打つときに間違えたのかなということなんですけども、はっきりした理由があれば、それはそれで結構でございます。

その下、15節の原材料費、水防に関する経費、その中で材料費、それから補修用材と上がっているわけですが、補修用材のほう、前年1万1,000円、今回5万円ほど上がっているんですが、5倍になった理由は何でしょうか。

総務課長（高橋正文君） 補修用資材ということでございますが、これは昨年1万円ほどであったと思いますけれども、1万円ですと土のう袋とか、ほぼ数量的に効果のある数量が買えないということで、今回は若干増やして5万円計上させていただいております。あと土のう袋と補修用資材というほかのものもあると思いますが、その辺も今年度については、十分な量とは言わないまでも購入したいということで、5万円計上させていただ

いております。

委員（渡邊 計君） 土のう用の袋とかいろいろということですが、水防は急に来るわけですが、そういう袋とかはちょっとしたところに置けるんでしょうけれども、この土のう用の山砂、これはどこに保管しているのか。震災というか、災害起きてすぐには間に合わないと思うんですが、これらはどうなっているんでしょう。

総務課長（高橋正文君） 調べさせていただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） では、次、11ページに行きます。

2款1項1目、その中の、10節需用費、一番上の枠の真ん中ですね。これの消耗品代、前年から比べると三十数%ぐらい減しているわけですが、これらは去年の実績から見てここまで下がったのか、その辺のところをお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 財政系の消耗品ということで、200万円ほど減っているということですが、これも先ほど予算編成方針でも申し上げましたが、今回の編成指針で、経常経費、あとは需用費の削減ということを財政のほうから指示をしております。そういうこともございまして、ここの一般管理費の消耗品を率先して予算を3割ほどカットしているということでございます。この予算の範囲内でやらせていただきたいということでございます。

委員（渡邊 計君） 無駄を省いているということで、大分前から見ると予算も下げてきているので、いいかなと思うんですが。

では、次に12ページの11節に、村有地売却に伴う仲介手数料300万円、これ去年からそういう予算が上がってきているわけでありましたが、去年も同じ300万円でありましたが、これは川俣町の小学校があったところの土地だと思うんですが、これはただ眺めているのか、それとも売却する何らかの働きはしているのか、その辺はどうでしょう。

総務課長（高橋正文君） 仲介手数料300万円でございますが、これは川俣町飯坂の土地と、もう一つ飯野町、旧給食センター跡地ということで、2つ村有地の不動産がございます。どんなような活動かでありましたが、県の宅建協会のほうに委託をしまして、購入希望者のあっせん等をお願いしているところであります。まだ売却には至っていないんですが、年に数件紹介はしていると、いずれも今のところ条件が折り合わず売却には至っておりませんが、川俣、伊達郡の企業等にもご紹介を差し上げて、希望者がいれば周知願いますというようなこともやっております。あとは宅建協会の不動産業の方にも周知させていただいて、できるだけ早く処分できるようなことで今後も進めてまいりたいと思います。

委員（渡邊 計君） 学校施設などだと面積がかなり大きいわけで、何坪ぐらいあるか、ちょっと、その辺も伺いたいんですが、売却が企業相手とか、そういう相手になると、なかなか難しいのかなと。あれを分筆して宅地として売るといような計画はできないんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 面積については川俣の飯坂については約2,000坪でございます。あと飯野については4反歩から千数百坪ですか、ございます。分割して売却する予定はないのかということではありますが、その造成費用とか、分筆の費用等を考えると、ある程

度の企業の皆さんに買っていただくのが一番効率的かなと考えているところであります。宅地造成等は今のところは予定はしておりません。

委員（渡邊 計君） これを企業に売りたいということでやっているんだけど、いつまで企業による形で何年も寝かすのか、どの辺で方向転換をするのか、その辺の計画はどのようになっていますか。

総務課長（高橋正文君） 宅地等ではないんですが、一部企業さんから、あそこは飯坂の土地が2段になっているんですが、上の分だけ譲っていただけないかという話も来ているというのがありますので、その際は分筆して売るというのも検討させていただきたいと思っております。ただ、細かく宅地造成みたいな分筆については今のところは考えていないところであります。

いつまでということでもありますけれども、これは村有地ということで、所在市町村の税金が免除になっております、川俣町さん、あとは福島市さんの公共用地ということで、税金の免除をさせていただいているということもありますので、あまり長くはそうやった状態で置いておくのは好ましくないということを考えておりますので、これからもできるだけ早く処分できるような方策を講じていくというような考えにしております。

委員（渡邊 計君） それで、今の上に村有地の草刈り等ということもありますけれども、あそこの部分もそういう草刈りや管理に費用がかかっているんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） あそこは、以前は造園業者さんに頼んで、草刈り、あと整地なんかかなりのお金がかかっていたんですが、令和3年度から地元の老人会の団体に委託をさせていただいております。金額については、年間10万円の管理費で地元をお願いしているところでございます。

委員（渡邊 計君） では、その下のちょうど中段より上、土地分筆等の業務ということで、土地家屋調査士や弁護士等に依頼ということで3,000万円ほど上がっているんですけども、前年は200万円程度の金額なんだけれども、これ何で15倍ほど跳ね上がったんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） これについては、測量調査士さんをお願いした一般分もございしますが、大体は深谷の復興拠点の測量、この前2本の村道を認定しましたが、あの周辺全ての測量で登記事務を進めております。あともう1点がふれ愛館ですか、公民館の測量も今回一緒に進めて、登記事務を進めたいということで、3,000万円の計上ということでございます。

委員（渡邊 計君） では、すぐその下の村有施設の管理等施設環境整備業務ということで150万円ほど上がっているんですが、これ前年も上がっているんですが、今回も旧小学校の片づけ、要は体育館の中の片づけという、前年はそういうわけだったんですが今回は、これどういう内容でしょうか。

総務課長（高橋正文君） これは例年取っております管理等でございしますが、令和4年度については、旧草野小学校の体育館にかなり相当数の残置物もあるということで、この辺もこの中に含めて管理を委託してまいりたいということでございます。額としては例年150万円取っておりますけれども、内容としては、今年度は旧草野小学校についても進めて

まいると。

委員（渡邊 計君） これ去年も旧草野小学校の片づけということで、去年私、これ毎年やる必要あるのかという質問しているんですが、今の小学校体育館とかすぐに使う予定はない中で、なぜ毎年やる必要性があるのかお伺いします。

総務課長（高橋正文君） この150万円、旧草野小学校だけではないんですけれども、旧草野小学校が去年も片づけを1回やっております。その空いたスペースにまた各課でいろんな事業をやっておりますので、残置物がまた増えているということで、昨今は、毎年行っていく必要があるのかなということを思っているところであります。毎年150万円の予算が必要であるということで、今回再度計上させていただいております。

委員（渡邊 計君） 今、各課の残置物という話があったんですが、わざわざ小学校に運ばなくても、各課からまとめて年に一度出せば済む話ではないんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） これは全て必要なもの、不必要なものの分類が進んでないということもございまして、旧草野小学校に一旦搬入して保管をしているという状況であります。村長も、この前、その状況を体育館のほうを見てまいりまして、今後、必要なもの、必要でないものの分類を速やかに進めて、処分を進めてまいりたいということを考えております。令和4年度については、その区分をしてさらに処分を進めるということでございます。

委員（渡邊 計君） 今、必要なもの、必要でないものを分別するという話ですが、その前の説明では残置物ということで運び入れている話の説明だった中で、残置物で持っていったものが、また必要性があるから持ってくると、これはおかしくないですか。

総務課長（高橋正文君） 私の言葉の説明が誤りということで、残置物ではなくて備品等ということに訂正させていただきたいと思えます。

委員（渡邊 計君） じゃあ次の14ページ、2款1項1目、その中の10節の需用費、印刷製本費として今回476万2,000円上がっているんですが、前年は320万円ほどだったんですが、大幅に50%ほど増えたというのはどういう理由でこれらが増えたんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 先ほど防災の砂の置場ということでありましたが、今も村内の建設業者さんの土場に置いていただくということで残ってございます。

村づくり推進課長（村山宏行君） 14ページの、印刷製本費の増額についてということのご質問であります。こちらは要覧の作成を考えております。震災以降、震災記録集というのがありましたけれども、村の要覧というのが更新されていないということがありまして、来年度、要覧の作成を考えております。

委員（渡邊 計君） では、その下委託料の中で、ホームページ運営管理業務で、今回、前年249万円が、今回299万円と50万円ほど上がっていますが、これが増えた要因は何でしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） ホームページの件でございますが、こちらについて村のホームページがなかなか見にくいという評価をいただいております。一見、村のホームページすごく華々しくていい感じではあるんですが、中身、必要な情報を取りに行こうとして調べていくと、なかなかたどり着かないという評価があります。中身のリニューアル

ルを考慮しておりまして、この部分にかかる経費を計上させていただきました。

委員（渡邊 計君） できるだけ分かりやすく使いやすくしていただきたいなど。

では、その下、次に2款1項6目の7節報償費、これは第6次総合振興計画推進関係報償等ということで今回53万6,000円ほどなんです、前年は200万円ほど上がっているんですが、これの内容、報償等を誰に支払うのか、金額が1回当たりどのくらいになるのか説明願います。

村づくり推進課長（村山宏行君） 6次総の計画に係る関係報償ということなんです、こちらは提供といいますか協力をいただいている大学等の報償、そういったことを考えているということでした。去年は、いわゆる令和3年度が6次総の当初の年度ということで、かなりそういった部分でかかるのかなということで計上させていただきましたところではありますが、実績からそこまで必要ないだろうということでの減額でございました。

委員（渡邊 計君） 前年何人に出して、今回53万6,000円では何人に出すという予定なんですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 資料の比較をさせていただきたいので、お時間いただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） では、その1つ置いてその下、ふるさと応援サポーター報償、これが前年200万円に対して今年120万円と、大分下がっているわけですが、これに関しても対象者と金額が1人当たりどのくらいになるのか、お伺いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） ふるさと応援サポーターであります、以前は村のまでい大使の方々をこちらの報償費で見えていたところでもあります。ただ、までい大使の任期が昨年で切れているところでもございまして、更新をしております。したがって、今までい大使として正式に任命される方はいないということになります。今回、計上しております部分については、村のほうで技術的なアドバイスをいただいている万福裕造さん、そちらの分の想定で計上させていただきました。ただ、万福さんについては、農研機構ということがありますし、必要に応じて村のほうに来るとということがありますので、いわゆる交通費相当分だけを後で支払っているという状況ですので、純粋な報酬ということではなくて、旅費相当分を報償として上げていると、そういう状況でございます。

委員（渡邊 計君） では、その一番下になりますけれども、復興までい寄附金、要はこれふるさと納税だと思われるんですが、これが前年500万円、今年750万円、250万円上がっているんですけれども、ふるさと納税が年々下がってきている中で、750万円という算定をした理由は何でしょう。

村づくり推進課長（村山宏行君） こちらの復興までい基金、いわゆるふるさと納税なんです、村のほうでこちらを毎年暮れに補正で上げているという状況であります。こちらの金額については、実際に近い範囲でということで、その部分に合わせたという形でございます。

委員（渡邊 計君） 要は前年実績に合わせ、前年度最後の補正額に合わせた形でやったということですね。分かりました。

では次の15ページ、深谷の復興拠点、一番上です伊丹沢センター地区管理除草、調整池管理等ということで400万円ほど上がっていますが、前年は350万円ほどだったと思うんですが、50万円上がったのはどんな理由だったのでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） すみません。こちらは調べさせていただきます。お時間いただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） では、次に16ページ、一番上の内閣府実証事業設置工作物管理謝礼ということで12万円ほど上がっていますが、これ謝礼の相手というのはどなたになるのでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 長泥地区の帰還困難区域のいわゆる曲田地区、そちらのほうを村のほうで、モデル的に整備させていただいた地区がございます。その部分の管理部分ということで、こちらの地権者の方に管理をお願いするというので計上させていただいたところです。

委員（渡邊 計君） では、その下2款1項7目、ここにわくわく推進協議会とありますけれども、その推進協議会の委員報酬とありますけれども、委員会のメンバーが何人で、メンバー構成はどのようになっておりますか。

村づくり推進課長（村山宏行君） わくわく推進協議会ですけれども、こちらについては7名です。一般村民の方々ということになります。そういった方々に村の6次総に関連するような取組、そういったことの検討、それからある意味実践も兼ねてということで、そういった検討をいただいているところでございます。こちらについては1回当たり2,000円程度の報償ということで考えております。

委員（渡邊 計君） では、その下の心の復興事業補助金ということで1,200万円ほど上がっていますが、これの内訳はどうなっているのでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） こちらにつきましては、国の補助金によりますもので、4団体から、今のところはそういった申請が上がっております。それぞれの団体名を申し上げますと、村の庭、各個人の庭のほうをオープンガーデンということで開放しながら、来る人の交流に役立てたいというところの団体、それから、前にありました川俣町の「キツツキの会」、そちらのほう、現在もいろいろ活動を行っておりまして、そこで培われた交流をさらに進めるということで、そういった申請が上がっております。あとは「飯館までい文化事業団」ということで、代表は福島大学の黒先生になっております。こちらでは様々マルシェであるとか、そういった活動の分が上げられている。それから、もう1名が、「ふるさと飯館で自分らしく生きよう会」ということで、こちらの代表は、菅野クニさんになってございまして、村の産品等を使っていろんな商品開発につながる取組でありますとか、特産品開発につながる取組、そういったことの研究等を行って、活性化につなげたいということでの申請が上げられているところでございます。

委員（渡邊 計君） これは上限幾らで、何団体という形ではなく、単なる申し込んだものに対しての予定額に対して払うのか、その辺はどうなっているのか。あと、それ今の説明を書き切れないので後で資料を頂ければと思うんですが、上限はないのかどうか、その辺のところお聞きします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 上限の件は確認させていただきたいと思います。ただ、各事業を事前に計画書を上げていただいて、これこれこういった費目にこういった事業を行いたいということで申請を上げていただいて、それを国のほうにつないで行っている事業でありますので、詳細の内訳を出せるものについては提供したいと思います。

委員（渡邊 計君） それで今4団体で1,200万円ということですが、去年は7団体で1,200万円なんですよ。団体数が違う中で予算額一緒ということは何らかの縛りがあるのかなと思って伺いましたんですけども、そのところもう一度お願いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 併せて調査をしまして報告させていただきます。

委員（渡邊 計君） 次に、18ページ一番下になります2款5項1目、ここに住宅土地統計調査委員報酬ということで、あとは現住人口調査、そういうものが上がっておりますが、この中で一番上の住宅土地統計調査員報酬ということで、報酬費が前年は、これ17万円ほど上がっていたが1万2,000円と、要は1万2,000円だと1日か2日ぐらいの仕事の報酬なのかなと思うんですが、下2つは、前年とほとんど同額なんですが、これだけの報酬で終わる仕事なのか、この仕事内容は何なのかお伺いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 住宅土地統計でございますが、この分につきましては、本調査というのは、全体やるような機会が何年かに一遍あるわけですが、基本的には区域の選定を国のほうからされまして、このエリアの住宅について調べてくださいというような抽出の検査、調査になります。ということで、今回の場合は1名のみということでの調査員分を計上しております。

委員（渡邊 計君） 今回1名ということで1万2,000円ということらしいですけども、じゃあ去年が17万円上がっていたということは、何人去年は使ったということですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 昨年の部分については、経済センサスということで上がっているようでございます。こちらについては、事業所等、そちらの調査ということになりますので、三、四人かな、ちょっと分かりませんが、そんな形で調査項目が違うということでもあります。

委員（渡邊 計君） じゃあ次に行きます。19ページ、2款1項6目の移住・定住・交流事業費ということで、下のほうに交流・移住・定住等促進支援業務ということで7,800万円ほど、あとその下が空き家バンク関係で880万円、それから移住・定住ツアー企画で880万円、それから推進支援業務で1,300万円ほど上がっていますが、これらの内訳、地域おこし協力隊とか、いろいろ情報発信とかってありますが、その内訳的に分かりましたらお願いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 移住・定住・交流に関わる部分の支援事業ということでありました。こちらの部分であります。まず交流・移住・定住の一番上7,809万1,000円の部分であります。こちらについては移住・定住の窓口設置というのがまず主な仕事というふうにしております。当然、その窓口設置に係る機械器具等、それからそういった相談に来られた方々のサポート、それからパンフレット等も作成するというようなそんな業務になっているところでございます。失礼しました。追加資料の9ページのほうに載せてございます。こちら内訳で、移住相談窓口が3,300万円ほど、それからパンフレッ

ト作成が850万円、それから地域おこし協力隊の支援ということも業務に入れておりました、こちらで1,300万円、それから上記の策の交通経費ということで2,200万円という、そのような内訳ということでございました。

委員（渡邊 計君） 私たちはこうやって資料もらっているから、目を通せば分かるんですが、この放送を聞いたりしている人っていうのは全然分からないわけですから、わざと議事録にも残るようになって聞いていくわけですけども、地域おこし協力隊の支援ということで1,377万円ほど出ていますが、地域おこし協力隊の人数は何人ぐらいでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） こちら追加資料の3、4ページということでありまして。現在は5名です。1人今年度で卒業しますので、来年度確定しているのは4名ということでありまして。2名については新たに募集をしたいということで、全体で6名の枠ということでの要求をさせていただいたところでございます。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

（午前10時57分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午前11時10分）

村づくり推進課長（村山宏行君） 先ほどのご質問の15ページ、2款1項6目の一番上、委託料の深谷復興拠点、それから伊丹沢センター地区管理除草ということでありまして、増えたのは伊丹沢センター地区の除草作業ということでございます。実は、伊丹沢復興住宅地内に、1か所公園がございます。こちらの管理がされていないということで、以前は住民の方々が管理をされていたんですが、今人が少なくなって何とかしていただきたいということで行政区のほうから要望をいただきまして、村のほうでそこを行うということでの計上でございます。

続きまして、16ページの心の復興事業、先ほどのご質問で、上限があるのかということでありまして、上限200万円ということで確認をいたしました。先ほど4団体ということでご紹介をいたしましたけれども、申請上は一応7団体を見込んでいると、いわゆる先ほど申し上げました4団体については、継続で来年も実施の意向があると確かなものについてご紹介をしたということで、ほかの3団体についてはこれから要望が上がってくるものに対応したいということで見込んでいるということでございます。

委員（渡邊 計君） 今、前のやつで16ページ、上限200万円で7団体ということでありまして、継続が4団体ということは、今の4団体は1,200万円のうち幾ら使って、残り3団体が幾らになるのか分かりますか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 来年度の申請をまだいただいているわけではありまして、経費のほうの詳細はまだつかめておりません。ただ、昨年の実績というものがございまして、いわゆる令和3年度に行っているものの実績から上限200万円ではありまして、200万円までは行く団体はほとんどないのかなと思っているところでございます。

委員（渡邊 計君） 実績に沿ってやっているならば、後でこれの4団体への実績が分かりま

したら資料で頂きたい。

次に、19ページ、交流・移住のすぐ下でありますけれども、空き家バンクに関してでありますけれども、この空き家バンク、今回880万円ほど上がっておりますが、前年は空き家バンクに関しては登録報償費が48万8,000円、空き家バンク登録調査報償費が55万円ということなんでありますけれども、今回880万円上がって、物件調査費、それから空き家バンクへの登録報償となっておりますけれども、これらの内訳をお聞きします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 空き家バンクの経費の内訳ということでございますが、実は令和3年度までにつきましては、空き家の調査、それからあっせん業務については、村が直営で行っていた部分でございます。来年度、移住関係の交付金、その活用ができるということで、委託を考えておまして、そちらの分を計上したところでございます。

内訳であります、空き家、空き地の選定ということで、これはあくまでも参考見積ということで取った部分でございますが、110万円ほどです。それから、空き家の活用に向けた順位づけ、そういったところで55万円というそんな見積りになっております。基本的にはほぼ人件費ということでありますので、その他、空き地、空き家の活用案とか、それから活用方針の決定、そういったところが上げられているところであります。もちろんあくまでも参考ですので、これが全て経費そのままかかるというものではありません。

委員（渡邊 計君） 今110万円と50万円という話が上がってきたんだけど、880万円上がっているんで、この880万円の内訳を知りたいということなんだけれども、今説明を足したって160万円ぐらいにしかなくなっていないわけだけれども、その辺どうなっているのか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 積算の参考程度ということでお聞きいただきたいんですが、このほかに上げられていますのは、空き地、空き家の持ち主への意向調査で110万円、それから空き地、空き家の活用に関する支援制度の検討、これで165万円、それから空き家、空き地活用方針の策定で115万円、そこに経費がかかるということでの見積りで、参考でいただいているものでございます。当然、この後、村のほうで入札をかけて、なるべく低廉なものになるようにしていくということでございます。

委員（渡邊 計君） 書き切れないので、参考でよろしいんですが、資料を出せるなら後でお願いいたします。

それでこの空き家バンク、移住・定住・交流の中で、これ村のほうでもずっとやってきたわけですが、いろいろ話を聞きますと、移住・定住の希望者はいるが、空き家が足りないんだという話も伺うところなんであります、その辺、現状はどうなっているんでしょう。

村づくり推進課長（村山宏行君） 現在、空き家・空き地バンクに登録されている方々、今村のストックであります、22件でございます。そのうち、家屋については4件、あとは土地という形になってございます。

委員（渡邊 計君） 今、移住したいなという形の希望者が何人ほどおられるんですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 常時三、四件のいわゆる問合せはいただいている状況であります。ただ、どうしてもお家賃、それから、資金的に潤沢な方というのはなかなか少

ないということがあります、そこのマッチングというのはなかなか難しいというのが現状でございます。

委員（渡邊 計君） その中で、今後村の人口を増やすということになりますと、やっぱりこういうところに力を入れていかなければいけないということになるんでしょうけれども、今来たいなという人が4人ぐらいで、空き家が4件と、これが埋まった場合、今後、空き家とか、そういう移住したい人に対しての家とかはどういうふうにしていくという考えを持っているんでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 空き家・空き地バンクのほうに登録されている方というのはやはり現状では少ないというような状況であります。ただ、家屋のほうを村のほうに持っていらっしやって、なおかつ当初は活用する見込みで村のほうに置いたけれども、実際は使わないというような方もこれから出ないとも限りませんので、引き続き、そういった方々に空き地・空き家バンクの登録をお願いしていくということになるかと思えます。なかなか移住の方々に対応できるというような、そういうようなストックを今持ち合わせていないという状況でありますので、そういったところも含めながら、今後も移住・定住策を進めてまいりたいと思っております。

委員（渡邊 計君） じゃあその下、やはり今度移住・定住促進ツアー企画運營業務ということで、やはり880万円上がっております。これにも村内ツアーの企画運営とか、いろいろありますが、これらの内訳もまだ計画段階ではありますでしょうかけれども、大ざっぱで構いません、内訳をお聞かせください。

村づくり推進課長（村山宏行君） これも参考見積ということでご紹介いたしますが、交流イベント、それから先進事例の調査ということで100万円、あと飯舘村での実際の交流イベントツアーの企画運営で300万円ということでその他諸経費ということで上げられているところでございます。

そこで今の部分では400万円、それからいわゆる業務に当たるための賃金と、それから交通費等の計上で400万円という計上でございます。

委員（渡邊 計君） 交通費400万円というのは、要はツアーのバス借り上げとかなんとか、そういう内容になってくるんでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 最後に申しあげました400万円というのは、いわゆるスタッフのほうの交通費等ということになってございます。

委員（渡邊 計君） では、その下にまた交流・移住・定住推進支援業務、その上のときは促進支援業務だったんですけども、この推進支援業務で1,300万円ほど上がっているんですが、これ促進と推進とどこが違って、この推進業務の内容はどんな内容なんですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 追加資料の17ページ、こちらに載せていただきました。まず、6次総の計画で非常に交流・移住・定住というのが重要なファクターであるという認識に基づいて、そこの関連を探りながら進めたいということでございます。計画の準備、それから進捗状況ということで、このように載せております。経費の内訳については、一番下ですね。いわゆる直接に利益、コンサル業務ということになりますので、

人件費がほとんど、あとその他諸経費という形で計上であります。こちらについても再度中身のほうについては入札で見直しながら進めたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 促進のほうは説明資料を頂いているんですが、今推進のほうに関してはコンサルタント料とかなんとか、諸経費とか言ったんですが、推進支援業務というのは何なんですかと聞いているんです。

村づくり推進課長（村山宏行君） 17ページに記載しました表題、こちらのほうが合っておりません。促進事業ではなくて、推進事業でございました。申し訳ございません。

委員（渡邊 計君） 今頂いているほうが推進事業ということであるとなると、私、昨日請求したのは、促進支援事業の説明の資料を請求したんですけれども、勘違いして出てきたのかということなので、であるならば、あとは促進支援業務のほうの資料を頂きたい。よろしいですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 促進支援業務については先ほどご答弁申し上げましたものと、それから追加資料の9ページのほうにこちらのほうの内訳を載せていただきました7,809万1,000円の内訳がこのとおりでございます。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。

（午前11時26分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

（午前11時27分）

委員（渡邊 計君） では、次に20ページ、移住・定住・交流事業なんですけれども、金額は出ているんですけれども、何件、要は何人に対してか、前年度は2件とか、3件とか、5件とか、件数が出ているんですが、今回のこの説明には何件という説明がないんですが、その辺をお聞きします。

村づくり推進課長（村山宏行君） ただいまの質問であります、20ページの2款1項6目の18節飯舘村移住・定住支援事業補助金の1,944万円の件数についてでございます。

まず、住宅新築最大500万円という部分、こちらについては1件を見込んでございます。その下、空き家購入は最大200万円の補助というこちらについては2件分。それから一番下、住宅修繕100万円、こちらについては6件分。

以上です。

委員（渡邊 計君） では、その下のスタートダッシュ補助金、それから地域おこし隊の支援員補助金、その下、これも件数をお願いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） こちらのほう、まずスタートダッシュ補助金について200万円、こちらについては起業される方々に向けたソフト事業ということでの準備、それから下のスタートサポートですが、こちらについてはこれから行う方々の準備に充てるということで30万円の補助。件数としては3件を見込んでおります。それからスタートサポート事業については5件ということになっております。

委員（渡邊 計君） 地域おこしの協力隊のほうは何件ですか。

村づくり推進課長（村山宏行君）　こちらについては定額100万円と決まっておりますので、3人分でございます。

委員（渡邊 計君）　次に、21ページに行きます。ちょうど中段ですが、きこりの管理運営業務ということで5,471万9,000円ほど上がっていて、今回、このきこりとかそういうところいろいろ指定管理の議案も上がっていますが、指定管理はいいと思うんですが、今回指定管理に上がってくる中のほとんどが、社長及び代表者が村長になっています。つまり、自分の代表している会社に自分で予算をつけると、そして今後赤字や何かになったときに是正勧告を出すときにも、自分のやっている会社、自分が代表のところ自分で是正勧告を出すと、法的に問題はないんでしょうが、ちょっとおかしいのではないかなと。充て職であるならば、村長が予算をつくって出してやるのであれば、村長がその代表をやっていること自体が私はおかしいと思うんですが、その辺、どのように考えていらっしゃるのか。

総務課長（高橋正文君）　委員、おっしゃるとおり、村長が代表になっている各種団体が幾つかございます。今おっしゃったように、法に触れるようなことはないと認識しておりますけれども、ただその村のほうで、そちらの各種団体に業務を発注する等も場合によってはあると思いますので、その辺、今後、疑念を抱かれることのないように、各種団体の長を兼ねていかどうかというのも検討させていただきたいと思います。

委員（渡邊 計君）　常識的に考えておかしいと思うんだよね。自分の会社に自分が予算つけてやる。それも国の税金を使って出してやる、村の税金を使って出してやる。これは道義的にもおかしいのではないかと、村民の間からもうおかしいんじゃないかという声が聞こえてきているんで、ここで聞いているんですが、これをどうするかじゃなくて、今後、この代表者を替えていくべきだと思うんですが、その辺は替えない方向でいくのか、替える方向でいくのか、今後の協議でしようけれども、今段階ではどちらのほうに重きを置いているのか、もう一度伺います。

村長（杉岡 誠君）　この件に関しては以前も答弁を申し上げているかと思いますが、今現在は確かに私が代表を務めているものがございます。ただ、それは村の政策的な部分であったり、もともとは営利企業として見れば民間団体だという見方もできますけれども、例えば振興公社に関しては、農業部門、畜産部門も再開できていないような状況の中で、きこりという部分を請け負いながらやっているというものがありますので、しっかりその道筋をつくるということが、私が兼務することによってできるかなという考えの中で、今、務めさせていただいております。

ただ、これを永年ずっと続けていくということではなくて、それは委員がおただしの部分も含めて今検討するという話もありましたけれども、しっかりと私ではない者が務められる状況に持っていくのが私の務めかなと思いますので、そこまでの暫時の間の、私の務めかなと思ってございます。

以上であります。

委員（渡邊 計君）　できるだけ充て職という形もあるのであれば、副村長でも構わないのかなと。おかしいのは本当に是正勧告を自分が自分に出すって、こんなのはあり得ないこ

とです。それで、この後で道の駅の話も同じことで出てくるわけですが、例えば道の駅、村のほうで株式の出資が多くて、村長が社長になっておりますけれども、であるならば、村長、道の駅の経営に関してどこまで知っていますかということになるんです。どこまで経営に口出ししているんですか、どこまで分かっているんですか。道の駅に来た買物のお客さんがどういう要望を出しているのか、あそこで働いている人がどういう要望を出しているのか、どこまで分かっているんですかということになっちゃうんです。でも、村長多忙でそこまではなんてできないでしょう。

ですから、これはもう即座に替える方向で進んでいきたい、いってほしいというのが私の思いであります。これは、今後検討事項だと思しますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思う。

それで、その下の要は14節工事請負費、3億5,000万円ほど出ております。これに関して我々が産業厚生委員会でも前に視察に行きまして、説明を受けた中でも耐震構造がなっていないんで震度3ぐらいの地震が来れば、同じくなるということで我々委員会は、これは建て直さなきゃいけないなと思って見てきたわけでありましてけれども、この3億5,000万円ということは基礎じゃなく上屋だけということなのかと思っておりますけれども、上屋だけ直して耐震的に十分賄えるのかどうか、その辺の説明を求めます。

村づくり推進課長（村山宏行君） 追加資料の6ページのほうに、今回、改修についての建て替えから改修になった理由をとということで、これは追加資料については、高橋孝雄委員から頂いたものでございますが、このような形でまとめております。まず、当初、2階の部分がかなり壊れるというのがあって、建て替えも視野に入れなければならないのではないかというような想定でございました。ただ、中身の詳細調査、今、結果まだでありますが行っているところで、中間をいただいたところであります。2階の部分で、部材の中で筋交いに当たる部分、そちらの部分で、どうも緩んでいるというような結果が上がっております。こちらについて取り付け、交換でしっかりすることによって復旧できるのではないかとということで、修繕により行いたいというものであります。

それから、2つ目の理由で建て替えということでありますが、該当する補助金が今現在ございません。あの建物については農水省の補助事業でやったという経過がありまして、同様のものを使うところができないということがあって、財源の確保ができていないということがあります。

それから、3点目が、建設時に農水省の補助をいただいているというところで、建て替えの場合まだ補助年限が残っているんです。こちらの部分で取り壊しとなってしまいますと補助金返還ということが生じてしまうということがありまして、今回、修繕のほうでいきたいと考えているということでございます。

委員（渡邊 計君） あれをちょっと見て修繕だけで直るとは思えないような傷みなんですよ。それで、要は大震災で壊れて、一旦直して、その後の余震で壊れて、それも直して、去年の2月の地震でまた壊れたと。これを根本から直さないで、また震度3、4ぐらいの地震で壊れないという保証はあるんでしょうか。そういう耐震の検査、そういうものをしっかりやらないと、また直しました、壊れました、堂々巡りやっているようになる

んです。そして、あそこは宿泊棟として、村のほうでは村内唯一の多人数の宿泊所として経営したいと思うんですが、そうすると人件費がまだまだこれからかかってくるんですよ。となるならば、しっかりしたものを建てて直しておかないと、またあちこちあれほど大きく壊れなくてもまた、どこが壊れた、ここが壊れた、それにまた経費がかかってくる。それで果たしていいのかなと、急いで直すものじゃなくてもっと徹底的な調査をした上で直すべきかと私は思うんですがいかがでしょうか。

副村長（高橋祐一君） これに関しては、度々地震の被害ということで、地震の耐震っていう部分がやっぱり震度5以上という部分になるとなかなか確保できないというふうに思います。今、村づくり推進課長からお話があったように、調査を再度させていただいています。やっぱりその調査を基に再検討しながらやっていかなきゃいけないかなと思っています。基本的にはやっぱり予算の確保というのがなかなか厳しいところがありまして、その予算規模からすれば改修という形になりますが、今回、設計っていう形じゃなくてプロポーザル方式で、いろんな提案を受けながら、その中でどれが一番いいのかという検討も含めて進めていきたいなと思っています。再度、やはり新たな被害が起きない形で宿泊者の安全を確保しながら進めていくっていう方針は変わりなく検討したいなと思っています。

委員（渡邊 計君） 私もビル建築のほうに20年ほどやってきまして、今回修繕するとなると恐らくボード、内張り全部剥がすようになると思うんですけども、その中で1つでも2つでもねじれているようなことがあれば、そこから振動が伝わって壊れやすくなるんですよ。これ不思議なもので、しっかりしておかないと壊れやすいので、調査段階でもし修繕で直すのであれば、しっかり調査した上でやらないと、また震度3、4、そのくらいの地震でまた同じくなるのではないかと。これに関して産業厚生委員会では一度見ましたけれども、修繕となるならばもう一度確認する必要があるのかなと思っていますんで、その辺のところは今後、村のほうもしっかりと調査して、二度と簡単に壊れることのないようなものを造っていただきたいなと、このように思っております。

では、次、22ページ、7款1項1目のところの中段にプレミアム商品券、今年は1万7,000冊ということになって、前年より2,000冊ほど増刷するということではありますが、これがだんだんみんな使い方が分かってきたのか、すごくみんないいと、喜んで使っている。そしてロシアとか、そういうものの関係で原油がこれまで以上に跳ね上がるんじゃないかという中で、あのプレミアム商品券を使って飯館でガソリン入れますと、もしガソリンが200円まで行っても、国が25円出して175円ぐらいか、もうちょっと上がって180円としても、プレミアム商品券使うと、リッター120円で入れられる。これは本当にありがたいものです。

そして、農業関係、あるいは家庭菜園やる人たちが肥料を買うにしても、農協に行って肥料を買うにしても、6月では遅いんですね。やっぱりできるだけ早く、5月からできないかと私は思うところではありますが、去年も聞いたんですが商工会のほうがということで商工会のほうに行って調べましたら、商工会は5月に役員会とかいろいろあるもんで忙しくて対応できないと。しかしながら、販売だけならば道の駅、あるいは役場でも

できるのではないかと、換金を1か月業者に協力いただいて遅らせれば、販売だけならできるんじゃないかと。これだけみんなが使い勝手がよくて喜んでいるプレミアム商品券、できるだけ長い期間で使用できたら、村民もうれしいのではないかなど、私もこれ、喜んで使わせていただいております。その辺の検討はしていただけるのかどうか、お伺いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） プレミアム付商品券ではありますが、事業名的には事業再開・帰還促進のための事業となつてございます。つまり商工会さんが取りまとめを行うことによって、村内のその協会に加盟されている事業所の機関であったり、事業再開をまずは主眼に置いている事業ということでもあります。ただ、運用上、村民の方に非常に便利ということもあって、早くできないかということで、お気持ちは非常に分かるというところがございます。ただ、ほかの自治体もやっておりますが、飯舘村の場合は一番早く販売を開始して、これでもですよ、6月1日で一番早く販売を開始をして、1月末まで、これも一番遅くまで販売をしている自治体なんです。非常に目いっぱい頑張っているということをご評価いただきたいなと思います。

ご要望の時期をもう少し早められないかということなんですが、こちらについて再度商工会とも協議をしながら検討してまいりたいとは思っております。

委員（渡邊 計君） 予算って、村民のために使う予算であり、そして村民が切望しているこのプレミアム商品券をもう少し長期間で使っていただきたいという声が聞こえてきているから、私、ここでやっているんですけれども、これこそ村長、わくわくするような施策じゃないですか。3分の2の金額でいろんなものが買える。これが私から言わせると村長の言うわくわくする、そういう施策だと思うんですが、ぜひ、あと1か月早く検討していただきたいと、切にお願いします。

では、次に23ページ一番上、移動スーパー出店報償、この内容についてお伺いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 移動スーパーの出店報償でございますが、今現在こちらについて、川俣町のスーパーのほうに、週1回、土曜日に道の駅までい館前で、生鮮品の販売を行っていただいているものについての報償でございます。その分を計上しているというところではありますが、売上げについてはなかなか厳しいという、そういった回答をいただいているところがございます。

委員（渡邊 計君） あそこで生魚、生肉等を週に一度売っているということで、本当にありがたいことなんですが、もう少し周知する面できっちりすればもう少し売上げが上がるのかなど。

それと、この販売に関しては、今、移動販売ということで、ファンズさんともう一つオレンジさんという業者が入っておられますが、ファンズさんが以前入ったときに国から補助金が出ていたんですが、ファンズさんがたまたま事故を起こして3か月ほど営業できなかつたというときに、私たちが伊達仮設にいたときに、そこに移動販売で来ていただいたオレンジさんに、私が声をかけまして「入ってくれないか」ということで入っていただいて、それでファンズさんが南のほうのときオレンジさんが北部、ファンズが北のときオレンジさんが南部ということになりまして、要は今まで週1回だったものが、

結局週2回買物ができると、十分間に合うのではないかなということになっているわけなんですけど、ファンズさんのほうにだけ国から補助が出ているわけですけども、オレンジさんのほうには一切出ていないと。国から来ている人にかけてたんですが、何かできないということだったんですが、これオレンジさんも一生懸命飯舘村のために自分の商いもあるわけですけども、でも飯舘全般歩いてくれている中で少なくとも、少しの補助はしてあげてもいいんじゃないかなと。ファンズさんだけにやっている。それは国からやっているから村は関係ないじゃなくて、ファンズにも出しているなら、村からも少しは出すべきかなと、飯舘村基金、今回6億円余計に積み立てて、自由に使える金、基金として30億円ほどあるわけですから、もっと利活用すべきかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 買物環境の充実ということではありますが、まずファンズさんにつきましては、週2回、月曜日と木曜日、これは集会場を中心に回っていただいているところがございます。これに加えて村のまでい館前で土曜日ということで、合わせますと週3日ファンズさんが村のほうに来て販売を行っているところでもあります。こちらについては一応集会所中心ということで、不特定多数の方々を相手にとということでのものなので、国のほうに補助金申請をしていただいて、助成金をいただいていると、そんな状況と見ております。

それから、委員おただしのオレンジさんなんですが、いろいろ聞き取り調べをしました。週2回、月曜と木曜日に主に村の北側、佐須それから前田、白石、それから飯樋と大谷地の団地、あとは宮内、そういったところで回っているというところがございます。客については1日当たり約20名程度ということで、これは震災前から飯舘村で移動販売をしていたという経過から、そのつながりで仮設のほうにもお邪魔して販売を行っていたと。現在もそのつながりが生きていて、今、村のほうで販売を定期的に行っているということがございます。基本的なこの制度は国のほうに、そういったいわゆる移動販売助成金という制度がありますので、そちらをできれば利用していただきたいなと思うところでもあります。ただ、村独自でできないかということではありますが、今現段階ではちょっと考えておりませんでしたので、今後検討させていただきたいと思います。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分からとします。

（午前 11時57分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後 1時10分）

委員長（佐藤健太君） これより質疑を許します。

委員（渡邊 計君） 午前中の続きですけども、先ほど課長から移動販売のほうの説明を伺いましたが、課長のファンズさんのほうが週2回って説明でしたが、週2回というのは、実際は週1回なんですよ、村を半分にして、北半分、南半分、ですから1回しか来ないということで、それとファンズさんがたまたま事故で販売できなかったという

ことでオレンジさんに入っていて、両方ずつ半分ずつ歩くことになると週2回入るということで、実際それを利用している人たちに聞くと「いや1回じゃあ足らなかったのが2回歩いてもらって助かっている」というお言葉も聞いておりますので、先ほど要望したようなことも、今後よく検討していただきたい。

では次に、同じ12節委託料ですけれども、はやま湖花火大会運営業務、総合的観光情報発信業務の委託先が分かりましたらお願いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） まず、はやま湖のほうの委託であります。こちらについては村として行政区を中心としました団体、あくまでも大倉地区の祭りということもありますので、そちらを考えていると思っております。

それから、総合的観光情報サイトについては、これから入札という形になります。

委員（渡邊 計君） じゃあ次に25ページに行きます。交通安全対策事業の中の交通安全施設保全に関わる作業ということで、前年より大分予算が増えているんですが、これの内容、ということなのか説明願います。

住民課長（山田敬行君） こちらにつきましては追加資料の32ページの一番上のところですね、去年と比較して14万3,000円増加ということであります。こちらにつきましては、交通安全の施設、カーブミラーの保全等、カードレール等、すぐに住民、行政区から要望があったときに補修するということでありまして、実績ベースでも8万9,000円でなかなか対応し切れない部分があったということで、令和4年度につきましては、作業日数、作業時間、あと重機の区分を増やすということで増額になっております。

委員（渡邊 計君） あと、交通安全に関わると思うんですが、一昨年、運転免許の自主返納の支援策をつくっていただいたんですが、去年からなくなって今年もなくなっていると。ほかの自治体等ではこういうことを行っているわけですが、当村はせっかく立ち上げたものを1年だけで終わらせた。今後やる予定はあるのかなのか、お伺いします。

住民課長（山田敬行君） 運転免許自主返納につきましては、ご質問にあったとおり令和2年度で予算措置をして、中身は免許返納後にバスとかタクシーの利用券、それからシニアカーへの補助ということでありましたが、予算の実績については、予算編成時点で実績がないと、結果的には1件のみの補助でありましたが、そういったことで令和3年度の予算計上はありませんでした。こちらの問題につきましては、免許自主返納、免許持っていない方も含めて交通安全、高齢者の交通安全対策もありますし、高齢者の移動手段の確保とか、健康増進とか交流の機会とか、いろいろ対策的に多岐にまたがっていますし、行政だけの支援でそれを解決するのなかなか難しい面があります。

一方で、村では生活支援ワゴン事業ということで、言わば公共交通の部分の事業をやっているということでもあります。ですので、今のところ令和4年度につきましては予算措置を行ってないということです。

委員（渡邊 計君） 私、これ失敗したのは、自主返納した人への見返りとしてバスの無料乗車券とか、タクシーとか、あとはラクタータの15万円補助とかありましたけれども、バスの無料券とか回数券を頂いても、その人たちはバスの乗るところまで来られないんです。それと周知がなってないんじゃないか。今免許を返納する人たちというのは、今の若い

人たちと違ってその当時免許を持った人、車を持っていた人たちというのはステータスな
んですよ、その人たちの。その人たちが免許を返すっていうことは本当に一大決心をし
て返すわけで、その中でそれに対する支援が、バス代とか、タクシー代とかじゃなくて、
結局は一番迷惑がかかるのは、そのお子さんやお孫さんなんですよ。「どこどこへ行く
から乗っけてくれ、どこどこへ行くから乗っけてくれ」と、であるならば、私はプレミ
アム商品券、あるいは今回村で通帳から落とせるような税金のシステム、そういうもの
に申し込んだ人に道の駅で使える商品券とか配って、そういうもののほうが利用価値随
分あるんです。そしてそれはそんなに手数料もかからないのでできる話で、村でやってい
る事業ですので、本当に免許を返した人にぜひやっていただきたい事業だと。それで、
その支援、返したことに対してのもらえるものが使いやすいものであればあるほど、そ
してきっちり周知すれば、もっともっと申し込む人があると思うんです。ぜひもう一度、
再考いただきたい。これはお願いしてそこで終わります。

次に、飛ばします38ページに4款4項1目、ここに訪問診療事業ということで1,200万
円上がっております。この先生が、前に富岡のほうの病院に勤めていた先生だという話
は大体伺っておりますが、差し支えなければこの人の経歴及び名前の発表をお願いいた
します。

健康福祉課長（石井秀徳君） 追加資料で提出をさせていただいております一番最後のほうに
なりますが、65ページをご覧くださいと思います。こちらに医師の経歴について上
げさせていただいております。お読みします。お名前につきましては本田 徹先生であり
ます。年齢的には74歳ということであります。経歴はここに記載のとおりでありませ
が、直近ですと震災以降、福島県のいわき市の福島労災病院のほうにお勤めになられていま
して、その後2019年からは双葉郡広野町の高野病院のほうに常勤医として勤務されてい
たということであります。昨年12月で、この広野の病院のほうの契約が終了となったこ
とから、お話をさせていただいて、この村のほうで訪問診療についてご相談をさせてい
ただいて、快く本人も希望もそういう部分があって、今に至っているような状況であり
ます。

以上です。

委員（渡邊 計君） 高齢化が本当に極端に進んでいる当村においては本当にありがたいこと
だと思います。ただ、この診療方針ですけれども、どちらかという訪問診療のほうを
中心に行うのかなということでもありますけれども、それとここにはいいたてクリニック
の診療時間を増やすということも書いてありますが、これ訪問診療となると、土曜日曜
も関係なく動いてくれるのか、それと、診療した場合に新しく薬を出すときに、薬を交
換するための紙、そういうものをどこからどういう形で出していけるのかと、1人で診
療できるのかと。昔、確かに大分40年も50年前の話ですけれども、飯舘に診療所があっ
た頃は、往診の際には必ず看護、昔は看護婦さんって言ったんですね、今は看護師です
が、その人がくっついて歩いてたと。それとこの人が、今回飯舘に来たばかりで、
今はナビというのがあるので行けないことはないかと思いますが、細い道路とか
そういうのは載っていない場合もあるので、その辺、看護師をつけるという形を取るの

か、あくまで単独で動いてもらうのか、その辺はどのような方針でいくんですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 委員おっしゃるとおり、訪問診療を重点的にということでは想定をしているところであります。その往診、あるいは訪問診療、確かに以前ですと往診ということで回った経緯があります。道については非常に飯舘村の道、整備されてはおりますが、今のゼンリンの地図見ても家がなくなっていて、なかなかナビについても分かりにくいという状況であります。現在、飯舘町にあります訪問看護ステーションとの連携の中で、今現在その高齢者宅等も含めて事前にその辺のルートも含めて歩きながら覚えているという状況だと聞いております。

それから、土日も含めてなのかという部分であります。基本的には土日は診療を行うということではないと理解をしているところであります。ただ、どうしても緊急的な部分あるかと思えます。電話等の相談については受けていただけるのかなと思っております。訪問診療、あるいは訪問看護の中で24時間対応するという業務も実はあることはあるんですが、そういう体制が今村内の中に整備されておりません。訪問看護ステーションも含めてということで、24時間体制の訪問看護、あるいは訪問診療という形ではなくて、今のところ、通常の日中、あるいは、ただ、緊急的にあった場合についてはご相談いただいてということになるかと思えます。

以上です。

委員（渡邊 計君） そこで、この1,200万円という金額が上がっていますけれども、これが果たして高いのか安いのかということになってきますけれども、来てくれるだけで確かにありがたいというのはありますけれども、それなりにやっぱり訪問なり、診療所で診療をしてもらわないと、かなり高いものになるのかなという思いもあるわけで、その辺をもう少しどんどん煮詰めていっていただきたいなど。

それで、これ報償費1,200万円、これは財源の出どころはどうなっています。

健康福祉課長（石井秀徳君） 今のところ、特に補填される財源というのは想定しておりません。今のところは一般財源ということになるかと思えます。

委員（渡邊 計君） これはまた、ほかの委員さんたちも詰めるので、次に、70ページに行きます。10款4項2目17節、備品購入費の中に天体望遠鏡ということで上がっておりますが、天体望遠鏡で星を見るとかのため、日中でも星は出ているわけですがけれども光で見えないわけですがけれども、これの利活用方法はどのような方法で行うのでしょうか。

教育課長（佐藤正幸君） 利活用ではありますが、基本的には太陽の黒点等の観察で必ず授業で使いますので、そういった部分で主に使うということになります。

委員（渡邊 計君） 太陽光の黒点とかで見る場合、きちんとサングラスみたいなあれをつけないと、子供たちひょいとのもぞいて、それをつける前にのぞかれると目が間違いなく焼けますので、その辺十分注意をして、あとこれ、今のところキャンプとか何とかないですけれども、もし、今後はそういうことをやるのであれば夜の天体観測も、そういうところも活用していただきたいなどお願いしておきます。

それと次に77ページ行きます。10款5項3目7節いいたてYOITOKOツアー事業とありますけれども、これ新しい事業ということであると思うんですが、これ、つい先日、

私の部落の小宮で役員会があった中で、4月24日に、このツアーの中で田植踊りを披露していただきたいという要望が来ているんですが、その内容はどのようになっているのでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 追加資料の49ページに、今回のYOITOKOツアーの事業計画が載っております。この事業は交流人口を増やしていきたいということで、村の文化財であるとか、自然、それから郷土料理とか、そういった魅力を巡るツアーをやるということなんですけれども、それとともに村側としては長年懸案でありました指定文化財の周辺の整備であるとか、これは説明板だとか案内板が結構壊れていたりするものですから、そういった整備、それからあとその周りの草刈りとか、そういうこともやっていきたいと。それからあと、もう一つ懸案になっております民俗芸能の復活、再開というものもやっていきたいと思っております、そういった方たちに発表の場をぜひつくってほしいということで、このツアーの中で発表をしていただくということを考えております。これに対する練習費用であるとか、衣装とか、道具の補修の経費だとか、そういったものもこの中で補助をしていって、地域の財産、そういったものに改めて光を当てていきたいと考えております。

この第1回目のツアーは、今の委員のおただしのあった4月24日に予定をしております、ゲストの方なんかもお呼びをしまして、少し客寄せもしていきたいと考えております。行程としましては、そこにありますように、9時半に福島駅のほうに集合していただいて、村の天然記念物のミズバショウを見て、それからあと交流センターのほうで昼食を取っていただいて、あとこの松本春野さんという方は絵本作家でありますので、その方の朗読会、その後に小宮の田植踊りをじっくり見ていただいて、歓迎そういうことをさせていただければなと思っております。その後、花卉農家での収穫体験、または復興の桜辺りを回って、道の駅で買物していただいて、帰っていただくというようなツアーを検討委員会のほうで検討しております、大体こんなことでやる予定でございます。最終的には3月29日にもう1回検討委員会を開いて確定をさせていただいて、募集もしていきたいと考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） いいことだとは思いますが、小宮の田植踊りをやるためにこの予算から練習会に対して幾ら、当日幾ら出ていますか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 民俗芸能のほうで今考えておるのは、当日ご披露いただくのに5万円だったと思うんですけれども、あと練習1回当たり交通費として1万5,000円を出すというようなことで積算をしております、そういったことでご支援をさせていただければと思っております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 田植踊りに練習及び当日、何人必要か分かっているでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 田植踊りはそれぞれの地区でやっていただいております、多少人数の差はあるのかなと思っておりますけれども、小宮は結構人も多いということで、十五、六人か20人ぐらいはいらっしゃるのかなと思いますので、ただ、予算の単価が国

の基準で決まっているものですから、その中でできる範囲でお金を出していければなど
思っております。

委員（渡邊 計君） 練習のときでもやっぱり少なくとも十二、三人は必要で、当日は15人以上
20人ぐらいかな、着つけの人とかも出てくると。それでその地域の人に言われたのは、
「この金額でどうやってガソリン代、日当を出すんだ」と、「この人間に対して、結局
震災前は地域に人がすぐそばにいて、こういうものを残していかなきゃいけないと、そ
ういう意識でやっていた」と、「しかし、今これだけばらばらになった生活の中で、遠
方からも来ていただかなきゃいけない、そういう中で、この費用でどうやっていくん
だ」と、それで結局、区長さんのほうからも「結局、地域の行政区から金出さなきゃ絶
対できないよ」と、これ北海道の発表のときもそうでしたよね、かなり足りなくて地域
でかなりの金額出しているんです。

ですから、私、以前言ったと思うんですが、この民俗芸能を残すためにもっと金出して
いただきたいと、金があって練習とかそういうものを定期的に行ったりする、それだけ
の金があれば残していけますけれども、前みたいに近くにいない、そして、そういうも
のを残さないといけないという意識が薄らいでいる中で、結局、そういう費用弁償等
のような、あるいは遠くから来る、これ高校生も混ざっているとすると、親御さんが連れ
てこなきゃいけなくなる。ですから、本当に民俗芸能を残す気であるならば、去年、お
ととしと、CDにこの田植踊りと、比叢の三匹獅子ですか、何かCDに焼き付けて残し
たと言いますけれども、じゃあそれを見ながら再開するっていったってどれだけ大変か、
でも今継続していけるならば、大分違う。

ですから、今回のこの費用も全然足りない、そして今後も民俗芸能を本当に残すつもり
なら民俗芸能に対してもっともっと予算を取るべきと思うんですが、村長いかがですか。

村長（杉岡 誠君） 今、ご説明申し上げているいいたてYOITOKOツアー事業について
は、国の事業で採択を受けてということですので、今担当課長からお話し申し上げたと
おり、単価については国の承認を得た単価でというお話を申し上げたところです。

ただ、委員おただしのとおり、昨年比叢等でも事業をやりましたが、地域みがき上げ計
画という村づくり推進課のほうで持っている事業の中でも実はそういうことができます
ので、それプラスアルファで今回、YOITOKOツアー事業の予算を持ってきたとい
うふうに見ていただければ、実はあの地域が主体になりながら、あるいは地域が必要と
する若い方々の呼び込みということに、別の予算立ての中でもお使いいただけると考え
ております。生涯学習事業の中だけで伝統芸能ということをやっていくのはなかなか難
しかろうと思いますので、ちょっと課が分かれていてなかなか分かりづらいという部分
があれば、その辺はしっかり周知に努めたいと思いますけれども、村としては様々な予
算をつけさせていただいて、国の事業の中で整備する部分、やっていく部分と、ある
いは地域の主体的な部分の中でいろんなことをやっていただける部分と、両方、両側面
できるようにしたつもりでありますので、その辺で見いただければ結構ありがたいか
と思っております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今後の民俗芸能を残す意味でのその中での予算立てに関してはいかが考えていますか。

村長（杉岡 誠君） 肝心なところが抜けたかもしれませんが、私自身、地域みがき上げ計画という名前をつくりました。やはり地域にあるももとの、私の言葉で言えばふるさと資源という言葉を上申しておりますけれども、伝統芸能をしっかりと皆様の思いの中で、今まで培われてきたそのいろいろなものであったり、あるいは景観であったり、人のつながりであったりというものは非常に大事だと思いますので、そういったものには村の単独財源だけでやっていこうとすると、10年後を見据えたという中において、どこかで終わりが来てしまいますので、財源をしっかりと確保するという取り組みながら、おっしゃったようなことができるようにしっかりと事業も考えていきたいと考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今回、公民館から来た文書で、私、小宮の役員もやっていますので、その中でお叱りを受けてきましたので、今、村長のほうからみがき上げ補助金のほうも使えるような話があるんで、ただ、そういう説明がなくて単なる紙1枚で来ているから「こんなじゃできないよ、毎回毎回踊り披露するたびに、小宮行政区の金を手出ししなきゃやっていけないんだよ、少し考えていただきたい」と、私お叱りを受けてきましたので、今後、ぜひその辺をご理解いただいて、しっかりした予算づけをしていただきたい。

以上です。

委員（横山秀人君） では、収入の分について質問いたします。

まず、歳入の村税部門のところ、追加資料の収納状況ですので、33ページです。現在の収納状況で特に滞納のことについての質問ですが、まず1点目は今回の原発事故によつての避難で、土地の評価額は減少したのかどうか。

あとは資料の34ページもあるとおり、課税建物が減少しているのかどうか。

あとは、働き世代の方の転出によつて住民税が減少しているのかどうか。原発事故の避難によるために税額が減少している実情というのがあるのかどうかご回答をお願いします。

委員長（佐藤健太君） 横山委員、一問一答でお願いいたします。

住民課長（山田敬行君） 税のご質問であります。

まず、土地の評価につきましては、昨年度評価替えがありましたけれども、地目、宅地、農地ありますが、40%程度、震災前の評価に比べて落ちているということでもあります。それ以外、税の家屋の解体についても次の追加資料ありますが、こちらについても基本的には固定資産の課税に当たって、解体になればその分は評価から落ちますし、新築になれば3年なり5年の新築の免除期間ありますが、それらを反映した課税の基準になっています。あくまで予算につきましては、見込み見積りということで、その課税状況を見て、来年度の令和4年度の予算を、ある程度その状況を見て要求している内容であります。

以上です。

委員（横山秀人君） そうしますと、明らかに原発事故によって自主財源である村税のほうが、固定資産税について減少しているということで、今後、村の運営に対してその減収の分について、現在、国から補填があるのか、あと東電のほうから補填があるのか、また、これずっと続くわけなので、今後どのような方針でこの村の自主財源、村税の確保に努めるか、ご回答をお願いします。

住民課長（山田敬行君） 税につきましては、一部原発事故の影響で税収が落ちたということで、東京電力に賠償を行っている自治体も聞いていますが、なかなかその辺の合意が下りていないと聞いております。

一方、村としましても今まで国保、後期、介護については減免の落ちた分を国からの特例補助金で来ているという部分もあります。税については固定資産税も村の基幹の税目でありますけれども、今まで避難指示解除後3年間2分の1減免、その後、プラス村もその分を課税しないということで3年間減免してきましたが、令和3年度から課税が再開しております。ですので、全て原発事故の影響を財源的に措置されるかということ、全部はそうではないという面がありますが、いずれにしても適正な地方税法の中での一定の課税を行っていきたいと考えております。

委員（横山秀人君） どうしても地方税法ということだと、ほかの全国の市町村と同じような扱いになってしまうので、この避難を受けたということで、強く国等にこの自主財源の確保については要望していただきたいと思います。

こちらの説明書の15ページのところに、滞納繰越ということで、個人住民税、法人、あとは固定資産ということで合わせますと約300万円ほどの滞納繰越が出るんじゃないかということでございますが、この今の滞納の徴収状況、あと併せて今後どんなふうな体制で収納を行うか、ご回答をお願いします。

住民課長（山田敬行君） 滞納繰越の分ではありますが、追加資料の33ページをご覧くださいと思います。こちらが今の12月分といいますか、1月末現在の収納状況でありまして、一番下を見ますと合計の滞納繰越、収入未済額530万円となっております。昨年度令和2年度の決算でいきますと、630万円ほどでありましたので、100万円程度は落ちていますが、いずれにしてもまだ残っていると、ただ震災前の滞納からはかなり賠償等で減っておりますが、この辺、公平公正な課税の収納ということで、なかなかコロナもありまして、臨戸徴収等ができていない状況もありますが、催告書、電話での通告、分納誓約ということで、地道といいますか、行ってすぐに納めることは、なかなか難しい状況もありますけれども、適正な収納対策に努めていきたいと考えております。

委員（横山秀人君） 今年度不納欠損を行う予定というのはございますでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 本年度につきましては不納欠損を行う予定はないということであります。

委員（横山秀人君） では、続きまして、説明資料のナンバー6の15ページ、あとは追加資料の8ページ、いいたて魅力向上発信業務、予算額が2,196万2000円についての質問であります。

追加資料の中で、詳しい内容が記載されているんですが、ぱっと見た感じで東京、関東

圏へのマルシェとか、あとは都内著名人による料理研究家セミナーとか、何か対象を全国であるんですけども、関東圏のほうが多いのかなという気はするんですけども、考え方によっては地元から、村内とか、県内とか、特に県内の大学もたくさんあるわけですし、ここに記載されている東京大学、明治大学、大阪大学で飯館マルシェを開催して、その効果がどれほどあるのだろうか、少なくとも飯館に、名前を知っている、そして来ることができる、そういう意味では県内の大学で、この予算をかけて、倍ぐらいの数ほどとか、それができるんじゃないかと、そう思っております。ですので、まず、どうしてここが関東圏になるのか、そして、今後検討の中で地元の大学のほうでもこのマルシェが行われるのか、それを確認いたします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 今の質問の答弁の前に、先ほど渡邊 計委員からご質問ありました大倉のはやま湖花火大会の答弁なのですが、こちらのとおり、誤っておりました。先ほど大倉行政区が委託先と答弁したのですが、こちらは一般の業者であります。ただ、大倉地区からは、震災以前ですと県がはやま湖の森と湖に親しむ瞬間、それから、隣接する上真野地区とも連携をしながら大倉のイベントをやっていたということがあって、そちらもぜひ取り戻すような取組をとということで言われておまして、そちらの部分、意向を反映できるような業者の選定に努めたいと思っております。

続きまして、横山委員からのご質問であります。

今回このいいたて魅力向上発信業務の部分であります、実はこれ、交付金を活用ということで考えておりました。その交付金の条件なんです、例の加速化交付金なんです、情報発信について、いわゆる県外が限定という条件になっております。ですので、まずは村と協定を結んでおります大学、そちらを中心ということで組ませていただいたということでございます。ただ、ご指摘のように、県内の大学、福島大学、様々な学校がありますし、協力されている方もいらっしゃるということがありますので、そういったところを、この事業と関連する形で共通した取組など、そういったことが取り組めたらよろしいかなと思ひまして、そちらに向けて努力をしております。

委員（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、資料6の17ページ、そして追加資料の15ページ、村民の声、ネットワークや避難情報システムと避難に係る電算業務ということで、イタネちゃんに係る費用総額が3,155万1,000円の事業であります。こちらについて質問いたします。

追加資料の中の16ページで、利用状況がございまして、この数値というのは、当初、この3,000万円をかけるときに設定した目標数値から、どれぐらいのパーセントまでしかまだ行っていないのか、そちらの回答をお願いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） イタネちゃんアプリについてのご質問であります。

当初こちらの事業については、村民と村との連携を図るということ、情報発信をするためということで、当初のタブレット端末を全戸配布をして、そちらによって行ったものの代替という形で今行っているというものでございます。目標としますと当初は全戸にタブレットを配布したわけですので、当然それに代わる部分ということで、多くの方にこういったことでアプリのほうのご利用をいただければと考えるわけですが、なかなか

実績からいくと登録件数で815となっておりますので、なかなか厳しい数字かなとは認識しております。

委員（横山秀人君） 15ページの積算内訳を見ますと、例えば、利用状況を報告するためだけに1か月38万7,500円とか、年465万円のこの利用状況報告だけでお金がかかってしまう。この積算見積りについて、これが適当なのかどうかというこの判断というのは、役場内ではどのような形で行っているのでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） こちら、見積りのほうを載せているということでありまして。ご指摘のように単価的には高いのではないかというのは、ご覧のようになるのかなと思っております。ただ、この事業を各村民の方々と連携するために必要なものと思っておりますので、この辺、経費的な部分の見直し、それから、もっと低廉にならないのかどうか、そこの部分についてはこれからも調整させていただきたいと思っております。

委員（横山秀人君） 専用アプリなんでね、ぜひうまく活用していただきたいと思うんですが、実際はやっぱりその内容を見てみますと、今の飯舘村のホームページに、ただリンクで飛んであって、そこでPDFの書類を見よと、ダウンロードしてみろという形で、あまりにもちょっと不親切な内容になっていますので、ぜひ今後利用者と、あとまた利用してない方も含めて専用アプリということでイタネちゃんも使っていますので、ますます向上できるような検討会議を早急に開いて、内容の修正等を行っていただきたいと思っております。

続きまして資料6の19ページ、そして追加資料の移住・定住・交流にかかる予算なんですけれども、これをぱっと見るともう1億円を超えています。1億円を超えている事業なんですけれども、この説明資料を見る限りすごくざっくりとした資料になっています。まず、追加で資料をお願いしたいんですけれども、先ほどから概算見積りした結果とあるんですけれども、そしてその中に随所にスタッフの旅費が何百万円とか400万円とかっていう形も聞こえてくるんですけれども、これ、どこにその見積り依頼をして、この1億円にかかる事業を誰が行うのか、どういう形で今検討されているのか。

あわせて、この積算内訳が7,000万円なら7,000万円の細かい積算内訳等があると思っておりますので、その概算見積りでも結構ですので、それを追加で資料請求いたします。

村づくり推進課長（村山宏行君） この交流・移住・定住にかかる予算の見積り先はどこのかということなんですけど、実はこれはまず、交流・移住・定住等促進支援事業が7,800万円なんですけど、これにつきましてはもう既に実際に使っている自治体がございます、具体的には川俣町が同じ形で、いわゆる移住・定住・交流業務の窓口業務を委託しているというところで、そこから見積りのほうを徴取をした次第でございます。渡邊 計委員のご質問にお答えしましたが、こちらについてかなり高額ではないかというのはこちらでも思っておりますので、この辺低廉にならないかもう一度調べさせていただきます。

それから、その次の空き家・空き地バンクの登録と、それから移住・定住促進ツアーの企画運営、この2つについては、東京の大手のコンサル会社のほうから見積りを取っております。やはり首都圏のほうからの方々のこの連携、そういったところを図るというところで、そういったところからの見積りを徴取したところがございます。

それから3番目ですが、交流・移住・定住、こちら推進チームですね、こちらについては、6次総との連携を図る観点から6次総を策定する際にお問い合わせをしたコンサルのほうから見積りを取っております。そちらの連携を実施したというところでの積算となっております。

委員（横山秀人君） 先ほどの7,800万円のところなんですけれども川俣町に入っている業者さんということで、ここの業者さんは、今企画で考えていらっしゃるのが村内の業者さんに委託するのか、それとも村外の業者さんに委託して、村民の方をそこで雇用してもらうご提案をするのか、どのような感じで運営をお考えでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 現在のところは、こちらある程度一定のノウハウがあると認識をしておりますので、そちらのほうにできればお願いしたいなと考えているところがあります。

雇用の部分について、村内の方々を、そちらを使うようにということですが、その点については村からも事業者のほうに要望してまいりたいと思っています。

委員（横山秀人君） 続きまして、生涯学習課のところになるんですが、昨日資料請求いたしました資料の44ページ、資料ナンバー6の72ページ、いきいきわくわく学びの旅事業が961万8,000円、そして飯館村語学研修事業がオーストラリアで1,268万7,000円のこの2つの事業についてなんですが、昨日も質問でちょっとお話ししたんですけれども、以前、生涯学習課で行う子供を対象にした体験とか、海外研修とかの事業については村の子供全員に、まず案内をして、そしてそこで不公平感がないようにやっという方針の下だったと思うんですね。今回この生涯学習系の予算を見ますと、飯館の学校のみを対象と初めからなっているんですが、ここはやはり参加する参加しないは、それはその子供の、また親御さんの考え方と思えますけれども、少なくとも村民、住民票がある子供についてはご案内をするべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） いきいきわくわく学びの旅と、それから語学研修事業、対象者は村の子供たち全員ではないかというおたがでございましてけれども、今回この2つとも事業を新規事業として上げさせていただいております。前は村に住んでいて、その方たちを対象にしていた、または避難先のおときは、ばらばらになっている方たちが一緒に同窓会的な要素もあるということで、全員への声かけさせていただいております。ただ、今回この対象年齢となる子供たちは、例えばいきいきわくわく学びの旅の5、6年生ということになりますと、震災当時に生まれたか、もしくは1歳という世代なんです。そのためもう希望の里学園に通う児童等はお互いほとんど面識はないのかなと思っております。ですから、参加される村外から来ている子供さんにとっては、転校生として中に入っていきような状況ということもあるのかなと思っております。

目的としては、希望の里学園に通う子供たちはふるさと学習ということで、中学生もそうなんですけれども、村のことをよく学んで、毎年、2つ、3つのテーマを決めて村のことをよく学んでいただいておりますので、その発展、延長ということで、今回のいきいきわくわく学びの旅事業は組ませていただいて、それをさらに発展させて村の将来を考えてもらうような事業というようなことでやらせていただいております。

ですから、なかなか村外の学校に通う、要するに村の学校にほとんど通ったことがないようなお子さんが来ても、なかなかそういったところは難しいのかなとも考えておりました。今回は小学校費ということで、それからあと語学研修のほうは中学校費ということで組みわせていただいて、村の学園の子供たちを対象ということでさせていただいております。

私からは以上でございます。

委員長（佐藤健太君） 質疑、答弁は簡潔にお願いいたします。

委員（横山秀人君） 生涯学習というのは村全員が対象になっての生涯学習だと思います。今回、子供を特定するのであれば、これは学校教育のほうでやっていただきたい。わざわざ生涯学習としてやるべきではない、もしやるのであれば、きちんと村民、村内の子供とひとしく生涯学習の一環として案内いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 詳しくは教育委員会のほうで、経過をお答えする部分もあるかと思いますが、72ページをご覧くださいますと、10款2項1目ということで教育振興費のほうに今回計上させていただいております。ですので、今、横山委員がおたのしみとおおり、まさしくその学校教育の中でという想定をしながら予算づけしておりますが、なかなか学校の先生方がいろいろなことするのは難しいという部分もありますので、生涯学習課のほうに一部業務、いろいろな調整をということで予算説明上はさせていただいている部分です。

村のお子さん方について、私としてその大きく分けるということを考えているわけではございません。生涯学習課長が申し上げましたとおおり、まず村外の学校に生まれたときからもうそういうところにお住まいで、あるいはお通いの方々は、村のことそのものを正直言うともしかしたら、関わりが薄くなってしまっていたり、あるいは関わる機会を失ってしまってなかなか村のことが分からないということになっているかもしれない。それに対しては、今学園生たちだけがやっていますけれどもいいたて学、ふるさと学というものに触れたり、先ほど渡邊 計委員からお話があったとおおり、伝統芸能とか、そういうものに関わるような、村に関わるようなものをまず村としては準備をさせていただいて、そして村の中で、そもそもいいたて学、ふるさと学を学んでいる子たちについては、さらに見識を広めるという意味で村外のということをやっているものから、まずは、村のことを知るということが今の世代の若い子たちにとっては大事だろうという考えの中でさせていただきました。

ですので、先ほど、YOITOKOツアーを計画しておりますが、これは村外からの全く住民じゃない方々だけを対象にしているわけではございません。村民の方々、村民のお子さん方にもこれに参加していただいて、コロナ禍で去年いろいろなイベントができませんでしたが、そういったものにぜひ村のお子さん方、お父さんお母さん方にもぜひご参加いただいて、もう一度村との関わりと申しますか、村がやはり楽しいふるさとになっていくという過程を自分たちも楽しんでいただきたいなと思いますので、そのような形を今回予算に反映させていただいたというところであります。ご理解をお願いいたします。

委員（横山秀人君） この説明資料では、生涯学習係だけれども、実際は教育課のほうで取っているということではありますが、1つ思うのは、以前に比べて村外の学校に通う子供たちへの案内なり、支援なり、事業募集とかというのが、本当にめっきり減ってきたと思っております。今後、飯舘村を担っていくその世代は、今村内、村外関係なく飯舘で生まれたとか、そういう子供たちがやはり担い手の1人になっていくと思いますので、ぜひ村外の学校に通う子供たちに対してどのような支援ができるのか、その村外に通わせている保護者の方とお話をしながら目に見える形で進めていっていただきたいと思いません。

今回の最後になりますけれども、追加資料40ページ、村内の畜産の飼養頭数の推移と、あと村内の畜産農家の推移ということで、年々牛が増えてきて、すごくうれしい限りであります。農家数も12戸ということで増えていますのですごく飯舘の循環型農業のまずスタートができたのかなと思っております。その中で、1つ今、堆肥のほうを村外からダンプで運んでくるということではありますが、実はもちろん今12戸あるんで、そこでもう堆肥はできていると思います。その12戸の畜産農家の方の堆肥をぜひ村内で循環していただく事業として、まず、12戸の農家に良質な堆肥をつくるための堆肥舎、堆肥盤のまず確認と、そしてない場合は、やはり環境上よろしくないと思いますので、ぜひ今回の当初予算にはありませんが、この畜産農家を導入補助とか、ゲノム補助とかだけじゃなくてその施設整備もリース事業を使ってない農家さんとか、飼養頭数が10頭未満とかありますが、今、現に頑張っている農家さんがいますので、ぜひ、良質堆肥をつくる基盤となる堆肥盤と堆肥舎の補助金の復活というか、以前行っていたような事業をお願いしたいと思いません。

以上です。

産業振興課長（三瓶 真君） 堆肥舎につきましては、畜舎を整える際には必ず堆肥舎を造るということになっていたかとは思いますが、ただそこで今、委員おっしゃるように、村での循環型に耐え得るような畜舎ということでもあります。今はまだ、おっしゃるとおり、今年度予算には計上しておりませんので、今後、ありましたように補助金等も検討させていただきながら考えさせていただければと思います。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひします。以上で終わります。

委員（花井 茂君） 私のほうからは2点ほど質問させていただきます。

2款1項6目12節の移住・定住促進ツアー企画運營業務についてなんですけれども、これについては、年何回のツアー企画を想定した予算額なのか、伺います。

村づくり推進課長（村山宏行君） 移住・定住促進ツアーの件でございますが、こちらにつきましては、年3回程度実施ということで計画のほうでは上げられております。1回当たり10名程度想定ということでございます。

委員（花井 茂君） この村内ツアーの内容については、コンサルタント会社に丸投げではなくて、村のほうでもしっかりと内容について足を入れていただいて、メリット、デメリットについてももしっかりこう見て伝えていただき、移住・定住促進につなげていただき

たいと思います。

次に、72ページの10款3項1目の12節語学研修についてなんですけれども、生徒数の17名に対して引率が8名ということになっているんですけれども、この引率の方はどういう方を想定しているのかお伺いします。

生涯学習課長（藤井一彦君） 語学研修事業の引率でございますけれども、団長、副団長、それから学校のほうから英語の先生にぜひ参加していただきたいなと思っております。ただ、あと17名全部来ると3班編成ぐらいを考えておりまして、その班付きのボランティアさんだったり、あと撮影記録係とか入れて、あとちょっと具合の悪くなる方もいるかもしれませんので養護がつけられればと思っております、それで最大8人ということで計上させていただいております。海外に行くものですから、やっぱりなかなか言葉が通じないとかということでもありますので、安全をしっかりと人数確保して、保ってやってまいりたいと考えております。

委員（花井 茂君） この引率については、引率、付き添い同行、いろいろなこう言葉がありますけれども、一つ一つ意味は違うんですけれども、あくまでも引率ということですので、その意味に照らし合わせて、しっかりとした行動を行っていただき、有意義な語学研修にさせていただきたいと思えます。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） お忙しい中資料を頂き、ありがとうございました。

私のほうからは、まずナンバー6の3ページの2款1項1目8節研修旅費、自治研修センター他と書いてありますけれども、この研修に対してやっぱり職員の資質向上のためには必要な研修だと思いますが、どのような研修を行うか、お伺いします。

総務課長（高橋正文君） この研修は、資料をお出しした研修とは違いまして、これは職員対象で、県の福島市の荒井のほうで自治研修センターというのが運営されているんですが、そこに職員を派遣するという研修であります。内容については、新採用職員の新採用研修から管理職になった新任課長研修とか、あとは企画力、応用編として企画力養成講座とか、村の正規職員を対象とした研修となります。

委員（飯畑秀夫君） ありがとうございます。やっぱり村民の暮らしとか生活を守る上で役場職員の資質を上げるために今言った研修とか、健康管理も必要だと思いますので、いろいろ村民のためになる研修は行うべきだと思います。

次に、資料を頂いたんですけれども、44ページの3款1項1目12節の村外介護サービス等送迎事業についてお聞きします。この資料で見ると、介護サービス等送迎に登録されている人が80人ということよろしいでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） ここの資料に書いてあるとおり、登録者数は80人となっております。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） この資料で令和2年度の実績を見ますと2,367名、あと距離として11万2,864キロと記載されていて、今年、令和3年度は2月現在で2,471名、去年よりも人数も増えているということなんです、利用者が増えているということよろしいでしょ

うか。

健康福祉課長（石井秀徳君） そのとおりであります。

委員（飯畑秀夫君） 主にどちら方面とか、何人でやっているとか、バスですか、その体制を分かれば教えてください。

健康福祉課長（石井秀徳君） こちらにつきましては、今ワゴン車の送迎車4台で送迎をしている状況であります。あとどちらにということでありました。なかなか長距離は難しい部分がありますが、近隣ですと川俣町、それから福島市も川俣に近いほう、それから伊達市、南相馬市というふうに範囲は広いんですが、その中で対応しているという状況であります。

委員（飯畑秀夫君） ありがとうございます。これを利用できる条件とかを教えてください。

健康福祉課長（石井秀徳君） 条件としましては、要介護者ということで介護認定を受けてデイサービス等の介護サービスを受ける方で、送迎希望者という形になろうかと思えます。ただ、全ての人がこの送迎ができるかという、その辺についてはご相談いただければと思います。

委員（飯畑秀夫君） 村にやはり住んでいる人は高齢者が多く、介護の必要な方も増えてきているのかなと思います。この事業はとても大事な事業だと思っております。引き続き村民の高齢者が、介護、病院に行く、デイサービスに行くために必要なものなので、予算を十分確保できるよう、これに対してはお願いいたします。

続いて、資料ナンバー6、55ページの8款4項1目住宅管理費管理費についてお伺いします。

これも資料を頂いています。追加資料53ページ、飯舘村公営住宅、白石第二住宅には8戸ありますけれども、今6戸入居中、笠石住宅が20戸のうち20戸、大谷地団地が16戸あるうち16戸と、桶地内団地が10戸あるうち8戸入居中、大師堂住宅は12戸に対して6戸、村営住宅ヴィラうすいし8戸中8戸、リベルタふかや12戸中11戸、リベルタうすいし5戸中5戸、ヴィラいたみざわ5戸中4戸、深谷団地15戸中15戸、満員ですね。あと飯野団地は23戸あるうち14戸と記載されています。もう8割以上、結構いっぱいになっていますけれども、村営住宅に対してはこの収入部分とかはないってことでよろしいでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 村営住宅の4団地につきましては、家賃が一律となっております。1戸当たり2万円ということでございます。

以上でございます。

委員（飯畑秀夫君） 全部で134戸あるうちの113戸が入っている。その中で55ページ、8款の10節需用費についてちょっとお聞きします。

電気料、空き家の管理分と書かれていますけれども、もし、空き家があればブレーカーを落とせばこの基本料金はかからないのかなと思うんですけども、どのような電気料なのか、教えてください。

建設課長（高橋栄二君） こちらの空き家の管理に関する電気料でございますが、今の住宅は気密化などもされておりまして、あとは給湯器等もございまして、その換気扇用の

電気料であったり、凍結を防止するための電気料でございます。

以上でございます。

委員（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

管理等ですから、飯野団地も同じくかかるという形で、あとは村営住宅の草刈り等業務で167万9,000円とありますけれども、これは管理する住宅が多いからかかる。年に何回草刈りをするのか教えてください。

建設課長（高橋栄二君） 年2回分を予定してございます。

委員（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

もう一つお聞きしたかったのは、大師堂住宅団地の空きがちょっと多く見えるんですけども、それ何か理由がありますか。

建設課長（高橋栄二君） 大師堂住宅団地につきましては災害公営住宅ということで交付金を活用して造っております。災害公営住宅というのは平成23年3・11に村民であった方が入居できるということになってございまして、今現在、3・11村民に該当される方の申込みがないという状況で、空きがあるということでございます。

以上でございます。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休憩します。再開は14時50分とします。

（午後2時26分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後2時50分）

委員（横山秀人君） まず、一般質問等の中で村内にスーパーがないということがすごく村に戻った方にとって不便だということで、多分過去たくさんの一般質問の中でもあったと思うんですが、今回のこの予算の中で、このスーパーの課題を解消するための予算項目はどこで、そして金額はどれで、そのご説明をお願いいたします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 買物環境の改善ということでございますが、今回予算上直接上がっておりますのは、委託で上げられている部分だと認識しております。ちょっとお待ちください。資料ナンバー6の23の一番上、移動スーパー出店補償ということで70万円を上げておりますが、この分が直接関係する部分かなと思います。ただ、ご指摘のように議会のほかの答弁でもお答えさせていただきましたが、村としてそういった買物環境の改善、そういったところには常時働きかけはさせていただいておりますので、予算への直接反映ではございませんが、そういった形で、引き続き取組を進めてまいるということでございます。

委員長（佐藤健太君） 飯畑委員の質問が続きでありましたので、飯畑委員のほうを優先させていただきます。

委員（飯畑秀夫君） 公営住宅の場合3・11のときに、住所が飯舘村になければ入れない。そうなる、せっかく今空いているのに、もし今移住・定住の中でちょっと住みたい人を募集しているわけですから、募集というか選定する中で、やっぱり空き家も少ないとな

れば、そこにやっぱりそういうものは、国、県に言って、3・11に飯舘村に住所がなくても住めるようにはできないのでしょうか、お伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 委員おただしのおりでございまして、まず災害公営住宅で造っておりますのは、まず、大谷地団地、桶地内団地、大師堂住宅団地と、あと飯野町団地が、3・11に村民でないという交付金を活用してございます。さらには、白石第二住宅も修繕、リニューアルのほうをしておるんですが、そちらの交付金もやはり3・11に村民じゃないと入れないということの交付金を活用しての大規模改修を行っております。残り笠石住宅につきましては、こちらは一般の公営住宅になっておりますので、3・11の要件はないということになります。深谷団地につきましては、福島再生賃貸住宅としての交付金を活用して造られておりますので、こちらは3・11に村民でなくても、村外の方でも入居できるという状況になってございます。

さらには、要件緩和につきましては、3・11村民じゃないと入居できない交付金を活用しての住宅の場合は、最終整備年度から3年間につきましては、なかなか要件緩和が難しい状況となっております。そうしますと、大師堂住宅団地が一番最後の整備ということで、令和2年4月供用開始ということでございまして、令和2年、令和3年、令和4年、3年経過した後に、3・11村民の方に募集をかけて応募がありません、さらには12市町村の方々に募集をかけて応募がありません、そうした経過を踏まえて、一般の入居の要件が緩和されていくという流れになってございます。

委員（飯畑秀夫君） 今の話だと、じゃあ飯野団地は平成25年ということで、それは緩和されているのでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 今ほど説明いたしましたけれども、最終的に一番最後に整備された大師堂の住宅団地から3年ということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

副村長（高橋祐一君） 今の住宅の関係ですけれども、現在、全体の住宅の整備化計画を立てながら整備をしております。その全体の整備の結果、最後が今言った大師堂の住宅なので、それを基準にということで県のほうから言われているところでもありますけれども、いろいろ震災後、解除後っていう年月がたっているものですから、その辺については県のほうともっと協議をしながら、緩和できるように進めてまいりたいと思っております。

委員（飯畑秀夫君） ぜひともお願いいたします。

また、公営住宅、村営住宅の収入とか分かれば教えてもらいたいんですが。

建設課長（高橋栄二君） 歳入のほうでございまして、今年予算で申し上げますと、住宅使用料として現年分で2,631万1,000円計上してございます。ナンバー3の23ページの下の方でございまして。

委員（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

委員（横山秀人君） 先ほどのスーパーに関するもので、現在予定しているのが年間70万円ということでした。やはり移住・定住もそうですし、先ほどの文化財もそうですけれども、

ある程度事業名を立てて、そして予算を立ててこそ行政として積極的に動けるかなと思っております。ですので、買物解消事業とかそういう形で立てて、それを進めるということを積極的に予算上でも見える形でお願ひしたいなと思います。

続きまして、提出いただきました資料の43ページ、補助金で導入した農業機械の機械名と台数が記載されてありますが、全部で399台ということですが、まず、こちらに関してはその存在あるかどうか。そしてあと、利用状況、利用しているかどうかというのは、多分補助金の交付決定は村でしょうから、村が確認しているかどうか回答をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 今のご質問の前に、ご要望というか、いただいた買物環境の改善の部分をお願いしますが、私は当初予算の方針の中で申し上げておりますけれども、買物環境の改善という中で、見守り活動と連携した買物環境などの構築ということも申し上げているところです。今年、みやぎ生協さんと協定を結びましたが、既に民間の中で契約をされている方だけですけれども、見守り活動もしますよということでお申出をいただいたところもありますし、そういったことが例えば予算の中でいけば地域おこし協力隊を新たにプラス2名、3名入れる想定予算も上げていますので、そういったこともあり得るだろうなど、あるいは指定管理料の中で道の駅までい館の中でやるということも想定されるものですから、これはいろいろな調整が必要なので、まだ買物環境改善事業とかがという名前にはしておりませんが、様々なチャンネルを通じてやるということが、実は予算の中に入っておりますので、委員ご指摘のとおり、村としての姿勢が見えづらいということであれば、そういったことは村民の方に伝わるようにちょっと今後工夫をしていきたいと考えているところであります。

今のご質問については、担当課のほうからご回答申し上げます。

以上です。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の追加資料の43ページ、機械に関する状況把握はしているのかというご質問であります。

この事業は、もともと本体は県直営の4分の3の事業であります。これに飯館村独自に5%を上乗せして整備をしたというものになっております。確認でありますけれども、そういった県の事業という関係もあることから、県がその利用者に対しまして確認調査という形で実施をしております。ただ、これはアンケート調査に近い形での調査であるものですから、中には未回答という形もあるようでございます。村としましては、こういった情報を共有していただいていることと、あと村のほうにご相談なり、何かほかの事業等でお見えになった、あるいはこちらから連絡を取った際、こういうときに確認をしておりますが、全く全て今把握しておるかといいますと、そこについては把握できていない状況であります。

以上です。

委員（横山秀人君） この導入した方の中には、耐用年数を過ぎれば処分していいんだろうというお話をされている方もいらっしゃいました。ただ、聞くところによると、それは、耐用年数が過ぎたとしても市場価値があるので、それを売ったんでは贈与になるよとか、

いろいろな問題がほかの地域で出ていると聞いております。ですので、村のほうも5%を上乗せしているのであれば、これは村のほうとしても現地を確認するなりして、例えば、使っている、使っていないは、それは計画は変わると思います。その有効活用を村内全体でどのようにしたら共有で利用できるのかとか、その次のこの機械利用のほうに検討いただければと思いますのでよろしくお願いします。

あと続きまして、予算書全体を見ていますと、ホームページとか、情報発信とか、それが何かそれぞれの課であると、村のホームページもあれば、先ほどの文化財のホームページもあれば、もしかすると移住・定住のホームページもあればという形で、つくるところがばらばらになる可能性があるのかなと、そうしますと統一性がなくなるのかなと思っています。可能であれば、その事業は異なるとしても全体でプロポーザルなりプレゼンをいただいて、その会社さんのほうで全ての村のホームページで統一性を持ったことにできないか、そちらの提案ですけれどもいかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） お答え申し上げますが、確かにそれぞれ国の事業とか、財源がございますので各担当課で予算を取っておるところですが、ご指摘のとおり、なかなか統一感がなかったりそういうことで使いづらいということが生じるかどうかということもありますので、村の中には情報化推進委員会という部分がございます。そういった中で各課が予算を上げているような電算化に資するようなものについては、一定程度情報を共有したり、あるいは仕様の中で共通するものを探したり、あるいは指名業者としても一定程度きちとした判断基準を持ちながらやるということが協議できる組織体がございますので、そういった中で今いただいたようなことについては検討させたいと考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） 続きまして、村の土地利用についてなんですが、農業振興地域の見直しについて、本年も予算のほうは上がっていなかったということでもあります。現在、除染していない農地、原野、山林についても農振地に入っているということをお聞きしております。多分、5年に1回はこの見直しを行わなければいけないと思うんですが、今後、その計画と、この除染していない農地は村として今後どのような認識の下進めていくのか、その回答をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 委員おただしの除染していない農地ということではありますが、基本的に農地であれば、今、長泥の帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外であれば除染しているのではないかなという認識でおりまして、山林はおっしゃるように、除染していないというのはご承知のとおりというふうな、今考えでおりますから、申し訳ありませんがご質問をいただいたところの除染していない農地の今後という点では、まだ具体的な検討はしていないということになっております。

以上です。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。

（午後3時07分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後3時07分）

委員（横山秀人君） 今の続きはインターネットも見ている方もいらっしゃると思いますので、では、農業振興地域なんだけれども除染していない農地はなくても、原野、山林、農振地の原野、山林もあると思うんですね。そのところを今後どのようにしていくか、ぜひ検討をいただきたいということでここは閉じたいと思います。

では、今回の最後になりますけれども、追加資料の中で、配当金を頂いている会社の資料を頂いております。例えば11ページ、いいたてまでいな復興株式会社に関して、飯館村が2,500株ということで、3,500株のうちの大部分を村が所持しているんですが、申し訳ないですが議員になって、この名称を初めてというか詳しく見たので、この株主構成が飯館村と株式会社毎日映画社、そして東芝インフラシステムズ株式会社と、これは分かるんですけども、この毎日映画社という方がどうしてここに株主で入っているのか、そのご説明をお願いいたします。

村づくり推進課長（村山宏行君） いいたてまでいな復興株式会社の件でございますが、もともと村の復興拠点を深谷地区に整備する際に、そのときに当時、村のほうの復興関係でいわゆる記録等ということでお世話になっておりました毎日新聞社のいわゆる子会社になっております毎日映画社、こちらが村の復興事業でありますとか、それから当時の被災の状況、それから震災前の村づくりの状況、そういったことを映画といいますかビデオ等にして、それで記録をしたというところがございまして、その関係でこの復興拠点の太陽光を設立する際に、東芝さんと一緒に出資いただいたと、そういう状況でございます。

委員（横山秀人君） 今後、これを読みますと、いいたて深谷地区ソーラー合同会社から業務を委託するような形で復興株式会社のお金が入って、そこから配当を割り振っているようなんですけども、そうしますと基本的に合同会社はどのような業務をしているわけですかね。すみません。今質問をちょっと間違えました。

合同会社は太陽光なので、この復興株式会社はどのような今お仕事をしていいらっしゃるんですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） まず、復興株式会社、こちらが太陽光の大本の親会社になります。ただ、この復興株式会社、村がいわゆる筆頭株主なんですね。太陽光発電所の例えばですよ、竜巻とかで太陽光パネルが飛ばされてしまったような場合の事故、そういったことになってしまいますと、村に負債が及んでしまうということになります。なものですから、この復興会社から子会社でありますソーラーの合同会社を設立をして、そちらで太陽光発電の運営を行っているところでございます。

基本的に、までいな復興株式会社のほうが本来は行わなければならない部分ではございますが、今の当然ソーラーの合同会社のほうは、設置する際に借金をしてやっておりますから運営益は出るんですが、基本的に当初のいわゆる設備投資額が膨大でありますので、利益が出るまでは株式配当で分配できないというふうになります。株式配当ができ

るのが、この12ページの表の上のいいたて深谷地区ソーラー合同会社の表の11期の一番下を見てください。繰越利益剰余金という、ここでようやく発生するんです5,889万円というのが。これは以前ですと赤字なので本来は株式配当ができないんですね。その代わりに村のほうに、までない復興株式会社のほうに業務の事務委託を受ける形で、その業務委託分を村としてはそれを収入と見込んでやっているわけです。ですから、11期以降になりますと利益が出てくるので、その分も含めて今度までない復興株式会社のほうの収入に上がって、それを村の基金のほうに積めるという状況になるということです。

ですので、今現在はこの6,480万円という金額、これが今毎年6,480万円、それから来年度へ行きますと6,600万円というその金額が、村の、いわゆる陽はまた昇る基金の部分ですか、そちらのほうに入ってくるというそんな状況になってございます。

委員（横山秀人君）　そういう意味も含めてここに、どうしてその毎日映画社が株主で入ってくるのかっていうのがちょっと理解ができないところと、今後、あそこの深谷地区の太陽光ですよ。この毎日映画社のほうから、例えば株を買取るとか、そして純粋に村とそこの設置者である東芝さんという形で株主構成を変えていくとか、そういう計画というのはありますでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君）　一番最初に、この深谷地区の復興拠点の計画についてご理解いただいて協力いただいたところでありまして、現在のところこの株式の部分について、買取るとかというそういった計画はございません。

ただ将来的にある一定の目的を達したということであれば、おっしゃるようなこともあるのかなとは思いますが。

委員（横山秀人君）　同じような感じというか、よく分からないんですけども、また資料の18ページ、ここは株式会社までいガーデンビレッジいいたての株主構成なんですよ。道の駅を運営するそのもともとの株主構成なんですよけれども、飯舘村が4,000万円が出資比率が86%、この後が株式会社赤塚植物園が450万円9.7%、続いて、いいたてむらまでい企業組合さんが150万円3.20%、そして、村民の方の名前で入っているわけですよけれども、ふかや未来創造塾ということで50万円1.1%ということで、純粋に見たときに、ここの運営母体の株がどうしてこのような形の構成になっているのか、このご説明をお願いいたします。

村づくり推進課長（村山宏行君）　こちらについても深谷地区の道の駅、そちらを造る際のいわゆる運営会社、そちらについての出資を募ったというところがございます。当時は、飯舘村の出資比率はもっと低かったと認識をしております。この中で村、それから赤塚植物園につきましては、道の駅の東側のところにガラスの温室があるかと思っておりますけれども、あのガラスの温室のところ、いわゆる鉢物、そういったことを経営しながらいわゆる花というのが道の駅のコンセプトだったものですから、そこを生かすためのものというところで、赤塚植物園のほうにご協力いただいたところでありました。ただ、今現在は鉢物、なかなか実際難しいというところがあって、いわゆるあそこの上から吊っている花ですよ、鉢、そちらのほうの部分のいわゆるヤードになっているというようなところではございますが、本来はあそこを使ってというような、そんな構想でございま

した。

それから、までい企業組合については村内の事業者の方々、もともとあそこに本来であれば道の駅は村が建てて、中はテナント方式で村内の有志の方々に入っただけであればよかったんですが、なかなかテナントを募集しても入るところがないというところがございまして、今のような形で会社として運営するという形になったということでございます。

それから一番下の大越区長、こちらについては地元の深谷の方々、いわゆるせっかく深谷に復興拠点を造るということで、これは地元の有志の方々で出資いただいて、各個人で、団体名での出資はできませんので、それで大越憲一が1名になっているという、そういうところでございます。

委員（横山秀人君） 今後、プラス利益が出た場合、こちらの4社のほうに配当がされるという形の予定でしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 今、経営の状況を、委員の皆様はお分かりのように、ようやく黒字になったというところでございます。累積赤字がようやく解消されつつあるかなというところでございまして、まだ株式配当というのは全くできていないという状況です。当然この後、ランニングもありますし、また、かなり収入の見込んでおりましたいわゆる作業員の方々とかの売上げ、そちらもかなり落ちているところでありますので、今後の経営の経過を見ながら、もし余剰金にかなり余裕が出てくるということであれば、株式配当も考えたいと思いますが、現状のところは配当の予定は今のところありません。

委員（横山秀人君） 最後にもう一度確認として、例えば、これが赤字経営になった場合に追加の出資を求めた場合には、基本的にはこちら4社のほうから配当割合で追加出資をしてもらおうとか、そういう形の話というのはあるんでしょうか。前は飯館村のみが出資したと思うんですけども、この株主構成を見たときに4社あるわけですが、この次は4社が検討して上げていくと、増資もあり得るということではよろしいでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今、村づくり推進課長のほうで、今後の配当とか、あるいはいろんな経営のことをお話をしましたが、それはそれぞれの個別の会社、法人格を持っているわけですから、それぞれの会社からの情報を当然出資者である村のほうにもらっているもので、その中でお答えを申し上げたということです。

今、委員がおただしの分については、会社の中で協議をして決定すべきことなので、今この段階でする、しないということが明確にお話できるものではないかなと思います。ただ、出資をしている村としては追加の出資が必要なような経営が悪化するような状況にしないということがまず大事だと思いますので、そういった経営にまでいガーデンビレッジについては努めておりますし、前段にお話がありました太陽光については基本的にいろいろと最初の出資の関係で減価償却という部分がありますから、実際のキャッシュフローとは別に決算上は赤字になっているという部分もありますので、どちらにしても健全経営ということをしっかり努めるのが、出資者である村の指導の範囲であったり、あるいは経営の中に入っての部分かなと思っております。

ですが、あくまでも経営陣の中で決定すべき会社の事項について、この村の予算委員会

の中であたかもその代表かのごとく申し上げることはちょっとできないかと思いたすので、今のようなご答弁にさせていただきたいと思うところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） すみませんでした。私も深くというか、いろいろ詳しく説明を求めましてすみませんでした。

今回、最後になります振興公社についてであります、当初予算の提案理由の中で、振興公社の農業部門のほうに参入するということがあったんですけども、現在の人員の中で農業部門に参入できるのか、それともその農業部門に参入するに当たって新しく人員を確保して行っていくのか、そちらのほうの今後の計画をお願いします。

村長（杉岡 誠君） もちろん村のほうに関わっている組織ですので、私の方針の中でも力強いそのなりわいの再生発展という方針の中で申し上げたところです。なお、これについてもまだ公社の理事会の中できちっと議論した部分ではありませんので、あくまでも私の構想といいますか、方向性の中でのお話ということになるかと思いたす。

人員については、今おっしゃったような選択肢があるんだと思いたすので、その選択肢を含めて理事会の中できちっと協議をした上で予算化をして、新年度に向かっていくということになるかと思いたす。

以上であります。

委員（横山秀人君） 提案理由の中であったので、質問させていただきましたけれども、分かりました。ありがとうございます。

委員（佐藤八郎君） 大分いろいろ審議されたので、あれですけども、何点か聞いておきます。

14ページのいいたて美しい村づくり推進審議会、報酬内容、基本的な予算での成果をどういうふうに上げようとしているのか、まず伺っておきます。

村づくり推進課長（村山宏行君） 美しい村づくり推進審議会の追加資料ということで、7ページに上げさせていただいております。審議会の目的、内容ということであります、条例の抜粋にはなりますが、村長は、景観保全を図るために開発行為が景観等に悪影響を及ぼすことがないようにということで、この審議会に意見を聞くことができるというふうにしております。

まだ、これを開いたことはございません。具体的な案件が出てから審議会の委員を委嘱して、開いていくという形になるかと思っております。

委員（佐藤八郎君） 開いていないと前も聞いていますけれども、村全体の前の昔というか、美しい村づくりのことに加えて推進条例なり出ていますけれども、村全体をざっくりと見た場合、美しい村づくりって、環境問題も含めて、風力ができて、高圧電線が通って、バイオマスができていって、あとは産廃も稼働をずっとされていて、ずっとあるんですけども、村全体を見たときに、やはり約86%ほど放射性物質が置かれたままであるということであります。ここでいう審議するような内容というのは、要するにそこら辺に廃棄物なりなんなりが放棄されたり、あとは社会的に電磁波とか、高周波とか、何かそういうことも起きたときにやるものなのか、何か事件でも発生したらやるのか、工場の

廃棄物が村に捨場なり置場になったときにやるのか、どんなときにやろうとしているのか。1回も開いていないので、想定される審議会のやるということはどんなことがあるんでしょうか。村民としてはどういうふうはこの審議会の存在を見ていただいいでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） もともとこの美しい村づくり推進条例なんですけど、近年、特に震災以降、農地、いわゆる第一種農地に太陽光発電のパネルが乱立するというそういう傾向が見えてきたというところから、集落に近いような場所、あるいは幹線道路から近いような場所でそういったことが虫食い状態ですと建てられていくのはどうなんだというような意見がございまして、村としてはそういったところについての太陽光パネル、そういったことは考えていただくということでこの条例をまず設けたと記憶しております。

今後の具体的にどういった形になるのかということですが、やはり開発行為という部分でありますので、例えばメガソーラー、あるいは太陽光発電のほうも大規模に行いたいという業者、あるいは風力発電で大規模に行いたい、そういったところが村のほうに開発行為計画が上げられた際に、村長の諮問機関として機能するものと考えております。

委員（佐藤八郎君） 今、課長が言うとおりで、乱立して局部的にあちこちに3反歩とか、1町歩とか、3町歩ごとにあちこちに造っては駄目だということで、そのときにつくったものだと思いますけれども、それは飯舘村としてやる大火山なり、深谷の拠点なりという大型を決めて、松塚の大型が決まって、その後、上飯樋とか、伊丹沢とか、白石なんかも集団でそういうことをやろうと動きもあって、そういうのを防ぐために、そのときに村長の思惑で決めたみたいです。それ以後「関根・松塚とか、あの地区にはなぜできた、なぜああいう集団のできたんだ」って言ったら、「それは前もってもう申請されていたものだからできたんだ」みたいな話もありますけれども、そうすると今ですと3反歩ぐらいのところへ小規模ということで、あちこちにもできるんですけども、大型ではできないとなっているみたいですけども。

だから、何かこう誰の都合でこうなっているのかは分かりませんが、村としてほら、上飯樋なんかかなり熱心にやったり、伊丹沢の辺も何人かでね、その当時やったんですけども、深谷にも何とかあちこち何人かでやろうかというのはあったんですけども、だから今後はそういうことに対しては、この審議会で協議されて、今の国、県の流れから言えば、そういうものはできない状態に現実にはあるんだと思うんです。何町歩以上だか分からないけれども、3反、5反ならいいという話は電力需要の関係もあるんでしょうけれども、会社の関係も東北電力とか、東京電力とかね、電力会社の都合もあったりいろいろしているんですけども、どの辺がどういうふうにするのか、5反歩ぐらいならいいということになるのか。それに関しては、この審議会は全く関わりのない組織なのか。風力発電も、この間の全協の説明だと、飯舘に10基のうち5基ぐらいは建ちそうだなみたいな話がありましたけれども、でもその5基建つようになれば、審議会で協議されるということになるのか、高圧電線の高圧電磁周波の問題はあっちの

ほうを通過して抜けているので、私ら地権者で山も関係で集まりを持って許可してくださいということもやりましたけれども、だから、その辺が村民にとっては見えないんです。分からないんです。だからどの辺までのことはやるんでしょうか。

村長（杉岡 誠君） このもともとの条例は、私、就任する前に皆様のほうでご審議いただいて、可決をいただいて条例化されていると認識をしておりますけれども、何というんでしょうかね、こういうものであったらできる、できないということをあらかじめ定めるような条例ではないと思っております。

一種農地という話がありましたが、農地については農地法というものがあって、あるいは福島特措法に基づくいろんな特例があったり、あるいは先ほどお話ありましたが農業振興地域の農振の除外、編入とか、そういう様々なそもそも法律に基づく手続が必要なもの、あるいは山林等についても、たしか1ヘクタール以上だと林地開発許可が必要だったりということ、上位法令の中で制限されるものがございます。しかしながら、そういったものをかいくぐってと申しますか、村全体に関わるものについても、村としてしっかりその辺を判断すべきだろうということ、条例化ということで開発許可が必要なものについては、すべからず村のほうに届けていただくというようなことを規定している条例かなと思っております。

ですので、審議の内容についてはその要件が出てきたときに、私が諮問をさせていただいて、審議をいただくということが定められているものでありますので、今、委員がおただしのような、こういうものであればいいとか、こういうものであれば絶対駄目だとか、そういうことが決定されているわけではないということでご答弁を申し上げたいと思います。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） この間も全員協議会でも言いましたけれども、国、県の予算が完全について、できるってなったときに議会にお知らせ願っても、住民も知らないうちに、議会も知らないうちに事は進むことになっていくというのが今までの流れです。新聞報道やテレビ報道あってから議会審議しろみたいな話にずっと10年間やってきたので、そういう話が役場に寄せられた時点で、住民にも知らせるべきだし、私らも十分審議すべきだし、村長が開けばできる審議会もやるべきだし、その点はきちんと確認しておきたいんですけれども。

村長（杉岡 誠君） 過去の経緯はいざ知らず、私の方針としては何か隠して物事をやるということは村としては考えておりませんし、事業者のほうでこの条例に基づいて届出を持ってきていただくということが前提ですので、そういったものを踏まえながら必要な時期に審議会、あるいは議員の皆様へ情報としておつなぎするというのも、様々取り組んでいきたいと思っております。

ただ、1つあるのは民間事業でありますので、本来的には行政がそれほど大きく制限できないという部分もこれまではあったかと思っております。しかしながら、村としては村独自の条例というものを定める中で、そういったものをある程度村のフィルターを通して判断をさせていただく、あるいは国も様々なゼロカーボンの取組の中で法令化とい

うものもいろいろ変わってきているようでありますので、そういったものも踏まえて情報の共有ということであれば、そういう情報の共有という言葉になるでしょうし、民間の事業に過度に弊害を起こさないような形で、不利益を起こさないような形で情報共有ということもしっかり考えていきたいと思っております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 今度ゼロカーボンの宣言までしていくという流れなので、それはそれでいいことだと思うんですけども、隣町の川俣で50基ぐらいの風力発電の計画があって、住民が集まって説明会をして、住民の反対運動でほとんど潰れましたけれども、そういうことを飯館としてはやりたくないの、業者が入って金もうけすることに追随するようなそれに許可を出すのは、地元首長になってしまうので、そうすると私ら住民としては住民の考えや思考があって、やっぱりいずれ戻ろうとする村が、とても美しい村の環境でなくなれば、それはそれでがっかりするというか、希望あるものにならないので、その辺はきちんと丁寧にやっていただきたいというのが思いです。

次に、15ページのいいたて魅力向上発信事業とありますけれども、これも今まで村民のいろいろな方に聞いてきて、村ではいろいろな事業をやるんだけれども、何か印刷とか、冊子にまとめたり、写真集を作って、そんなことばかりやって送りつけて、村民がそれを自分のものにして理解しているかという、そうでないんだと思います。だからこの事業でどんな成果を求めるのか、具体的には横山委員に答えたいいろいろな業務があるんでしょうけれども、どうもこうこれで2,000万円以上の予算なようですけれども、これ村民にとってこの事業をこの向上発信業務をやったときに、成果としてどんなことが村民に残るものなんでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） いいたて魅力向上発信業務ということで、追加資料の8ページにつけさせていただいております。目的としましては、飯館村の認知度の向上、それから農産物等の直接消費者へのPRをするということですね。それから、村産の食材の理解促進と、それからひいては出荷量の回復、消費拡大というような目的を掲げているところがございます。ということですので、福島県産、かなりのPRをして大分以前よりは見直されたとは思っておりますが、依然として原子力発電所に近いということから、なかなか誤解を招いている方々がいらっしゃるのかなということで、こちらの首都圏を対象とした事業ということで取り組ませていただくということでございます。

内容としましてはSNSでの情報発信、それからマルシェを活用したもの、そういったところがございます。また、製品の開発なんかも併せて行うということで、この分について国のこれは加速化交付金、こちら情報発信の部分がありますので、そちらの交付金を活用させていただきながら、そういった事業を展開されるように考えております。

委員（佐藤八郎君） 最近、牛乳問題も含めていろいろあるみたいですがけれども、昔だと東京に店舗を持って地元製品の販売促進とか、最近コロナがはやる前まではそんな事業もやっていたかのように思いますけれども、わざわざこんな事業をやって風評被害を払拭するのが自治体の仕事みたいに押しつけられている感じも受けるのね。でも、県も国も、福島のものほど安全安心なものはないんだと、それはきちんと検査されているからだ

というような宣伝も、大分ここ五、六年やっているのかな、継続してずっとやっているようです。それとの関係でなくて、例えば前に、全員協議会のときにヨークベニマルに製品を出荷してとか、それを輪にして広げていくんだみたいな話もありましたけれども、それともまたこれ違う事業なんでしょうけれども、これはSNS関係の発信事業のみの事業で、成果はきちんと上がるということなのか、飯館のこのホームページも含めて、どのぐらいの関心度があるのか分かりませんが、そういう意味では一切そういうことも含めてなのかどうか。

産品開発というのは、私も村長も新たな農業をやるときに、原発事故前の農産物だけ考えていたのでは駄目だということも1つはあると思うのね。だからそういう意味では、新たな生産物を、この飯館の自然環境を利用した、夏涼しいというものを利用した簡易なハウスでの周りからの放射性物質のかからないような施設の中で安心安全なものを、新たな作物を生産するとか、そういうことなのか。違うみたいですけどもね、ここを読んでいる限りはね。だからどこまで入っているものなのか、課長にもう一度。

村づくり推進課長（村山宏行君） 今回のこの事業につきましてはあくまでも情報発信業務ということになります。また交付金もその情報発信をすることによっての交付金が活用できるということでもありますので、直接なかなか産品までということにはなりませんけれども、ただ、この中で、そういった情報発信につながるような産品開発もぜひ行ってきたいということで、そんな形で考えているところであります。

産業振興課で行っておりますいわゆる大手のスーパーとの提携でありますとか、産品の産出、そういったこともやはり多方面、多角的に行っていないと、村の産業というのがなかなか以前のようにはならないだろうということで、村としてもあらゆるチャンネルを使いながら、そういった振興を進めたいと考えているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 飯館までい大使はともかく、飯館を応援しようという人は、いっぱいいるんだと思うんです。つながりの中で、前の村長らは、いっぱい過ぎて困ったぐらいだったので、今度の村長は村長なりに、そういう飯館を応援したい、飯館の再生に力を貸したいという人はいっぱいいると思うんです。そういう方々がこの事業とかに入って、通信情報でお手伝い願うとか、そういう関東方面でこの事業の手伝いを願う応援者、関西のほうの応援者、東北の応援者とか、ある程度そういう方々に依頼をして、お金払うかどうかはともかく、そういう連絡網とかこの魅力を発信するための力を貸していただく人を構成して、ある程度こう村でとか、村民だけが一生懸命やるのはもちろんですけども、自主的にやるのは当たり前でしょうけれども、そういうせっかくの村との関わりや、支援する心のある人たちがいるわけですから、その人たちに協力をお願いでも、もっとこう広げたものにしたらいののかなとは思いますが、その辺はいかがですか。

村長（杉岡 誠君） まさしくこの8ページの中に、SNS等を活用した情報発信事業の中に、料理研究家、都内著名人等によるセミナー等々を構想としては入れてありますので、そういった取組をしっかりとっていききたいなと思います。ただ、この事業枠内に収まらなくても、令和3年度の事業の中で、既に先般、猪苗代の料理家の方が、村の飯館産牛肉

を使った商品を商品化したいということで、今取り組んでいただいておりますし、今週末3月11日に、栗原はるみさんという料理家の方、非常に有名な方ですが、あの方が、村のあぶくもちを使った料理をInstagramのオンラインで公開するというか、そういうことも取り組んでいただくというようなことになっておりますし、あるいはいいたて雪っ娘かぼちゃの関係で関わっていただいている料理家の方についても私にご紹介いただいたというのがあります。

委員、おただしのとおり、様々な方が村を応援したい、あるいはその食の部分で、しっかりそのスポットを当てながらやっていきたいということを今いただいたような非常にありがたい時期でありますので、そういった方々との連携もしっかり深めながら、この事業の中でできることと、あるいは、この事業にかかわらず村としてやることとということをしかりやっていきたいと考えているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） あと、何年前からか飯館出身者を自分の親戚、兄弟とか、各世帯の関係者が関わりを持ちたい人がいたら応援してもらいたいな、そういう時期もあったと思うんです。そういうものも加えて、やはり何というか心から伝わるような、つながりを持てるようなコミュニケーションが求められるのかなと思うんです。私は避難生活10年の中でコミュニケーションはかなり壊れて、いろいろな友達関係も壊れたり、もう散り散りばらばらにされたり、いろいろあるわけですけども、それでコロナでまた、何か余計つながりを持ってないような情勢にある中で、もっともっと工夫をされて、こういうSNS活用も含めてつながりをどんどん見い出して、勝手でも何も分かる範囲で飯館から発信して、返答をもらうような、つながりを持てるような関係を大いにつくったらいいんじゃないかなと思っております。

じゃあ次に、19ページの移住・定住・交流、何人かの委員からもありましたけれども、これコンサルタントに委託するというので、何か他県からの頼むのか、実際どんな方を頼んだことで促進がされるのか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 追加資料で出させていただきましたこちらについては、ほかの委員の方々にもご説明を先ほどさせていただいておりますが、9ページ、交流・移住・定住の促進支援事業ということで予定をしております。先ほどの方々の繰り返しにはなりますが、まず、他の自治体でそういった移住・定住・交流の窓口業務を請け負っている、委託を受けている実績のある業者のほうを想定をしながら、そこに今そういった業務についての計画、委託、そちらを考えているところでございます。

中身については、移住相談窓口の運営と、移住情報の発信、それから地域おこし協力隊の支援、そういったところが主な活動内容ということでお願いをしたいと考えているところでございます。

それから空き家・空き地バンク登録推進業務、こちらについてもいわゆる空き家バンクの管理ですね、そちらのほうの部分の業務委託を考えていると。それから移住・定住促進ツアーについては、こちらについても関東圏からのツアーを企画して、そしてなるべく多くの方々に、移住・定住に関して村のほうを訪れていただくようなそんな企画を立

てていただく。また一番下については、こちらについては6次総との関連を深めて移住・定住・交流のほうに施策をつなげるというところで、こちらについては追加資料の17ページのほうで示させていただいた内容で行いたいというところがございます。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休憩します。再開は16時10分とします。

（午後3時53分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後4時10分）

委員（佐藤八郎君） 資料は頂いていますけれども、コンサルタントに求める成果はどんなものか、まず伺いたいと思います。

村づくり推進課長（村山宏行君） コンサルタントに求める業務というのは業務委託ですので、当然それぞれの目的に沿った業務成果、そちらを求めたいとは思っております。先ほど申し上げましたが9ページ、それから17ページ、それぞれに目的のほうは記させていただいておりますので、これに基づいた事業を展開していただくということになります。

委員（佐藤八郎君） 移住したり、定住している人の集まりとか、その人たちの関係の協議をするような集会というのはやられて、どんな成果があったのか、まず、お聞きします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 移住者の方々については、移住者の集いということで毎年開催をしているところであります。その中で意見交換、それからどうしても顔見知りの方が少ないというところがありますので、移住者同士の連携、そういったことも図っていただくようなそんな機会にしているところでございます。

ただ一方で、私たちはいつまで移住者と呼ばれなきゃいけないんでしょうかという、そういった声も聞こえておまして、なるべく地域の方々と連携を深めながら、新しいそのコミュニティの一員ということで地域のつながり、そういったことも深めていただければと考えているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 私もそういう方に会って、「移住者移住者っていう話じゃないだろう」ってね、何人の方から言われましたけれども、コミュニティ関係で地区のいろいろな奉仕作業とかに出ている方もいるし、全く出ない方もいるし、あと移住したといっても、何か月もね、もういない方もいるし、いろいろな方々がいるので、私も何人かとしか膝を交えて話したことはないんですけども、よく言われるのはメリットデメリットもあるし、これから移住・定住勧めているんだけど、例えば、雇用の場を求めて来て、村の関係するようなチラシに出ていた労働条件のあれが守られていなかった労働者がいたり、やっぱり村のものに出た業者の書いてあることは守ってもらわないと、何か村でだましたわけじゃないのに不愉快に思っている、そういう例も3件ほど聞いたので、私ら、前から住民としている方からすれば、まあという部分もあるんだけど、ただ全く移住してくる人たちにとっては、何もない中でそれを完全に100%信じて来るもんだから、それに偽りがあるというのは非常に許されない部分があるので、あとは移住・定住のメリットの部分でどういうふうに打ち出していくつもりか、その点は伺っておきます。

村づくり推進課長（村山宏行君） 移住される方々について、これまでの村としましてはやはり仕事の関係、あるいは交通手段がどうしてもマイカーというのがないと村の生活はかなり厳しいですよというような話であるとか、そういったことを親身になってご相談しながら、移住を受け入れてきたという経過がございます。一応令和4年度では、その部分を外注をしてと考えておりますが、今お話ししたような部分については委託を受ける業者にきちんとその辺をつないで、そういったことが村の直営で行っていたときよりも劣ることがないような、そんな取組につなげたいと思っております。

また、今後の移住の方針でありますけれども、やはり村として考えておりますのはコミュニティの一員になっていただく、やはり新しい担い手として村の中で活躍いただきたいと思っておりますので、ご質問の趣旨を十分把握しながら移住者の対応に当たりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 移住者の特別なメリットってね、なかなか難しいのですけれども、こういう場所ということを知って来るんですからそれなりの覚悟があって来るんでしょうけれども、ただ、なんか4月まではもう飯館は空けるんですなんて、5か月ぐらい空ける人もいるみたいですが、今現実に空き家が、売り物件として、前は2,000万円もするようなものもあったようですけれども、今はどのぐらいの価格で設定されて、家そのものを欲しいという定住者の方は、どのぐらいのものを希望しておられて、あと地域性もあるんでしょうけれども、なるべく12号線沿いなのか、その辺の状況はどんな実態なんですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 空き家の状況ということでございますが、以前は確かにうん千万円というような形で売りに出したり、それを希望されるという方が多かったように記憶しておりますが、今はもう大分その辺が安くなったといえますか、下げられているような状況だと聞いております。ただ、なかなか村の中にそういった空き家物件というのが少ないというのが今の状況でございます。いわゆる希望されるように、県道12号線沿いにはないかとか、なるべく幹線道路のそばでということを探していくとなかなか少ないという、そういう状況でございます。もちろんその家が、すぐに住めるような状態なのか、あるいは相当リフォームをかけないと住めない状況なのか、そういったことというのは個々の案件というふうになってきますので、村としましては案内する際はそういった部分、状況を一緒に確認をしながらこれまで行ってきたという経過がございますので、委託になりましてもそういった部分を十分おつなぎしながら、いわゆるこんなはずじゃなかったと、こういうふうに移住者の方々に言われぬように、丁寧に対応を心がけてまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 例えばね、村内の方で、子供さんが村内でいないけれども、自分の生まれたところに戻って移住してくる場合は、今の国、県の移住対対象者となるんでしょう。リフォームやいろいろな新しく家を建てるにしても、補助対象になるんでしょう。村民が今出ていて、戻ってきて、そういう対象にはならないけれども、実態として。

村づくり推進課長（村山宏行君） まず、村の縁故であるが、そもそも村民じゃなかった方、例えばお孫さんがずっと県外で生活していたんだけど、おばあちゃんの家、おじい

ちゃんの家があるからそこに行こうという、そういうような場合は該当すると思われ
ます。当然、住民票自体がもともと飯館村民ではなかったということが条件であれば、該
当はします。ただ、もともと飯館の村民で、住民票があった方、そこが避難で外に行っ
て、あるいは避難前に外に行っていたんだけども村のほうに戻ってくる。そこは、ち
ょっと個別案件で見てもないと、該当するのかどうかというふうになるかと思ひます。

ただ、村としましては国、県の補助に該当しなくても、村の単独の部分について該当さ
せる部分というのはあるかなと思ひますので、やはり個々の状況、案件の把握をした上
で対応させていただきたいと思ひています。

委員（佐藤八郎君） 21ページのきこりの修繕費用等、先ほどありましたけれども、私の地元
だからずっと建てる当初から、いろいろな問題が積み重なって今に至っているの
で、最初から私は何かあったら壊れると思ひていましたけれども、ああいう建て方では壊れる
と思ひたの、あの地質上は、地山をある程度生かしてやっているので、そう地震でどう
のこうにはならなかったんだけど、やっぱりあの構造、建物、私はそのときにあ
あいうのは反対しましたけれども、構造的な問題でね。宿泊施設に反対しているんでは
ないんですけれども、だから今になって、やっぱり壊れたなって思ひていますけれども。
壊れたからよかったと言っているんじゃないんですよ。だからそういうことで、先ほど
もありましたけれども、あそこの実態からすれば、地質学的にも地震対策については十分
な場所だと思ひます。だって地質上もそんなに問題ないし、あとは建築上の問題があ
って、今の状態になっていて、だから下の部分はそんなに壊れなくても、2階に上げ
た部分というのは、すぐ壊れる、建てたときから壊れると思ひていましたけれども、そ
れはそれで終わったことなんでいいんですけれども、きちんと今度の予算では、かなり
大がかりにかけるのかどうか、骨格的に大丈夫のようにするのかどうか、地震ならどの
程度まで耐えられる骨格全体を直すのか、ちょっとその点について伺ひます。

副村長（高橋祐一君） 先ほどもお話ししましたが、今年いろいろその調査をしています。八
郎委員がおっしゃるとおり、建築基準、地質的にはなかなか悪いって数字は出てこ
ないのが実態でございます。そういう基準の中でやっているのでありますが、現実的に
壊れてしまったという経緯になっております。やはり全面改修という部分もありますけ
れども、まず今、移住・定住・交流でいう交流の部分で宿泊施設がないというところで、
先ほど八郎委員がおっしゃったとおり、1階の部分は比較的被害が少ないという部分
がありますので、それに建物の構造の診断を見ながら部分的な宿泊等、2階については
別な活用ということも検討しながら、今の予算の中でできる部分を早め実施をして、
交流の場ができるということをやりたいと。その後、まだまだこれから必要で
あるという部分については、新たに今いろいろな事業等を検討しながら考えていこうか
なという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 今、副村長が言われたように、そのことはそのことでいいんですけれど
も、あちこちのリフォームとかみたいな改築よりは、増改築みたくはね、全く違う観点
で中心部全体はともかく、伸ばしたりするというのも考えてもいいのかななんて、私は
思ひています。私ら思ひているには外から見ても、何にしても、また局部的な地震

が来ればまた壊れると思っているんです、ああいうこんな長広いこんな、何が格好いいんだか分からないような設計のやり方では。あんなよりは落ち着いてじっくり、今こちらに管理棟じゃない宿泊場所を造りましたよね、後の工事ですね、入って行って、こちらに2棟だか、ああいう関係のところにごると広げたほうが安定したもっというものが増改築になるかと思えますけれども、今のところをリフォームして、骨格をいろいろ強くしてお金をかけても、私はまた壊れると思うんです。

だから、いろいろ検討されると言っていますから、どう検討されるのかは分かりませんが、いづれにしろ、そして宿泊人数をもっと泊まれるようにするとかね、いろいろ前向きに考えて、国、県事業に補助のあるものをないって、ないからやらないんでなくて、ある範囲だけという考え方をやめて、あそこ全体を村の拠点の宿泊施設として村の拠点的なものとして、観光の中心として考えるというふうになっていけば、もうちょっと広めに取ったり、キャンプ場はキャンプ場で、あっちのほうは離れていますからあれですけども、総合してこれを考えないと、何か局部的に、財政の問題もありますから、いろいろあるでしょうけれども、もっとこう違う観点で考えるべきだと思ってます。だって、最初から設計で建てたんなら、全国の表彰を受けるような設計とか、デザインとかってあったりするか、どっちにしろリフォーム、増改築になるんだから、きちんとされたほうが私はいいと思うんです。だからその辺での十分な専門的な人も入れて、検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

副村長（高橋祐一君） 今、お話を聞きまして、実はこの予算計上の前にいろんな検討をしていたところであります。住宅メーカー等々いろいろ話をしながら、その借家的な部分で、例えばアパート的な形で造れないかとかいう話もありまして、今、お話があったとおり、あそこを直すという選択もあります。新たにそれを増設するというふうな部分で、今ちょっと住宅メーカーのほうとも問合せをしている状況でございます。そういうところを勘案しながら、今後検討していくと。ですから、先ほど言ったように今のところを改修するというだけの考えではなくて、新たに何戸でも、何戸できるかというところも検討しながら、増設という部分を考えながらも検討していくという形で今進めていきたいなと思っております。

委員（佐藤八郎君） せっかく地権者が交渉の結果、大分これを売った方というか、村の対応に応じた方と、今も貸借関係にある人と、パーセントはもう貸借関係は少なくなっているんですよね、そういう意味で。だからその貸借関係もどうなんだか分かりませんが、あとはあいの沢の堤との関係では、どの程度のこれ、震災前だと堤管理に関することもありましたが、震災でそれは1回なくなった状態ですけども、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 土地の部分でございますが、今きこりが建っております部分については全て村のほうで取得をしております。建てたところだけですね。ただ、庭でありますとか、隣接する部分については依然として借地というような状況でございます。あいの沢の村民の森のほうの部分、そちらについても村で購入した部分は本当に少ない、僅かということで、ほとんどが今借地のままという状況でございます。

なお、あいの沢自体の部分、池の部分、そちらについては江下組合のほうに今権利がございまして、そちらとの年間の協議も引き続き行っているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） この際と言ってはあれですけども、借地もなるべく村が取得できるような推進をしたらいいだろうし、あいの沢の管理問題もどこまでというのものもあるでしょうけれども、それぞれ江下組合そのものもいろいろ今後協議しなくちゃならないんですけども、やっぱり建物以外は借地状態というのは、やっぱり健全でない部分があるので、できればその辺は早急に来年度当初から積極的にお願いしていったらいいんじゃないかなと思うんですけども。

あとは、副村長の言われる全体図だよな、あそこのきこりの施設と全体図が、どういふうに今後、放射性物質がある程度低線量になってきている現実と、まだまだ高濃度の場所もありますけれども、前にも横山委員からだかありましたけれども、高濃度箇所この場所は、このぐらいの放射線量値があるという揭示をするかどうかも含めて、やっぱり安心安全な村の一大拠点観光地だというのが歴史的にあるわけだから、今は一大観光地は道の駅かもしれないけれども、いずれにしろ、現実的にあそこを整備するとすれば、キャンプ場も含め、バンガローも含め、どういう流れで、だって周辺ずっと回るといったって、放射線量が置かれた森林の真ただ中にあるので、しょっちゅう変わります。自然の関係で放射線量値もね、ただ線量というのは計測の仕方なり、線量値が被ばくにどういふうに影響するかと、いろいろな考え方もあるのでありますけれども、その辺はきちんと総合的に考えてしないと、何回も何回もまたやり直すようなことが起きるのかなと、途中までいろいろなところを整備しましたよね、下のほうに駐車場を造ったりいろいろやってきましたけれども、やっぱり10年たって、11年今過ぎ去ろうとして12年目に入るので、この際きちんとどういふものにあそこがなって、どのぐらいの観光地になり、宿泊者なり、どういふ規模の流れでっていふのを考えたらどうでしょう。だってあそこ、かなり壊れた中でも一時宿泊やったら、かなり宿泊者がいるし、お風呂もやればリピーターが結構いて、村民よりは村民以外の方がリピーターとして多いぐらいいるわけですから、今でもあちこち伊達とか、いろいろなところに行くと「今やっているのかいと、行ってみたいものだ」という人もたまに聞くので、そういう意味では、総合的に案内板も整備しながら、含めてスタートするというかな、再生までは行かなくても、復興を乗り越えて、道の駅とあそこだけはスタッフさんだって、見えるものにしたらどうか。

副村長（高橋祐一君） あいの沢のキャンプ場を含めて、あいの沢全体の構想という部分ですが、今回あいの沢の利活用の検討委員会という中で、内閣復興庁の官民合同チーム等の協力を得ながら、コンサルといろいろ打合せをしながら、今年の春仮にオープンというふうな方向まで来ているところでありまして。やっぱりその中でも、あいの沢全体、以前のようにバンガローがなかったり、解体した部分とか、いろいろな部分がございます。今言った放射線の関係もございます。そういう部分も含めて、予算には出てきませんが、国のほうにお願いをして、令和4年度にある程度全体の構想を立てて、そこからいろいろな整備計画なり事業の計画を立てていくという方向でありますので、そういう部分が

ある程度見えてきた段階で、また議員の方にお諮りをしたいなと思っていますので、そのときはよろしくお願ひしたいなと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 今日も、購買というか、買物の環境っていうのはある程度議論あったのであれですけども、私は医療関係で、今度訪問診療がされるということで、私もそういう飯館でやりたいという方がいたので、いろいろ課長にも言いながらやったんですけども、既に話をされている方がいるということなので、今回は予算として出てきたのでね、医療環境全体を見たときに、今度は前よりは進んだと思っています。ただ、あづま脳神経外科との関係と今度の訪問診療までやる先生との関係、あとはもう救急体制なり含めた全体の医療環境を考えたときに、何が不足して、何が求められているんだかという整理をしていくと、まず、科目も少ないし、決まった治療しかできないし、手術なども対応しない日もあるしとかって、いろいろ当てはまらない、通常の地域自治体からすると、飯館はまだまだ医療環境については不安と不満な点がいっぱいあるんですけども、そういう点をどこまで補うかという部分では、今度の訪問診療をすることで、あとは介護関係の今村外から来て、乗せて行ってやっている事業所と、村で積んでやっているんだけれども、訪問看護の「あがべご」とか、そういう関係者とか介護の部分との絡みもあって、総合的に村民にとって、来年度の予算においては、どんな医療環境になるのかというのが、お示し願えればありがたいです。

健康福祉課長（石井秀徳君） 追加資料のほうにも、載せてお示しをさせていただきました一番最後の部分になるかと思いますが、今の状況が果たして飯館村における医療環境がこれでいいのかという部分であります。実際、震災で全村避難から平成29年に診療所も含めて、いいたてクリニックの再開ということで、今現在、火曜日と木曜日の午前中ということの診療でスタートをしてきたところであります。確かに村民にとって毎日診療をしていただけるというのが一番これ安心の部分ではいいのかなと思いますが、今現在としては、患者数、それから帰村の状況、こういったものを見ますと、なかなか毎日の診療が可能になっていないような状況であります。

そこで、年数が過ぎる中で村内でもなかなかクリニックに通えない、あるいは医療機関に通えなくなってきた、あるいは自宅のほうで介護、あるいは看護を望む声が聞こえてきたということから、昨年も一定程度そういった計画をしたところでありますが、なかなか現実的に進まなかったという状況であります。ここに来て、村のほうで訪問診療を希望される医師が見つかったということもあって、急遽、進んだっていう部分は実際ございます。その中でクリニックの指定管理をしております秀公会のほうと話を詰めてきたという状況が今の現状だということでご理解いただければと思います。

組織としてクリニックの経営も含めてご相談をしているところでありますが、なかなか一朝一夕にすぐにはいかなくて、まずは訪問診療をできる体制をつくるっていうのが1つの今の状況かなということで、今現在進めているところであります。診療科目につきましても非常に一次診療ということで、クリニックの役割としては、まずそこで見て、病院等の紹介で、何か送る必要があるという部分については紹介をするという形なのか

など、今のところ思っているところであります。

救急医療については、従来どおり救急搬送という部分も併せて、その辺と絡みながら進めていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 全国の似たような人口なり、いろいろなところの診療所なり、そこにある病院の実態、先生がいて、看護師がいて、事務員がいて、何人体制で、経費がどのぐらいかかってという、こうやっていったときに、今あづまさんに払っているお金と、今度の予算と施設管理全体の経費等を見たときに、どのぐらい安く上がっているのかどうかというのも含めて、安く上げればいいという問題ではないよ、医療環境はね。だけれども、今、村内に戻っている方が発症しないほうがいいですけども、発病したりしたときに、どういう状況になっているかといったら、救急車は1台はあるけれども、2台目は広域との連携になるだろうし、例えば、不幸で亡くなった場合、土曜日とか日曜日に亡くなった場合の死亡診断を書く対応だって、福島から来ていただく、今度は村に在住していただくこの医師ができるのかな。

実際の村民にとっての生活を見ると、全く対応ないと等しいぐらいの状況があったわけだけれども、今度、医師が入ってくれることで前向きに進むんだけれども、だからそういう、どういう体制でこのぐらいの予算規模だとできるのかと、いつまでもあづまにやっても、週2日、それも午前中のみしか来ないようなことでいいかどうかというのもあるし、同じ予算ですから、使い方がもっと有効活用されるべきだし、施設そのものも、今度の訪問診療をしてくれる医師があつて施設を使えるのかどうかも分かりませんが、あそこは全く手をつけてもらって分かんないってあづまさんから言われるのか分かりませんが、施設の有効活用からしても、もっともっとフル活用していくためにはどうやったらいいか、予算をどういうふうにとったらいいかというのは、総合的にあるんだと思うんです。

だから、今課長が言うように、毎日診療なり、そういういろいろな医療に関わる関係がつながりを持って稼働しているのが一番いいわけだけれども、その状態に近づくのに、いろいろな先進的な市町村の実態とかそういうものもきちんと調べてね、もちろん調べて分かってはいるんでしょうけれども、今飯舘にとっては、どの辺までだったらできるというものがあるわけです。それでこの予算ではないんだと思うんです。もっとやりたいことがあるんだけれども、相手もあるし、看護師にしたって、医師にしたってそう簡単に、いろんな作業、労働者を見つけるみたいにはいかないのですね、それはそれであるんだと思うんですけども、医療環境全体を早くこんな状態にしたいと、飯舘の医療環境はこのぐらいまでに今年中にはしたい、向こう3か年計画でここまではしたいとか、前は歯科もやる前提で機械まで設備して、あんまり営業しないうちに事故になったので、いろいろなことで無駄が出ましたけれども、だから、その点を総合的に見て予算を取らないと、だから、私は今のところではこのぐらいまでだと思ってこの予算なのかどうか分かりませんが、その辺はどうでしょうかね。私は一日も早く医療環境というのは改善されるべきだし、買物の部分も早く損得云々じゃなくて改善すべきだと、そのこ

とで村に戻って村づくりを一緒にやろうという人が増えていくんだと思うんですけども。

村長（杉岡 誠君） 追加でお示しさせていただいた資料の66ページをご覧いただきたいと思いますが、私の大きな医療に対する方針に関しては、2の（イ）に2つほど書かせていただいております。

1点目はいいたてクリニックの診療時間を増やすという、村民の方々のニーズそのものを取り組んでいきたいという部分、それから2番目は、訪問診療体制を構築するということです。この2点を同時並行で今年、チャレンジ、トライアルをする、あるいは皆様にその実感を持っていただくということのための予算を計上させていただいたところでもあります。

先ほど損得ではなくて、お買物環境、あるいは医療環境の充実というところをしっかりとやるべきだというご指摘を頂戴しました。

一方で、行政としてはしっかり財源を確保しなければ、単発的にはできても、継続はできないということでは、村民の皆様への思いには資することはできないと考えていますので、例えば木質バイオマスの事業、全く関係ないように見えますけれども、あの事業は令和6年度から稼働すれば、20年間で10億円までに満たないぐらいですが、償却資産税が見込まれるということも、皆様にはご説明申し上げたかと思えます。そうしますと1年間当たり四千数百万円の税収があるということですから、新しい産業をつくることによって、実はこういった財源を確保していくということにもつながるということでもありますから、私としてはなりわいという言葉で申し上げていますが、片やなりわいの中で、こういう医療、福祉、あるいは介護というものに資するような財源を確保して、継続的にできるものということを今年度からしっかり取り組んでいきたいという部分をお示し申し上げております。

それから、先生の想定する業務体制内容等についても少し触れたいと思いますが、3番目の医師にかかる費用の1,200万円、予算を今回上げておりますが、（イ）の想定する業務体制内容等の中の3点目にございます。基本は週1日はクリニックでの診療をお願いをして、他日については、訪問診療に取り組んでいただくということを現在想定しております。ですので、クリニックが現在、火曜、木曜の午前中のみとなっておりますが、いずれかの1日、フルに午前、午後については、本田先生のほうに診療いただけるような体制を秀公会と協議をしていきたいと、詰めていくというところでもありますし、それ以外については訪問診療という形で顔が見えるといいますか、お医者先生が家まで来てくれたんだと思っていただけるような、あるいは訪問看護ステーションとの連携の中で、薬まで届けてくれたとかですね、そういうことが、今のこの高齢化が非常に進んでいる村内居住者の環境に資するのではないかと考えております。

訪問診療により実現することということが5点書いてありますが、今申し上げたように訪問看護ステーション等との連携により、投薬等をしっかりお届けすることも可能になるでしょうし、あるいは看護ステーションが訪問しての措置、看護介護することも可能になります。

それから終末医療ということで、今現在ホームにいらっしゃる方については秀公会のほうでみとりの診断をしていただいておりますが、一般のそれぞれの村民のお宅にいる方については、例えば警察が来なければ、その検死ができないというような状況がありますから、これは、せっかく村で暮らして、村で一生をとという思いの中でいらっしゃる方について非常に苦しい、ご家族にとっても心苦しい状況がありますから、そういうことがないようにというのが一つ終末医療の部分の大きなみとりという部分を含めてあるかなと思っております。

あるいは、村の中に移住という形で、先生自身に来ていただいておりますから、昔のようにやっぱりお医者先生が自分たちの近くにいるんだと、いろいろなイベントでも顔を合わせたり、今回のワクチン接種にも参加いただいておりますが、常日頃から同じ村民としてお会いできるお医者先生が村の中にいるという環境を何とか構築できたかなと思っております。

独居世帯とか、介護世帯への迅速な対応ということも書いておりますので、お話をすれば、こういったことで非常に煩雑な話になりますけれども、まずは佐藤八郎委員がおっしゃるように、医療体制に一石を投じるチャレンジという部分もありますし、今のニーズに合った訪問診療というものを兼ねたクリニックの体制というものを今後も秀公会と連携をしながらやっていきたいと思っております。

それから指定管理料の話もありましたので少し申し上げますが、村の中での単体のクリニックの運営だけを見れば、指定管理料の中で週2回の午前中だけでどうかという話がありますが、その連携の中で、昨年、福島市内のあづまさんのほうでワクチン接種ということが、村内居住者についても、村外居住者についても実はできたということがございますし、今回村内での集団接種についても、秀公会のほうで入っていただいて、あるいはそれ以外のお医者の方にも来ていただいておりますけれども、村の中での初めての集団接種ということが円滑に進んでいるという部分がございます。単体だけで見るのではなくて全体のという、まさしく委員ご指摘のとおり、様々な形での連携を強めていくことによって村内に居住の方、あるいは村外にいらっしゃる方についても、様々な環境が村としてご提供できるのではないかなと考えているところであります。

以上であります。

◎散会の宣告

委員長（佐藤健太君） 本日の委員会はこれで終了します。

明日10日も午前10時から、この場にて委員会を再開します。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後4時54分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月9日

予算審査特別委員会委員長 佐藤 健太

令和4年3月10日

令和4年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第3号）

令和4年3月10日、飯舘村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

委員長	佐藤健太君			
副委員長	佐藤真弘君			
委員	高橋孝雄君	佐藤八郎君	渡邊計君	
	菅野新一君	飯畑秀夫君	花井茂君	
	横山秀人君			

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	高橋正文	村づくり推進課長	村山宏行
住民課長	山田敬行	健康福祉課長	石井秀徳
産業振興課長	三瓶真	建設課長	高橋栄二
会計管理者	山田敬行	教育長	遠藤哲
教育課長	佐藤正幸	生涯学習課長	藤井一彦
農業委員会事務局長	三瓶真	選挙管理委員会書記長	高橋正文

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	細川亨	書記	伊藤博樹
書記	伊藤直美		

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤健太君） おはようございます。

本日の出席委員は9名であります。

定足数を満たしておりますので、これより予算審査特別委員会を再開いたします。

（午前10時00分）

委員長（佐藤健太君） 昨日9日に引き続き、一問一答方式にて総括質疑を行います。なお、質問、答弁は簡潔明瞭に発言をしてください。

これより質疑を許します。

委員（菅野新一君） おはようございます。

今回の予算審査特別委員会、多くの資料頂きまして、ありがとうございます。おかげさまで、ほとんど理解はできましたけれども、二、三項目ほどちょっとお聞きしたいことがあったので、お尋ねしたいと思います。

最初に一般質問でもやりましたけれども、農政のほうで二、三確認したい点がありまして、質問したいと思います。

最初に、ナンバー6の説明資料、48ページの6款1項3目の10節の点で、特色のある品目を増やし、直売所の創出の生産意欲と醸成を図る。村が野菜苗種子の購入を農家に配って、希望者に栽培してもらうという欄がありますけれども、これはあまりにも金額が少ないのではないかなど。これ何をするためにこの10万円の予算なのかなって、私は一瞬考えていたんですけども、色紙ぐらいなら買えるけれども、あと何もできないんじゃないかなと思うんですよ。その辺どうお考えになりますか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の部分は、今回、令和4年度新しく事業として考えております、作ってにぎわう新たな彩り野菜事業分、予算規模10万円ということで、大分少ないのではないかというご質問でございます。

初めに、この事業の概要でございますけれども、こちらの事業につきましては、飯舘村が作物の種や苗を買って、道の駅に出荷していただいている生産者の方に、その栽培をお願いするというのが骨子であります。

具体的にもう少し申しますと、例えば道の駅の直売所コーナー等を拝見いたしまして、野菜の出荷もちろんされているわけでありまして。その中には、葉物、野菜等の緑であるとか白であるとか、あるいはトマト等の赤とか、そういう色合い的にもですね、カボチャの黄色、緑とかあるわけでありましてけれども、そこによりもっとう黄色、オレンジ、赤、様々なその彩りを加えることで、その直売所ににぎわいを増したり、あるいは夏だけに例えば限っていた作物を、もう少し作物が少し手薄になる秋などに、そういう色を持った作物が出てくることで、一つには直売所がにぎわいを増し、一つには生産者の方が新たなその品目の出荷ということで、農業への意欲ですね、多少なりともその向上につながるというようなことが狙いでございます。

確かに委員おっしゃるように、予算規模としては10万円ということで、非常に小さい金

額かもしれませんが、買うものとしては今の花とか苗なんです。もっとうち大きな、いわゆる農業支援が必要じゃないかということもあろうかと思いますが、村のほうといたしましては、今の350件ほどご利用がありました生きがい農業の方々を、市場出荷のレベルまで引き上げる、生きがい農業ステップアップ事業というものも併せて行っておりますけれども、そういったところで市場出荷に向けた大規模の営農というところの、ステップアップを図るということも考えておりますが、一方で、今年度もう一つのそういう施策として今般の事業を行うことによりまして、先ほどのなりわい農業へのステップアップの一助としたり、あるいはそこへつなげるための、その前段の作物のその多品種の展開といいますか、そんなものを図りたいということで、取り組んでみたいと考えているところであります。

以上です。

委員（菅野新一君） 課長から説明ありましたが、この10万円なんてのははっきりいって、くわも買えないです。こんな予算の組み方は、村長が言う、わくわくするような村政を行おうとしていくときに、農業が栄えなければ何ももう村が進展したなんていうことはあり得ないです。だから、その辺はよく検討なさって、考えていただきたいと思います。

あと18節から3つほど、農業次世代人材投資事業、ここにもありますけれども、これは予定者は若者が1人なのかな。

産業振興課長（三瓶 真君） 農業次世代投資事業につきまして、今年度予定しております対象者については1名であります。

以上です。

委員（菅野新一君） その下の、生きがい農業をなりわい農業にステップアップする者に対し、資材等の購入費用、ずっとこうここ見たんですけれども、名目だけは一人前に上がっているんですけれども、この金額が非常に少ないと私は思うんです。そして、今はなりわい農業、前は50万円まで補助してくれたということがあるのに、今、生きがい農業、それからなりわいに何にもないという予算がどうなのかなと私は感じています、はっきり言って。

だからその辺を、そこ3つなんですけれども、村単独農用地整備事業はこれはどういうものに使えるのか、その辺、この上2つは私の感じたことを言っておきますけれども、村単独農用地整備事業という名目がありますけれども、これも100万円、これは20%補助ということになります。どのぐらいに対して20%の補助なのか。

産業振興課長（三瓶 真君） 村単独農用地整備事業ということで、実はこれ以前、今の基盤整備始まる前なんですけれども、村の中で実際に行っていた事業をもう一度ということと計上しております。村の中に基盤整備等を盛んに進められているところではありますけれども、一方でなかなかその営農開始するに当たりまして、そのタイミングが合わないといいますか、そういうこともあるということとありまして、それを補完する意味としまして、例えば、農業者自らがですね、そういう農用地の整備を行う。ここには括弧で暗渠排水と書いておりますけれども、そういうことを行う際に、村のほうで20%分の補助を行うというものでございます。具体的なものといたしましては、ここにあります

ような暗渠排水をはじめ、用排水路関係の整備というものを中心に考えているところがあります。

以上です。

委員（菅野新一君） あと、その下の下ですか。農業用ハウス暴風雪被害対策事業、これなんですけれども、これも50万円に上がっていますけれども、2分の1で上限が50万円。それは分かるんですけれども、これで例えば多くのハウス農家から、災害防風対策にパイプを買って造りますとやったら、これだけの予算で間に合うのかなと私は感じたんです。そして、この物を作るものに対して予算をつけない。そして、変なほうのマルシェとか、いろんな方に多くの予算をつける、この予算というのはどういうあれなのかなと。発信するマルシェ、いろいろここに供与あったんですけれども、いいって魅力向上発信、こういうのには結構多くのものを予算をつけておいて、そして、今SNSで発信するなんていうのは、ITの文明でお金がかからないから本当はそういうの普及されているのに、そういうものにお金をいっぱい投じて、生産する者に投じないというこのあれがどういう村長の考えなのか。

村長（杉岡 誠君） 今おただしのお通り、確かにその生産の部分に対する投資が少ないのではないかと、補助が少ないのではないかとというお話ではありますが、一般質問のときにも少し触れたかもしれませんが、村の予算を経由しない、その補助金の部分もあるということが1点目と、もう1点目、今年度は売るための、販路としてのチャンネルを増やすところ、実は非常に力を入れているという部分があります。

生きがい農業支援、確かに2分の1補助で50万円ということ、私担当のときに3年間やらせていただきましたが、生きがい農業というのは別に販売をしなくても、自分の家庭用の野菜、あるいは景観用のお花でも、そういったものでも結構ですよということで、まずは土に携わらしましょうということ誘導するための事業としてやったところです。

ただ、今後そういったものを進展させていくためには、ただ作るだけではなくて、しっかり物を売っていくということ、あるいは皆様がこれが自分の作れる一番いいものだというものに生きがいを感じたり、誇りを感じながら、皆様に評価をしていただいて、それがお金に換わっていくということが、一つ大きな生きがいの先の、言ってみればやりがいという部分につながるのではないかなと思っています。

ですので、今回その生産というところよりも、むしろ外にPRをしたり、販売をしていくチャンネルを増やすというところに、実は重点が置かれているように、村の予算上は見えるのかなと思います。

ただ、もう1点、村の予算を経由しない予算の話をお願いしますけれども、なりわい農業ですね、まさしく販売用の農業に関しては、例えば経営所得安定対策という、直接農業者の方に対して農政局のほうから交付されるお金がございます。例えばホールクロップだと反8万円とか、飼料米だと最大で30万5,000円とかありますが、水田で作る例えば菜種とかエゴマについても、今反3万5,000円かなというお金をつけていたりしますので、これは村の予算を経由しないで、なりわいとしてしっかり販売するものであれば、こういうものが交付されるということですので、できるだけ村としては、販売するほ

うの農業のほうに皆様には行っていただいて、別の形で支援するということを考えているという部分がございます。

あともう一つ、先ほど次世代の関係で、1人しか若者いないのかというお話ありましたが、そんなことはないですね。村の中にやはり20代、30代、40代の方々それぞれいますが、事業要件というものが、また国のほうでいろいろ今年度も変わっていくという部分がありますので、当初予算上は昨年からの継続の方をお1人を挙げておりますけれども、新規就農認定等々、そういったもので該当するものがあれば、補正ということも含めて、これから協議をさせていただきたいと思っていますので、当初予算の中では、村の予算を経由する部分で力を入れる部分が、委員のご指摘の部分と少し違うふうに見えるかもしれないけれども、今言ったような底意があるということでご理解いただければ、ありがたいと思います。

以上であります。

委員（菅野新一君） 今、村長の言う、いろんな国県の補助は、農業に対しては多くあるという点は非常に理解しています。それでも、補助があって、いろんな設備を投資してやっても、農業はそんなにもうからないんです。だから、例えば今年村長が言うように、道の駅外に出す青果物等、どこかに売りたいっていうのがあるとしたら、やはり生産意欲を農家に持ってもらうように、もう少し村独自の予算でいいですから、この10万円なんていう、ずっと50万円までなんていう、この予算はおかしいんじゃないかと私は感じたから、時間をもらって質問しているわけです。

だから、やはり今回の青果物を多く生産して、ほかにも販売したいっていう方針ならば、やっぱりもう少しこの国県の予算は別として、応援してやったほうがいいかと私は思って、質問しております。

以上で、質問を終わります。

村長（杉岡 誠君） ご質問としては終わりということではありますが、改めて申し上げたいと思いますが、昨年、令和3年中は、実はJAふくしま未来さんのほうで苗を配って、生産をぜひということで広めた品目もでございます。村としては、振興品目というものです。こういう品目をしっかり力を入れていくべきだということを、本来は見定めて、そこに集中投資をして、そういう生産者を増やしていくということが本来の農政ではありますけれども、実は震災後そういうことができていない現状があります。それぞれの方々が得意とする品目をできるだけ作っていただいて、そしてそこになりわいとしての収益性を上げていくというような方向性で今進んできておりますので、震災前のような複合経営をいきなりやるということではなくて、どちらかというと専属の専門品目ですね、牛だったら牛、お米だったらお米、花だったら花という、そういう特定の品目で今までやってきたというのが、ここの避難指示解除後の流れになっております。

ただ、農協さんと、昨年ライスセンターが落成したときに協定も結んでおりますので、今後そういうその振興品目、やはりこういったものをしっかり作る、売れるんだというものを見定めるということも、今年度のチャレンジトライアルの中ではあるかなと思っています。

そういうものが見定まらないと、いわゆる直売所向けのもは幾らでも作れるけれども、大きくしっかり村をPRするようなものがなかなか見えないというふうにやっぱりなってきましたので、特色のある部分については、生きがいからのステップアップの中で作っていきますし、あるいは大規模な市場を見据えて、しっかりと皆様がなりわいとしてですね、次世代にもつなげるものというものは、農協さんとの連携の中でもをしっかり検討していきたいと、そのように考えているところです。

当初予算の中では10万円程度ということでご指摘いただきましたが、震災前の村の農政からすれば、10万円というものも結構大事に使ってやってきた部分があります。これで足りない部分については、またいろいろ検討させていただきたいと思いますが、金額の大きい少ないだけで考えているわけではありませんので、農政として今まで取り組んでいなかったものを、この予算の中でしっかり取り組むという姿勢を示させていただきながら、足りない部分はまた検討させていただきたいと、そのように思っているところがあります。

以上であります。

委員（高橋孝雄君） おはようございます。私からも二、三点質問をさせていただきます。

資料ナンバー6の8ページ、消防団の運営に関する経費ですが、この中で報酬の件ですが、256名で800万円と。これあまりにも安いんじゃないですかと、この前もお話し申し上げたんですが、ほかの町村と合わせるんだと言っていますが、ほかの町村もそういう考えていたのでは、本当にこの村民の財産を守って安全を守る、この消防団に対して、ちょっと報酬が安過ぎると。このように考えていますが、村長、考えをお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 消防団員の報酬が安いのではないかとということではありますが、委員おっしゃるとおり、そういう声もございますので、消防庁のほうからも、令和4年度にかけて、そこの報酬を適正に見直しなさいという指導を受けておりますので、令和4年度中にその安いか高いかというのを検討させていただいて、見直す予定をしているところでございます。

委員（高橋孝雄君） では、幾らかはまだアップするということになるわけですね。

それでは、同じく19ページ、地域おこし協力隊の件でございますが、ほかからこの若者が来て、村を元気にしてくれる、本当にありがたいことでございます。資料も頂きましたが、この件につきましても、やはりこの方々にばかり任せるのではなく、やはり担当の職員も一緒になっていろいろ考えて、そして、良い方向にこの村を興していただきたいと思います、このように考えております。この件については、以上であります。

そして、次に21ページ、きこり宿泊棟改修工事についてでございます。これは渡邊委員も佐藤八郎委員ももうお話し上げたんですが、私も資料請求いたしましたので、質問をさせていただきます。

改修工事ということになりますが、これ震災以降2回直しているわけですね。今回また3億5,000万円の予算で、膨大なお金をかけてこれ修理をするわけですが、昔から言うように二度あることは三度ある、また壊れたらどうしますか。

副村長（高橋祐一君） また壊れたらということでもありますけれども、昨日もお話ししまし

たが、その点については今いろいろ調査を行った上で、安全を確認しながらというところでございます。方法としましては、やはりその結果を基に、新たに造つたらいいのか、今の改修分をしたらいいのかという部分を含めて、今後いろいろコンサル等の知恵をお借りしながら進めていきたいと思っております。

委員（高橋孝雄君） この壊れた理由については、これ地震ですからね。これ管理するほうにとっては、何の間違いもないということでございます。したがって、まだ助成事業に対しての期間が残っているから壊せないというような答弁をいただきました。しかしこれ、震災で壊れたんですから、これはあくまで不可抗力なんです。ですから、これは期間があるから壊せないというのはちょっとおかしいのではないかとということで、私国の総理補佐官にじかに電話をして、その点は何とか考慮して、別な予算かなんかつけてもらえないかという答弁をいただきましたので、この明細な資料を欲しいということでございますので、後でそれ出していただいて、向こうのほうにファクスをしたいと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

続いて33ページ、この看護学校に対する負担金について、これ双葉准看護学院、それから相馬看護専門学校共同運営事業について、合わせて480万円ですが、23年間で9名の人がしかまだ入校されていないんですね。今、この医療分野が逼迫している中で、この看護医療生は大変大切なことであります。これ村民の方が分かっていない方もいると思いますので、これを利用するには、やはり広報などに載せて、この学校に入校してひとつ勉強してくださいというような、そういう方法を取ってほしいんですが、いかがですか。

村長（杉岡 誠君） まさしく委員おただしのとおり、もしかしたらこういった看護学校、准看護学校があるということが、十分にそのお子様方あるいは親御さん方に周知をされていないということが今までであったのかなというふうに、私としても思っております。4市町村の首長が集まる、その管理者会の中でもその辺の議論といいますか、お話はさせていただいておりますし、相馬看護学校のほうの施設長といいますか、管理者のほうとちょっと話をして、ぜひ村のほうで少しく周知活動というか、何かできないかということも、私なりにはやらせていただいている部分がございます。相手様がいますので、確定した部分ではありませんが、おっしゃるとおり周知ということが大事だろうと思っております。先般、学園の子供たちとタウンミーティングしたときも、私から相馬看護学校とか、双葉准看があるという、その近くに学校があるということを知っていますかという聞き方をしたら、ちょっとその辺は知らなかったなんていう言葉が学園生からも出てきたものですから、なお一つ周知の大事さということを私としても実感しておりますので、何がしか、タイミングを見ながら、しっかりとした取組をしていきたいと考えております。

以上であります。

委員（高橋孝雄君） それでは、その件についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、ちょっと戻って30ページでございますが、参考までにお尋ねしたいんですけども、30ページの下から3番目のバックホー中古1台、これ800万円とか聞いておりますが、間違ひないですか。

住民課長（山田敬行君） 資料30ページの、バックホーの件ですね。

ご質問は中古でいいのかというご質問。金額は800万円で見込んでいまして、上の塵芥車プレス機は1,200万円ということで、合わせて2,000万円ほどという予算要求となっております。

委員（高橋孝雄君） このバックホーの中古といたって、どのぐらいの大きさのものですか。800万円といたら、普通の建設業界でも小さければ新品でも800万しないで買えるんですよ。だからこの中古というのはちょっとおかしいんですけれども、その点どうなっていますか。

住民課長（山田敬行君） 当初、平成7年に購入した時点も中古のものを購入したという経緯がありまして、本来であれば新車のほうがもちろんいいとは思いますが、利用頻度等、最終処分場の埋立て等に使うということで、中古で動くものであれば、村サイドの事業の部分もできるということで、今回の予算要求は、今回塵芥車のプレス機いわゆるパッカー車と同じ年度で要求となっているものですから、動くという前提で、中古での要求ということになっております。

委員（高橋孝雄君） いや、私としてはこの金額的に800万円と言ったら、かなりのバックホー新車で買えるわけなんですよね。だから、そのバックホーの大きさはどのぐらいなんですか。あと、乗った時間とか分かりますか。

住民課長（山田敬行君） 乗った時間というのは、今までのいわゆる普段使っている時間ということでしょうか。ちょっと調べてお答えしたいと思います。

委員（高橋孝雄君） あと、調べて教えてください。

私の質問はこれで終わります。

委員（渡邊 計君） 資料ナンバー6に沿って、質問いたします。

まず、11ページ、2款1項5目7節報償費の中に顧問弁護士謝礼ということで、330万円ほど上がっていますが、これは去年も同じ金額が上がっていて、その前の年は150万円ほどしか上がっていなかったんですが、ただ、この弁護士費用何があるのか分からないので、ある程度余裕は必要かと思うんですが、今現在、低周波の件で川俣から訴えられていると。それと、深谷のハウスの位置の問題での裁判を恐らくやっていると思うんですが、その結果が出ているのかどうか、進捗状況はどうなっているのか、お尋ねします。

総務課長（高橋正文君） 今、係争案件は1件、深谷のものであります。

委員（渡邊 計君） では、川俣から低周波問題で訴えられていたものは、決着がついたということですか。

総務課長（高橋正文君） 川俣の件は、飯館村としては訴訟を起こされていないという状況です。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。

（午前10時31分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午前10時33分）

委員長（佐藤健太君） 再開します。

委員（渡邊 計君） では、深谷のほうだけでもよろしいので、進捗状況をお知らせください。

総務課長（高橋正文君） 係争の案件ということではありますが、一昨年からですね、深谷の拠点区域の周辺の住民の方から訴訟を受けております。その内容は、建物収去土地明渡等請求ということで、これは具体的には何だということ、建物を撤去して、その方の村が買収した土地を返してくれ、明け渡してくれという請求を受けております。

現在の進捗ですが、昨年の12月に判決が、これは一審ですね、福島地裁のほうの判決が出ておまして、12月に請求を棄却すると、訴えを退けると、一審の判決が出ております。ただ、その後、原告の方が現在は仙台の高裁のほうに控訴しているという状況でございます。

委員（渡邊 計君） 村民との争いですので、真摯に対応していただければと。

では、次に18ページの2款1項11目の12の委託料、ここで農業農村情報通信環境整備体制推進事業計画策定業務と、ちょっと長いんですけども、簡単にいえば、今の電話の不通話地区、これを解消しようという話のような説明だったと思うんですけども、要は光ケーブルを利用してそういうものをできないかという計画なんだろうと思いますが、今実際小宮の野手神地区や沼平地区に、楽天のほうで電柱を建てまして、それに短いアンテナを上げて、それで十分通じるようになっていると。それで、これ便利だと電話を替えた人がいるんですけども、そこでは通じるんですけども、今度町場へ行ったら通じなくなると。どうしたらいいんだろうという、2つ持つのも大変だという話があるんですけども、ただ、飯舘村には光ケーブルがずっと一周、ほとんど走っている状況で、ですから同じような形で電柱に短いアンテナを上げて、光ケーブルを利用するのそういうことができないかと、私大分前からずっと言ってきたんですが、そういう計画を今後推し進めるといふふうには受け取っていいんでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 情報通信環境整備対策の、これは計画策定業務ということになります。

委員おっしゃったように、携帯電話のその不通話解消にも使えないかというところは、この計画の対象として入れたいということではありますが、基本的には農村部のいわゆるスマート農業の推進であるとか、それから、光ファイバー網を使った情報発信ですね、そういったところの部分を重点にということでもともと想定されている、これ農水関係の事業ですので、ということになります。

ただ、その機能の中に、いわゆるうちのほうの課題でもあります不通話地域の解消ですね、そういったことができないか。そちらについても計画のほう検討させていただきたいと考えておりますが、この計画策定をもって、間違いなくその不通話解消につながるかどうかというのは、ちょっとまだ未定ということでございます。

委員（渡邊 計君） おとしあたりですか、小宮、その後八木沢、芦原のほうですか、電波塔を建てている。でも、それから比べると、電柱に短いアンテナというのが、かなり私

は割安で行えるような、ずっと思ってきたんですよね。NTTが携帯始まって、その後auが始まったとき、auはNTTさんの電話ボックスに全部アンテナ上げて、それで使ってきた。ですから、そういう形で使えるものを、なぜもっと早くね。今回楽天さんが先に、今の電話が通じない地域にぽんぽんぽんと建てて、電話が簡単に入るようになったと。今、多く使っているのはNTTさんとかauさんですし、村内の光走っているのはNTTさんなので、その辺もうまく利用して、鉄塔での携帯電話不通話地域を解消するよりもかなり割安になると思うので、今後ぜひ検討していただきたいなど、お願いしておきます。

では、次に21ページ、これあいの沢、皆さんからいろいろ大分きこりとかそういう問題も上がっておって、あいの沢に関して今年4月の春オープン予定ということで、図面的に出していただきたいということで、図面をもらっているわけですけども、来年はこのオートキャンプ場とか民家園の近くをオープンしたいということで、その後、奥のバンガロー、キャンプ場、これらが今トイレ、それから給水管の工事と。あと、自然体験学習工事というのが今のきこりだと思っておりますが、これらを順次オープンさせていくのはよろしいんですが、ここの除染が本当に完璧に行われているのか。確かに、遊歩道やそういうところはやっているとします。ただ、そこからどのくらい中まできれいにしているか。結局は、山林部という掃除程度の除染しかしていないんですよ。

先ほど、たまたま環境省のある人と会ってお話したら、やっぱり遊歩道とかそういうところはきれいにやっていますと。でも、山間部に関しては、剥ぎ取りとかそういうとこまでできませんでしたと。そういうことを伺っている中で、放射線がどうなっているのか。

それで、これちょうど虫型ベンチって⑦番ですね、真ん中の下のほう。これがおとしですか、産業厚生でこの辺が線量高いと言われて調べに行った。最大で約1マイクロ近くのところがあったわけですよ。それで、産業厚生の方でも確かに高いところがあると。しかし、これモニタリングポストあるのは、きこりの正面玄関の近くですよ。あいの沢全体には、あとはないですよ。

委員長（佐藤健太君） 質問の内容を明確にお願いします。

委員（渡邊 計君） それで、モニタリングポストを今からつけるといっても間に合わないだろうし、それで要は線量を調査して、看板を上げて、そこに週に1度ぐらいずつ線量を測ったものを書いて、示すべきであると私は思うんですね。そして、その線量によって、子供たちを遊ばせるか遊ばせないか、これは親、保護者たちの判断であると。ただ、何にも上げないで、安全ですよと。じゃあ、その人たちが放射線を調べたら、たまたまホットスポット当たって高かったとなったら、大騒ぎになるんです、これ。

ですので、このあいの沢全体の放射線に対して、どのように今後していくのか伺います。

村づくり推進課長（村山宏行君） まず、モニタリングポストの件であります。委員ご指摘のようにきこりの前、それから管理棟の前にも1基あるということになってございます。ただ、ご指摘のように、あいの沢全体に放射線が分かる部分についてはございません。

確かに、遊歩道についてはある程度の除染はしたということではありますが、やはり奥の

部分については、なかなかされていないというところもありますし、それから、古い木道とか、そういったところについてはちょっと染みついて、なかなか取れなかったということを確認しております。

今後なんですけれども、基本的にこのあいの沢のオープンに合わせて、PRのためのホームページ、それから予約サイトをできれば使いたいなと思っております。いわゆるインターネット上から予約をして、そしてあいの沢のキャンプを利用できるような形を取れないかなということで検討しております、その中で表示をして分かるものになりたいなと思っております。

委員ご指摘のとおり、看板を設置するかどうか、ちょっとこちらについては今後検討してまいります、まずお客様にそういった情報が分かる形というものは取ってまいりたいと考えております。

委員（渡邊 計君） ということは、インターネットでない限りは予約が取れない、電話では予約が取れないということでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 一番今キャンプ場とかで、予約の便利に使われているのが予約サイトということですが、当然電話のみでの受付、そういったこともあると思います。ご指摘の部分については、あいの沢の線量について、いわゆる知らなくて、後で苦情が来たりすることのないようにということでしょうから、その辺は定期的に全体を測りながら、案内の地図を用意するなり、そんな形で対応したいと思っております。

委員（渡邊 計君） いや、今みたいにね、その線量を測ったものをパンフレットみたいにすればいいけれども、今の話ではインターネットを使う人は見られるようになります。じゃあ、電話の人は見られないんじゃないか。私はここ全体をこういうね、去年の質問のときに、全体を含めて全体的な開発をしたい。話を聞いたときに、本当に細かい線量マップを作って、誰が見ても分かりやすいようなものを作ると。それをここまで下がっていますよ、皆さん遊びに来てくださって、そういう宣伝しなくてはいけないと思うんです。飯舘というと、みんな放射能あるものだというのはもう決めつけているわけですから。いかに安全かということをアピールしていかなかったら、駄目なんです。そして、そこに来た人に、線量計がなかったら看板に、いついつ測って、これだけの線量ですよ。そういうものを見せていかなきゃいけない。

というのは、飯舘は、前村長が1時間当たり1マイクロで年間5ミリを許容しているわけなんですけれども、福島市内辺りは道路に出てくるんですよね、現在の線量って上のほうに。0.07なんです、1時間当たり。そういうところから遊びに来る人が、1マイクロまでいかななくても、0.8とか0.9という範囲のところ、来てからびっくりしたって。そんなんじゃない、広がっていかないんですよ。いかに安全かを先にアピールしなかったら、幾らやろうと、次から次と客を呼ぶことはできないと私はこのように思うんですが、その辺もう一度お聞きします。

村づくり推進課長（村山宏行君） ご質問の趣旨は理解しましたので、分かりやすい表示に努めて、利用者に誤解を招かないような形の対応をさせていただきたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 今まで村で作った線量マップ、あるいは国100%の予算でできたわけで

すから、ここに関してもある程度は対象になるのではないかと。

それで問題はこのため池、これあいの浮き橋とありますけれども、このため池については、名前が何もないわけですけども、これはまだ除染していないと。それで、お話しすると、水を抜いてきれいに取るか、泥だけへドロを吸い上げるかということの話の二つに一つだと思うんですが、飯館のこういうため池やそういうところに飼っている魚って、釣りの好きな人が来て面白いということで、ブラックバスを放しているところが多いんですよ。そうすると、コイとかフナとかそういうものがどんどんいなくなっている。で、このあいの沢の池も、ブラックバスがいることは私、大分前から分かっていますので、やっぱりこれら、泥へドロ吸い上げるのではなくて、一度干上げてブラックバスを駆除すべきかと私は思うんですが、いかがでしょう。

村長（杉岡 誠君） まず、その除染の部分ですね。ため池の除染の部分と、またブラックバス等の、特定外来種というんですかね、そういったものの対策については、2つの質問かなと思いますが、あいの沢については下流域の、深谷地区の大事なため池でもありますので、今後そういった対策等々については引き続き検討させていただきたいですし、村内のため池については除染といいますか、ため池対策工事を進めておりますので、そういった形での対策があるかなと思っております。

それから、ブラックバスの件については全国的な問題でもありますので、あいの沢だけを例えば特定のやっただとしても、そこからやっぱり持ち込まれるような状況があれば、いちごっこというふうになりますので、例えば村の中で、そういう特定外来種の放流といいますか、そういうことは厳にしないようにとかというその周知を含めて、ちょっと対策を村としても考えさせていただきたいと思います。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 新潟は、私、孫がいるので、時々遊びに行くんですが、新潟の道の駅に、たまたま池があって、新潟って錦ゴイが有名なんですよ。そこへ行って、餌が売っていて、餌をあげると、もうコイが陸のほうまで上がってきて、餌が欲しくて、錦ゴイとかもいて非常にきれいなんでね。そういう形で楽しめるようなことも一つの方法かなと思うので、提言だけしておきます。

それと、資料頂いている中で、資料の24ページ、25ページあたりなんですけど、きこりの損益計算書ということで、これちょっと確認だけしておきたいんですが、令和2年と令和3年、平成31年とあって、その他の収入で、3,500万円と4,200万円上がっているんですが、この収入というのは、国からの補助ということでよろしいのでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） はい、そのとおりであります。きこりにつきましては、年間ほぼ5,000万円程度かかるというところで、そこで営業していますが、そこにいわゆる至らない部分、そちらが営業損害分という形で、国のほうから補填されているということです。

委員（渡邊 計君） 前いろいろ聞いたときの話だと、いや、要は大分村が1割、国が9割の負担のような形だと思うんですが、今このきこりに関して、この修繕で昨日から大分問題が出ているわけですが、国からの予算とかいろいろあるわけですが、このきこり周辺、

バンガローを含めて、東電の建物賠償は済んでいるのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） あいの沢関係の賠償は、まだ済んでおりません。現在、準備を進めているところでございます。

委員（渡邊 計君） それで、例えばきこりを建て直すには、今借りている金を返した挙げ句、国から補助が出てこないというようなお話もあったみたいなんですけれども、あそこの建物全ての賠償を頂いたら、十分に間に合う金が出てくると思うんですよ、私は。であるならば、それを東電に言って、早急に解決すべきですよ。その賠償を与えれば、もっとももっと遊ぶところでも何でも、どんどん開発できると思うんですよ。これ特に飯舘村の建物、役場関係、村で持っている建物、ほとんどまだ賠償になっていない。これら賠償を進めたら、いろんなことできると思うんです。なぜ、いつまでたっても賠償進まないのか。特にきこりがもう今年からオープンする、あとどどんきこりのほうの宿泊棟も直したい。だったら東電に、あそこ一角でもいいからとにかく払ってくれと、早くしてくれと。そうすりゃ幾らでも予算つくと思うんですよ。村長いかがですか。

総務課長（高橋正文君） 今ほどあったきこりの賠償については、今のタイミングですね、ちょうどきこりの建物の賠償を東京電力さんとやり取りをしているということなので、現在進行中ということでございます。

委員（渡邊 計君） バンガローも含まれているということですか。

総務課長（高橋正文君） 取りあえず、現在進めているのがきこり本体、バンガローは別途取扱いになるようでございます。

委員（渡邊 計君） そうすると、また何年もかかるっていうね。きっちりやって、あそこ全体の建物全て一遍にもらうようにしなかったら、またいつもらえるか分からない。その辺は、きつく東電に言うべきだと思いますよ。

じゃ、次に行きます。

次、24ページ、7款1項2目の需用費です。需用費で、ドッグランの電気料とかありますけれども、これ電気料の問題じゃなくて、ドッグラン、非常に評判がいいんですよ。私あそこで犬遊ばせている人がいると、必ず行って、どうですかと聞くんですよ。そうすると、これほど広いのが近くにはないと、福島にもない、荒町にもない、鹿島にもないと。もう何度も通っているんですよと、リピーターの人がすごく多い。そして、犬を遊ばせると同時に、帰りに産直品の野菜とか買えるので、すごくうれしいですと。それで、今回道の駅のほうも前はいちいち名前書いていたのを、カードで簡単に入れるようにしていると、道の駅のほうも頑張っているなど。

ただ、犬を飼っている人たちに聞くと、もう少し犬の遊ぶものを欲しいなど。例えば、坂でこう板で上がって下る、あるいはトンネルみたいなものとか。それと、あずまやですね。ちょっと屋根が高くて、日陰にならないんですよ、太陽が本当に真上に行かない限り。そういうところを、どどんりピーターが多くて皆さん喜んでいるということで、もっともっとあそこを改修していくべきかなと、私はこのように思うんですが、いかがでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） ドッグランにつきましてのご質問であります、非常に多

くの方に、リピーターが多いというふうに聞いております。特徴的に広いというところ
でかなり利用されているということでありますので、今指摘された部分で改善できるか
どうか、検討させていただきたいと思っております。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

（午前10時56分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午前11時10分）

住民課長（山田敬行君） 先ほど、高橋孝雄委員のほうから、バックホーのご質問がありまし
た。

当初、バックホーの規格でありますけれども、今使っているものと同程度ということで、
バケットの容量ですね、0.5立米であります。そちらの見積りを新車取ったところ、約
1,600万円でありました。それでありまして、リースの分も検討はしたんですが、1年間
で160万円ほどかかると、10年度1,600万円ということでありまして、中古の物件で程度
がいいものがあれば、その800万円が入るのではないかとということで、今回予算計上した
ものであります。

委員（渡邊 計君） 先ほどに続いて、ドッグランのお話で行きます。

このドッグラン、外周フェンスがちょっと低いのかなと。小型犬に対しては十分なんです
が、結局大型犬に対して、シェパードとか、ボーダーコリーとか、ああいう運動性能
の高い犬だと簡単に越えると、ブリーダーの人とかが言っていますので、どちらか片方
だけでもちょっとかさ上げできないのかなと。

それと、あとは大抵あそこはリードを放すわけですが、ただ、たまにリードでつ
ないでちょっと置きたいというときの、そのカラビナですか。特別そのカラビナを引
かける棒とか要らないと思うんですが、外周のあのフェンスに引っかければいいです
からね。そういうところもちょっと対応していただければ、それで、あそこどうしても客
が多いというのは土曜、日曜なんですよ。ですので、役場職員も見かけたら、連れて
きている人たちにいろいろお話聞くと、いろんな意見を聞けるのかなと思いますので、
その辺よろしく対応をお願いしたいと思います。

では、次に25ページの2款1項9目、上のますのちょうど真ん中あたり、委託料で交通
安全の対策業務で前年が8万9,000円で、今回23万2,000円と大幅にアップしているとい
うことで、資料も頂いているんですが、そのところ説明をお願いします。

住民課長（山田敬行君） こちらにつきましては、昨日も答弁したと思っておりますけれども、追加
資料の32ページです。こちらにつきましては、昨年と比較して14万3,000円ほど増額にな
っているということであります。こちらについて、昨年度は8万9,000円ということで、
ある程度基本の額でありましたが、今の実績等を見て、行政区からもカーブミラーが曲
がっているとか指摘がありまして、不足する面が予想されたものですから、作業日数、
作業時間、それから重機の部分を見直しして、今回14万3,000円の増となったものであり

ます。

以上です。

委員（渡邊 計君） では、次に27ページ、3款1項1目27繰出金のところで、財政安定化支援事業、これ前年より大分100万円ほど下がっているわけですが、これも資料頂いていますけれども、一応説明を求めます。

住民課長（山田敬行君） 国民健康保険繰出金のご質問であります。これも追加資料32ページの中段ですね。昨年度に比較して、108万9,000円ほど減と、こちらに理由が書いております。予算要求の時点で、国から数値が示されまして、それで要求するわけですが、その時点で資料がなかったと、通知が来なかったということでありまして、実績額で計上したということで、今回108万円ほど減になっているということでもあります。

以上です。

委員（渡邊 計君） では、またその下、3款1項3目のやっぱり繰出金の中で、人件費がこれも大きく変わっているの、その説明をお願いします。

住民課長（山田敬行君） こちらも追加資料32ページですね、人件費、後期高齢者医療の繰出金の分ですが、後期高齢のいわゆる担当職員が変更になった、その分に合わせて、今回、昨年と比較して373万円ほど増額になったということでもあります。

以上です。

委員（渡邊 計君） これ担当職員変更って、これは人数が変わったということですか。それとも、同じ1人なんだけれどもランクが違うとか、そういう形のどちら。

住民課長（山田敬行君） 対象職員の増ではなくて、職員の人が変わったということではありません。

以上です。

委員（渡邊 計君） 人が変わった、同じ1人なら1人なのか分からないですけども、それでこの370万円も違うということは、例えば役場職員でも1級から6級まで級があると同じで、これそういう級があるとしたら、どのぐらいの差が出てきているんでしょう。

住民課長（山田敬行君） 具体的に申しますと、任期付職員で見ていたものと、令和4年度は係長相当職を配置したことによる増であります。

委員（渡邊 計君） 分かりました。最初からそういうふうに説明してもらおうと、ちょっと疑問を持たないんですが。

それと、その一番下、3款1項5目の避難生活支援事業、これ前年と給料支払いはほとんど変わらない中で、この職員手当、それから共済費、これが大きく変わっていると。その説明をお願いします。

住民課長（山田敬行君） 避難生活支援費の人件費の分です。人件費、総務課のほうでの要求ですが、こちらに備考の欄に説明があります。職員手当が41万1,000円ほど落ちた理由は、令和4年度から退職手当負担金を会計年度任用職員等、総務費で一括で計上するということで、こちらがその分が落ちたということでもあります。それから、共済費につきましては、昨年度会計年度任用職員の社会保険料等計上されたものでありますが、今回、来年、令和4年度はないということで、社会保険料分183万7,000円ほど減

になったということでもあります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 分かりました。

ただ、この今、会計年度任用職員、社会保険料はなしということは、これ会計年度任用職員全てが、こういう社会保険料ないということと理解してよろしいですか。

住民課長（山田敬行君） 会計年度任用職員、令和2年度から始まったんですが、いわゆる1年目は社会保険料で措置しまして、1年間満了になって、2年目になったときには共済のほうに加入するものですから、そのような形で変更があるということでもあります。

委員（渡邊 計君） 了解しました。

では、次49ページ行きます。

49ページ、6款1項3目、下から数えたほうが早いですね。委託料の一番下になります。深谷南手農地の保全管理業務委託、これはほかの委員さんからも質問あったわけですが、これはたしか何年か計画でやっていると思うんですが、何年計画であと何年ほど残っているんでしょう。

産業振興課長（三瓶 真君） こちらは10年計画になりまして、令和7年度までの計画になります。

以上です。

委員（渡邊 計君） あと4年ほどあるわけですが、これまで6年やってきた中で、最初のひまわりのときはよかったのかなと思うんですが、その後どんどんどん駄目になってきて、去年はたまたま秋の入り口にちょっと紫の花がテレビで報道されたということで、その次の日物すごい人たちが来て、個人で好きなカメラもしょってきたり、いろいろあったわけですが、良いものを作るとああいうふうにな人が集まってくるので、これまで本当に5年間、6年間失敗したと言えればひどい話ですけども、うまくいかなかったことが多いという中で、来年度どのような形でどのような花を咲かせて、うまくやっていると、去年、またその前の反省点を生かして、どのようにしてどのような花をやっていくのか、計画をお聞かせください。

産業振興課長（三瓶 真君） 深谷南手農地の今後の計画であります。まず、委員おただしのその花の点につきましてでありますけれども、令和4年度につきましても、あちらの南手農地の一部で花の栽培をしてみたいと考えております。

ただ、これまでこれも質問にありましたが、花だけでやってまいりましたけれども、ちょっとなかなかうまくいかない年もあったということでもありますので、来年度試験的にはありますけれども、道路にほど近いところの圃場を使って、水稻作付もしてみたいと考えております。

実は、先週の2月6日に深谷の地権者の皆様にお集まりいただきまして、村のほうの計画をご説明いたしました。地権者の方及びその組合の方々からは一応おおむね了解を得られたものと理解しておりますけれども、そんな形で2.5ヘクタールほどになるんですけども、南手農地の道路に近いところについては、水稻作付をしていきたいと。一方、花のほうでありますけれども、花につきましては、今のご質問にありました場所を中心

に花を行っていききたいということもそのときに説明をしております、なお、地権者の方からはもう少し花の種類も、例えば背が高くてちょっと色が鮮やかなものとか、そんなもの考えたほうがいいのかというようなご意見もいただきましたから、それを踏まえながら種類を選定し、作付を行っていききたいと考えているところであります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 以前、佐藤八郎委員からも、あそこは水が多くて花に適さない場所なんだというご指摘もありましたが、今回水稻もやると、あと花もいろいろやってみるという中で、その水稻栽培、今いろいろあちこちでやっているのが古代米や赤米を使って、絵を描いたようなアート的水稻をやっているところがあるんですが、それらは検討されていないんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） まさに今の質問にありますような、そのいわゆる田んぼアートの部分についての話も少し出されたかなと思っております。ただ、あちらの農地につきましては、この10年間ほど作付がストップしていたということがありますし、今のご質問にもありましたように、ちょっと水はけやあと用排水の部分ですね、この部分でしばらくblankがあったということがありますので、まずは来年度は先ほど申しました面積で試験的にちょっと作ってみて、これがうまくいくようであれば、改めて田んぼアートのようなことも検討したいとは思っておりますが、来年度につきましては通常的水稻作付をするということで考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） それで、水稻作付でどのくらい取れるか分からないけれども、取れたそのお米をどうするのかと、あそこで取った米で、道の駅で何かイベントのときにおにぎりとかそういうものに出したらいいのかと思うんですが、そのできた米の利用はどのように考えていらっしゃるんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 今回作付する米につきまして、利用の件でございますけれども、一応飼料用米ということで今年はやりたいと考えております。これは今の国の制度の関係で、一定程度そこに手当てがされるものですから、そのあたりで失敗の少ないものということと、契約によりまして、その販売が今回はJAさんということで今協議を進めておりますけれども、そこに間違いなく買ってもらえるということもあって、それを考えております。

ただ、一部今後の米の可能性として、バイオマスレジンという材料として使う米、これについてちょっと提供の件も検討しているところでありますが、大部分につきましては、ほとんどは飼料用米による契約栽培ということで考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 了解しました。

次、50ページ、これ資料請求しているわけですがけれども、福島県営農再開事業の中の鳥獣被害防止対策ということで、電気柵とワイヤーメッシュ、これ毎年同じく360キロメートル、ワイヤーメッシュ120キロメートルと、毎年同じ数字が出ているんですが、これはどのような算定の上でこういう結果が出てきているのか、お伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の6款1項3目の営農再開支援事業の電気柵及びワイヤーメッシュのこの距離の考え方でございますけれども、これはこれまで行ってきた事業の中での実績という形を基本にしております。一番多かった年度、令和2年度でございますけれども、そこにつきまして、これまでの実績を見ますと、電気柵のほうで343キロメートル、ワイヤーメッシュにおいて100キロメートルの実績がございました。これ年度によってばらつきはあるんですけれども、営農再開、今農地集積も進んでいる中で、非常に利用される方も多くおりますし、また今これがないとなかなか村内の営農が厳しいということがありますので、最も多かった年度の実績を鑑みまして、仮にその分村民の方からの要求があっても買えるようにということで、このキロ数で計上をさせていただいております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 分かりました。

それで、その下の集落単位での農地作付管理ということで、これ補助とかでやっている事業なんですけど、これら前田地区、あるいは11区、13区、上飯樋とかいろいろあって、今回3地区ほど増えているわけで、資料頂いているんですが、これらというのは年度の縛りがあるのか、ないのか。

それと、前年11区でソバやっていたと思うんですが、これソバがなくなっているんですが、その実情をお伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、ご質問のその年度の縛りがあるのかということでありまして、つまりいつまでこれが使えるのかということと、あと例えば一団体が何回までとか、そういうことかなというふうに思いますけれども、基本営農再開支援事業が今、令和7年度までは継続ということになっておりますので、その間はまずは使えるということ、あとはこの団体により何回までという制限は特にございません。

2つ目のご質問の11区そば組合の件であります。11区そば組合につきましては、前年度はまだちょっと団体名が仮称でございまして、この部分につきましては今回の説明資料の中の、ヘクタール数が並んでいるところの下から3番目のところに、百目木集落営農組合というものがございまして、これが11区そば組合の正式名称になって、今この名前でやっているということでもあります。

ただ、これについては1点追加いたしますけれども、農地の中間管理事業で今貸し借りをしておりまして、仮にその契約が調っていわゆる栽培が始まるということになれば、その段階で使えなくなるということはございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） よく分かりました。

それと、ではその次の52ページの6款2項1目鳥獣被害対策事業の12節の委託料の一番下に、このサル用大型囲いわな移設業務委託となっておりますが、これ60万2,000円ほどになってはいますが、これ新しく今回初めて見たわけなんですけど、これの内容の説明をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 52ページの6款2項1目の委託料の一番下ですね。60万2,000

円の、サル用大型囲いわな移設業務でありますけれども、村では今年度からサルの捕獲対策のために、大型の囲いわなを設置いたしております。ただ、これを設置しまして、その後の運用の中で、同じ場所に設置しておりますと、一度このサルが入った後、駆除するわけですが、それはやっぱりサルも頭が良くてですね、同じところに置くと次からなかなか入らないということがありますので、定期的にこれを移設して、新しい場所に持っていくということが必要だというふうになってまいりました。それが分かってまいりました。

で、この囲いわなにつきましては、実は大きさが結構大きくて、縦横の長さが3.5メートルと7.5メートル、高さについては2.4メートルということで、なかなか通常の役場職員が自ら持って、あるいは捕獲隊の方々の手によって移動するということが難しいものですから、来年度予算を計上させていただきまして、そういった運搬ができる場所にお願いをしながら、場所を変えて効果的な運用を図ってまいりたいと考えておりますので、そういったための移設費用であります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 了解しました。

次に、55ページの8款4項1目12節の委託料、ここに住宅敷地内外空き地周りの除草、植栽剪定とありますが、対象が大谷地、白石、笠石となっておりますが、私もちょくちょく大谷地住宅行くんですが、そうするとよく言われるのが、あそこ河川が物すごく近いんですね。それで、河川等の内側は草刈ってくれるんだけど、河川のほう刈ってくれねえんだと。幅として1メートルぐらいなんです。あそこあんまり高い河川じゃなくて、下ブロックですから、そういう苦情というか、刈ってくれないで議員さん何とかなんねえかと言われるんですが、この除草に関して、その1メートルぐらいの高さの河川なんですけれども、そこは対象にならないのかどうか、お伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 大谷地団地の河川側の柵の外というところかなと思われませんが、現場のほうをちょっと確認をして、安全を確保しながら作業ができるのかどうかというのも含めて、現場のほうを確認させていただければと思います。

委員（渡邊 計君） ぜひお願いしたいと。

震災前、地域で草刈りしているとき分かっていたんですけれども、今になって、住宅入っている人たちだから草刈りの機械も持っていないという中で、やっぱり内側刈っても河川側刈っていないと、虫が来ると。そういう苦情をもうこのところ、二、三年度々伺っていましたので、今回こういうのをちょっと見たので、ぜひその部分もお願いできればと。それはお願いしておきます。

次に、大きいほうでいきます。ナンバー3のほうでいきます。ナンバー3の真ん中あたりになりますが、180ページ、ここに給与費明細書。これはこういうものをきっちり出さなきゃいけないという決まりがあって、これは村長名で出すことになっているはずなんです。新人さんも多いので、ぜひここをきっちりと説明していただきたいと思うわけで、その181ページのほうに、職員人数が比較で前年より12人増えたと。その増えた割には、職員手当が372万7,000円ほど下がっているということになっているわけで、それ

をこの下の図で見て追っかけていくと、白三角がマイナスになっているということなんです、いろいろ細かくかかっているんですが、このその他という部分があるわけですが、このその他というのはどんなものが入っているのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） その他については、主には児童手当等でございます。

委員（渡邊 計君） それで、次のページ、182ページで、職員手当が1,322万1,000円ほど減額になっているわけですが、職員のほうは前年度と人数が変わっていない中で、1,322万1,000円ほど下がっているということの内容について、お伺いします。

総務課長（高橋正文君） 手当が1,200万円ほど下がっているということですが、182ページ見ていただきますと、この下が手当の内訳が書いてある四角でございます。真ん中の段の大きなものは、期末手当600万円の減ということですが、期末手当はご存じのとおり、昨年の人事院勧告でボーナスが0.15月下がったということで、これが大きなものであります。あとは災害派遣手当が280万円ほど減っているというのは、これは現在他の都道府県からの派遣、あとは他の自治体からの派遣された方に、1日当たり3,970円の災害派遣手当というものを支給されておりますが、その支給者が3名から1名になるということでございます。主なものはそんな内容です。

委員（渡邊 計君） それで会計年度任用職員以外の職員が103名ということですが、この103名の中で正職は何名いらっしゃるのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） これは一般会計の人数でありますけれども、正職員はこのうち67名でございます。

委員（渡邊 計君） それで次、183ページでありますけれども、会計年度任用職員が前年より12名増えて、前年が47名だったのが、今回59名になっているということで、先ほど共済費が2年目からかからないということになっているのか、そういうことで、共済費が大きく下がっているわけと理解していいのか。それと、この12人が増えた理由というのは何なのか、お伺いします。

総務課長（高橋正文君） 会計年度任用職員が12名増ということですが、これは大きいのは初日ですか、説明したかと思いますが、スクールバスの運転士さんが委託から会計年度任用職員になるということで、スクールバスの運転士が9名、あとはその他3名ということになります。

委員（渡邊 計君） では、次に184ページですが、職員手当が1,322万1,000円の減というのは表を見てくると分かるんですが、給料の増減額の145万5,000円ですか、その内訳の中で、その他の増減分で263万1,000円の減、これどこ探してもこの263万1,000円という数字がないんですが、これは何なのか。

総務課長（高橋正文君） これは一般会計の表で、ほかに特会にいる職員も8名ほどおりますけれども、人事異動等で特会と一般会計の行ったり来たりというので、この差額が263万1,000円となるということになります。

委員（渡邊 計君） それは別にこちらのその前の表に細かくいろいろ載っているわけですが、そこにはこの金額は載っていないということですか。了解しました。

それと、では次185ページであります。

ここにア、イ、ウとありますが、まず、イの初任給ということで、飯館の場合、高卒が15万3,900円、大卒が18万6,500円とありますが、国の一般行政職よりも高いとなっているわけですが、これの理由はどういうことでした。

総務課長（高橋正文君） 国よりこれ、こうやってみると高いということになっておりますけれども、県内の自治体見ますとほぼこの額で今初任給を格付している。ただ、多くの自治体は大卒で申し上げますと、これよりですね、給料表欄1号といいますけれども、標準の額にすると4号、これより高いというのが半分以上の自治体があるということで、国と比較すると月額にして4,000円ほど高いということではありますが、地方自治体の初任給についてはこういう額になっている。ただ、国のほうの給与体系違いますので、総収入にすると国家公務員のほうが多いという状況がございます。

委員（渡邊 計君） それと、その下のウの部分ですが、今回1級からこれ6級まであって、それで、今回2級のほうが3人ほどマイナスになって、3級のほうが11人ほどプラスになっている。これは前年のほうから見ると、人数が昇給し、級が上がったということなんでしょうけれども、ただ、これ私以前、こういうグラフなので、要は何かもらった記憶があるんですよね。1級から6級までで、それで今総務課長が言った1号、2号、3号で、金額が給料が違うという表を以前もらったような気がするんです。これ新人議員さんも4人ほどいるので、もし出せるのであれば、ぜひ今回、後ほどでいいので、資料として出していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

総務課長（高橋正文君） 給料表はお出ししてないと思いますが、この級別職員数、1級から6級に正職員が何人格付になっているかという表はお出しできると思います。

お出しするというか、条例でホームページに入ってくださいと給料表は見えると思いますので、この職階、1から6級に何人かいる人数ですよね。

給料表は公開しておりますので、ホームページに入ってください。では、給料表を資料請求ということですね。はい、分かりました。

委員（渡邊 計君） あれですよね。その表って、恐らく私もらったA3にこう縦になっていて、1級、2級、3級で、その1級にも何かランクがあって、細かく書いてあったような気がするんです。それ以前、2年前か3年前頂いているわけですよ。そうすると、こういう感じで昇給して行ってあれだなというのが見えてくるので、今回本当に1年生議員が多いので、そういう書類を出していただければ、行政の動きとかも分かってくるのかなと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

以上で終わります。

委員（横山秀人君） 2番 横山秀人です。

本日、質問等の予定は、歳入については8件程度と、歳出については5件。あと、追加資料については、昨日から説明等あったものを除いて二十数件ということで、合わせまして三十数件という形になりますが、一問一答、短い時間で質問いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、初めに収入の部からですが、ナンバー3、こちらの予算の説明書の27ページ、福島再生加速化交付金、国の補助金で16億円ほどの金額であります。こちらについては

申請した事業が100%ここで、つまりまずどのような内容の交付金であって、主なものについての収入を幾つか挙げていただいでよろしいでしょうか。

総務課長（高橋正文君） どのような交付金かということではありますが、これは様々な復興事業に充てる交付金でございます。来年度にしますと、主なものはバイオマスが大きい金額になっております。どんな交付金かと申しますと、これはほぼ4分の3がこの交付金で入ってくると、入ってきたらば一旦この基金に積立てをすると。事業実施の際はそれを繰り入れて、実施をします。4分の3でありますから、残りの4分の1は、ほぼ復興特別交付税で補填されると。ですから、ほぼ10分の10の事業が実施できるようになる交付金でございます。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

では、この事業交付金についてはあと予定どれぐらいとか、ある程度が目安というのがありますでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 特に目安というものは示されておきませんが、第2期復興・創生期間があと4年ございますので、令和7年度までは予算措置されるのかなという考えを持っております。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、ページ数でいきますと29ページ、こちらは国庫委託金ですね。福島生活環境整備・帰還再生加速事業費で9億7,000万円ほどの事業であります、こちらのほうもまた主な事業をご説明いただけるでしょうか。

総務課長（高橋正文君） こちらのほうは、先ほどの交付金については、村のほうにお金を預かって、村のほうに事業主体になるということではありますが、こちらについては基本的に国のほうから各自自治体に委託事業で下ろされるという事業でございます。

主なものを申し上げますと、今の村内で道路の補修をやっているかと思いますが、この村道舗装機能回復工事等の委託料ということで、村道については約7億円入っていると、大部分がこの村道の補修に充てているということでございます。

委員（横山秀人君） そうしますと、こちらもまずは令和7年度まではある程度見込みがあるということでしょうか。

総務課長（高橋正文君） ちょっと確実性はどうかということもありますが、そのような内容だと現在のところは考えているところであります。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、31ページの県補助金であります、こちらのほうに地域づくりサポート事業、これの事業とあとこれの補助率を教えてください。

一問一答なので、まずそちらをお願いします。

総務課長（高橋正文君） これは村づくり推進課のほうから説明あったかと思いますが、大倉で実施する花火大会の補助ということになります。

委員（横山秀人君） こちら補助率っていうのは。

総務課長（高橋正文君） この補助率については、4分の3ということになります。

委員（横山秀人君） その下の段、事業再開・帰還促進交付金事業、こちら県補助金であ

りますが、こちらの1億円のこの金額の主な事業を教えてください。

総務課長（高橋正文君） こちらについては1億800万円ということで、昨日も説明ありましたがけれども、プレミアム商品券の事業費でございます。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 喫飯のため休憩をいたします。再開は13時10分からといたします。
(午前 11時51分)

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。
(午後 1時10分)

委員（横山秀人君） 先ほど話し方が早くて、申し訳ございませんでした。少し丁寧に質問いたします。

予算書の37ページ、土地の貸付収入ということで、昨年より400万円ほど増額になっておりますが、この村有地貸付収入の内訳をお願いいたします。

総務課長（高橋正文君） 土地の貸付収入1,800万円ほどございますが、大きいだけ申し上げますと、細かいのがいっぱいありますから、まず一番大きいのが大火山、太陽光、それが900万円くらい。あとは、菊池製作所の旧草野中学校が230万円、同じく菊池製作所の調整池170万円、あとはニュートラックいいたて、馬券売場の下、大成建設に貸している資材置場みたいなところですね、それが約150万円。あとは細々したもの合わさったものになります。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、39ページ、これは配当金になりますが、いいたてまでいな再エネ発電株式会社株式配当金が3,600万円。同じような形の再エネの施設、深谷地区、今の再エネは大火山ですよね。いいたてまでいな復興株式会社配当金が約300万円ということで、大きな差があるんですけども、まず1つずつ確認していきたいんですが、資料の12ページのいいたて深谷地区ソーラー合同会社と、あと復興株式会社の収支計算、実績とあと見積りのシミュレーションがあるわけですが、まず、この深谷地区の太陽光の所有者は誰になるのでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 深谷地区の太陽光の所有者ということでありますが、当然もともとの会社となりますので、追加資料11ページに記入しました、いいたてまでいな復興株式会社、こちらが所有するというふうになります。構成員はご覧のとおりであります。

委員（横山秀人君） 所有者はごめんなさい、合同会社ではなくて株式会社。

村づくり推進課長（村山宏行君） 失礼しました。所有自体は、合同会社のほうですね。こちらの親会社、持ち株会社が復興株式会社となります。申し訳ございません。

委員（横山秀人君） その合同会社が、調べてみますと資本金が100万円。100万円の会社で、代表社員が村長1人という会社が、深谷地区の太陽光を所有しているということで、これは間違いはないですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） はい。そのとおりでございます。

委員（横山秀人君） この計算のシミュレーションの中だと、有利子負債の支払いということで、毎年、昨年ですと470万円とかこうあるわけですが、この有利子負債を借りているのはこの合同会社であって、その連帯保証は村長、飯舘村という形になるんですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） あくまでも合同会社ですので、代表社員という形で名前はなっていますが、責任自体はこの合同会社に加盟されているその役員全てが同じ責任となります。

委員（横山秀人君） 登記を見る限りは、村長1名のみでありまして、では、違った視点で資本金100万円を出している会社というのはどちらの会社でしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） いいたてまでいな復興株式会社か。ですから、合同会社に出資している100万円の出どころが、いいたてまでいな復興株式会社です。

委員（横山秀人君） そうしますと、この先ほどの債務額というのは、今回村長が代表の合同会社にはどれぐらいの債務があるんでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 対象の資料をちょっとこちらに持ってきておりませんでしたので、調べまして報告いたします。

委員（横山秀人君） この一覧表を見たとき、ちょっと不自然というのを感じているんですけども、赤字なのに2,000万円ぐらいの寄附とか、2,500万円ぐらいの寄附とかという形で進んでいて、赤字なのに復興株式会社のほうに業務委託を出して、ただ業務委託を見ると、この復興株式会社の支出がないんですね。ということは、この配当金を割り振るためだけに、合同会社から648万円なり660万円を流しているという変則な会計の下、やっているのかなと思うんですが、この認識で間違いないでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） ご指摘のとおり、このソーラー合同会社のほうが運営をしていますが、いわゆる設備投資等で負債を抱えておりますので、この負債分が、いわゆる利益まで負債がなくなると、いわゆる株主配当というのはできないということになります。その間に太陽光のほう動きながらも、村のほうにそういったいわゆる事業系のその部分を村に還元する手法としてどうするかということで検討した結果、事務委託という形で村のほうに合同会社から660万円ですね、そちらのほうを入れて、いわゆるソーラー合同会社で行うそういった事務関係を、この親会社である復興株式会社のほうが行って、そこでいわゆる業務報酬として得た部分から経費を除いて、残りが村のほうに歳入として入ってくるという状況になっております。

委員（横山秀人君） この表の中に、合同会社のほうで撤去費用積立金という項目があるわけなんですけど、それはこの表を見る限りは22年後、22年これが20年目なのかちょっと分かりませんが、そのときにやっこの2,300万円ほどが積み立てられる。これは太陽光20年だと思うんですが、そのときにこの2,300万円であそこの全施設の撤去が可能ということでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 試算表ではそのような形で計算をしています。ただ、太陽光発電、20年程度ということで見込んではおりますが、なるべくそれより長くという形で利益を生み出す施設にしたいということで考えています。

委員（横山秀人君） もし、太陽光が災害等で大規模な損害を受けた場合に、保険対応とかも

あるんでしょうけれども、そのときにこちらの合同会社が、まるっきりその資本的な積立てがずっとないわけですよ。そう考えますと、先にあそこの撤去までが、つまり村への寄附とか、村への配当とかという前に、この合同会社の健全たる経営とそして積立金、撤去用の積立金処理をした上で、そして配当なり寄附金なら分かるんですけども、このままですと何かあったときに、村費のほうから災害復旧とか出る可能性というのはないんでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 現在のところは、想定をしていないところでございます。

委員（横山秀人君） これ当初から、このような流れで始まったわけですから、すぐどうのこうのってあるかもしれませんけれども、ただ明らかにこれを見ますと、赤字の会社、何か変な感じがします。

もう一方の再エネ発電株式会社についてなんですけれども、こちらは副村長が役員ということで、これは一本で、このように分けて会社をつくるとかではなくて、大火山に関しては一本で行っているんでしょうか。1社で行っているんでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 資料のほう13ページ、それから14ページに株式の配当ということでつけさせていただいております。

こちらについて村が出資をしているというところで、そちらの配当金を村が受けているところがございます。一番の部分では、東光電気さんというところがありますので、村としてはこの部分については運営には関わらずに、株主の配当をいただいているところではあります。

委員（横山秀人君） いったてまでいな復興株式会社には2,500万円、村から出資をしていて、そして、配当が300万円ちょっと、もう一つの再エネ、大火山に関しては、飯舘村は4,000万円出資して、今年の配当が予算でいきますと3,600万円、もう数年でこの出資額を多分オーバーしていくわけなんですけれども、同じようなこの再エネの会社であって、どうしてこんなに配当金額に差があるのか。改めてこの違いを、あとまとめて資料で頂ければと思うんですけども、委員長どうでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 片やメガソーラーです。大火山については、15ヘクタール以上のメガソーラー、なおかつクロス発電も入れているというところで、いわゆる太陽光の欠点を補うような工夫もされているというところで、こういった配当金が生まれているところがございます。

一方、村で行っています復興拠点に整備をしました太陽光については、ご覧の面積でありますので、規模的なところでやはりコスト、それから生まれてくる売電の金額についても異なるということをご理解ください。

委員（横山秀人君） 民間よくですね、なんでしょう。太陽光50キロワットとか、いろいろこう建てている方が、民間がやる事業について景観が悪くなるとか、いろいろ話を聞いたりしますけれども、ただ少なくとも今回再エネ発電のほうに関しては、民間に対して村より出資額が多いので、配当金とすごいお金が流れているわけです。ですので、そして歳入については、ちょっと深谷とは違う会計処理、どちらがちょっと違うのか分かりませんが、会計処理をしてやっているということで、やはりちょっと説明を、あと

資料として求めたいと思いますが、委員長。

委員長（佐藤健太君） 資料は出せるものでしょうか。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。

（午後1時26分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

（午後1時35分）

委員（横山秀人君） では、ここから太陽光にかかる、村が出資している会社等についての決算資料を継続して見たいので、3期分ということで資料請求いたします。

総務課長（高橋正文君） までいな太陽光株式会社等の決算書等ですね、担当課に出せるものは出すように指示をしたいと思います。

委員（横山秀人君） 続きまして、収入、当初予算の概要、ナンバー5の資料、2ページ、諸収入であります。ちょっと再確認なんですけれども、今回、村振興公社の貸付金が1億円、つまり短期の資金繰りのための貸付金をしなくていいと。あと、また道の駅の運営会社貸付金についても3,000万円、今までは毎年出していた短期貸付金なんですけれども、要するにこの2つの会社につきましては、資金繰りもう十分に大丈夫だということでの認識でよろしいでしょうか。それを確認いたします。

総務課長（高橋正文君） これは予算編成の段階で、各団体と資金繰り等の調整をして、資金繰りがつきそうだとということで、今回は貸付金を計上しなかったということでもあります。

委員（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、歳出について質問いたします。

ナンバー6の19ページ、草野地区にあります短期滞在型移住体験住宅等ということで、村営、村が管理をしているということでお聞きしたんですけれども、もちろん住宅ですので、外の周辺、草刈りとか環境整備、花植えとか、多分村外の方が初めてそこで宿泊する場所になる。多々いると思うんですけれども、そのような予算というか、対応というのは、こちらの予算の中に入っていますでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 短期移住体験住宅ですね、そちらの管理というところで、こちらの中で見るというふうになってございます。

委員（横山秀人君） そうしますと、例えば村民のほうから、あそこ見栄えがもう悪くなったよと、草刈ってよという形の要望に対しては、村のほうに伝えますとすぐ草刈りが入ったりとか、庭の管理とかが入るということでよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 健全な管理に努めたいと考えております。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

では、続きまして20ページ、スタートダッシュ補助金とスタートサポート補助金、合わせまして750万円、あわせて、地域おこし協力隊の支援補助金300万円ということで、1,050万円に関して新しい起業、事を起こすほうに支援するという事なんですけれども、当初、昨年度の予算ですと1,800万円だったかなと思うんですが、今回ぐっと減ったとい

うのは、やっぱり何か理由がございますでしょうか。

総務課長（高橋正文君） そのスタートダッシュ補助金、スタートサポート補助金ということで、この起業ですね、飲食店なんかが例に挙がっていますけれども、200万円の補助であります、やはりなかなかそう件数が、その起業するという方の事例がなかなかないということもありまして、実績ですと1件か2件の見込みになると思うんですが、その実績ベースで勘案して、今回は750万円を計上させていただきました。

委員（横山秀人君） ほかの市町村の取組を幾つか調べてみますと、地元の金融機関さんのほうが主催になって創業塾とかということをして5回程度、事業計画の立て方からとかそういう形で行って、そして、例えば法人をつくる際に登録免許税が安くなるよとかという形の、資金的なそういう免除制度もあるということで、この起業に対するその相談窓口なり村のこのバックアップ体制っていうのが、今回これを見ますと、その補助金をまずあげるよという形が先行してしまって、その以前の相談窓口というのが商工会でいいのか、それともこういう村がいいのか、それがちょっとほかの市町村と比べて統一されていないような気がします。

ですので、まずこの補助金の前に企業とかの相談窓口として、村のほうできちんとそういう相談はこちらのほうへという形でご案内いただければ、もっと増えるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） まず、初めに相談業務なんです、相談につきましてはかなり親身になって対応していると認識をしております。村に夢を持って来られる方々がほとんどでございますから、そういった方々に、いわゆる村に来てどういった経営をされるのか、あるいはきちんとした収入の見込み、あと村での交通手段、そういったところを細かく丁寧に説明をしながら、後で後悔ないようにというところでの案内はしているところでございます。

それから、金額が大分違うということなんです、このそもそもの制度が、ふるさとの担い手スタートアップで非常に紛らわしくてだったんですが、こちら、昨年度上げていますのは県の補助事業で、4分の3のこれは研修に対する部分の、いわゆる費用弁償と申しますか、そういった部分で月10万円の12か月出るという、そういうものに使える事業でありました。で、今回予定をしています、こちらについては県の昨年行った分については、県の専門の部署が富岡にできましたので、そちらでその事業を使っただいて、動かしていただくということになっておりまして、今回上げております飯舘村スタートアップ補助金というのは、事業を新たに起こそうという方のいわゆる起業、これから何か事業を立ち上げたいという方の準備であったり、それから、実際にその事業を立ち上げてやる時に必要な研修とか、独自に村が用意したものであります。ちょっと名称が紛らわしかったので申し訳なかったんですが、全く別の事業ということでご理解ください。

委員（横山秀人君） 私も村の職員の方に親身になって相談に乗ってもらったときがあるんですけれども、ほかの自治体を出してもあれなんですけれども、あるところではそのチームとして、つまり窓口で職員がいて、中小企業診断士さんが事業計画の支援をして、政

策金融公庫さんがお金の借りる方法とかという形で、チームとしてその方の相談に乗っているところがあります。ですので、村も一担当の方だけではやっぱり負担が重いと思うんですね、専門性も少ないと思うので。だから、チームを通してその企業を応援できる、起業準備を応援できる体制があればよろしいかと思っておりますので、今後検討という形でお願いできればと思います。

村長（杉岡 誠君） 今、大事なご提案というか、具体的な方法をご提案いただいたので、その辺は担当のほうで検討させたいと思いますが、そもそもの村の流れを見ていただくとお分かりになりますが、農業経営畜産系については相当国の事業等も活用しながら、あるいは民間の行政書士さんとかとの連携をしながらいろんなことをやってきましたが、この商工業版というところについて、このような事業費をつけてやり始まったのは実は昨年からです、初めての部分であります。国のほうでも経産省の事業で、期間とか自立というようなことでの4分の3事業等々ありますが、あれはもうある意味でしっかりとしたその経営ができていて、あるいは再開をするというような非常に大きな規模での商工業関係の支援ということで、それは今でもありますけれども、私としてはその大きなところに行くまでの間の部分も必要だろうということで、農業版で言えば生きがい農業という言葉を使っておりましたが、商工業版では生きがいというわけにはいきませんので、ちょっと片仮名語でありますけれどもスタートアップということで、まず、本格操業といっても、大きな業に行く前の段階でも村は支援をして、何かトライアルをする、村の中でなりわいを起こすということをしかりと支援をしたいということ、この姿勢の中で示させていただいたところであります。

相談窓口がということではありますが、今言ったような、間を縫うような事業でもありますので、大きな部分であればいろんな方々のご相談ができるんだと思いますけれども、途中の段階については、担当も含めて村の職員がやはり必死になって、民間の方とも連携しながら、どういうニーズがあったり、どういうご相談があるかということ聞きながら取り組まなければならない。過去にはなかった村の取組だということで、お踏まえいただきながら、委員のご提案の部分も含めて、担当のほうに検討させたいと思うところであります。

以上であります。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、21ページについてなんですが、ステーキハウスの跡のまごころについてだったんですけども、昨年その加工用の機器等を2,400万円、ちょっと金額確定分かりませんが、予算の中では2,400万円ほどかけて加工用の機械をつくったと。そして、今回直営である施設を村が管理するということなんですが、まず一つは、あそこを指定管理のように管理委託をすることができなかったのかどうか。あとは、あそこの利用をどのような形で今計画されているのか、再度ご説明をお願いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） まごころにつきましては、震災前に直売所それから学校施設、そういった形で利用されていた施設でございます。昨年度予算で2,000万円ほど超える金額を上げておりましたが、これはいわゆる国の補助ですね。そちらを見込んで当初

計画したところでございましたが、ほとんど中身が機械の入替え等ということになりましたので、いわゆる国の補助事業には該当しないことになったわけです。それで、いわゆる村の農家の方々が農産加工をするために必要な機械を村のほうで厳選をして、必要な機械のみ入れ替えたというところで、金額的には1,000万円程度というところで、半分以下になったところなんです。

ご指摘のその運営方法なんです、元のまごころ運営協議会、しっかりとしたNPOがあったので、その方々にそっくり入っていただければ指定管理というものはあるんですが、ご承知のように村にまだ戻っている方が2割、25%程度で、なかなかその加工室を利用されるという方も、以前あった方が避難中に自分用の加工室を造ってしまったという方が結構いらっしゃるんですね。ということで、今の部分については後ろの加工室の部分に、考えていますのは漬物加工とそれから餅加工、それから真空パック、そういった機械を設けて、そこでいわゆる直売所、道の駅になるかもしれませんが、そういったところに出せる方々を幾らかでも増やそうということで、その底辺拡大のために用意したいということでもあります。行く行くは指定管理というところもあるんですが、まずは立ち上げて、まずその農産加工の部分をもう少し底辺を広げたいということがあって、まずは直営でやらせていただきたいということでございます。

委員（横山秀人君） 底辺拡大ということで、その上で直営ということで分かりました。ありがとうございます。

続きまして80ページ、パークゴルフ場管理運営についてなんですが、昨年地区のパークゴルフ大会に参加いたしました、ただ、暑かった部分あるんですね。そのときに日差しをよけるところ、あずまや等が各場所に結構距離もあるので、あるといいなという形でその地域の方と話になったんですが、実際声としてこのパークゴルフの会場に日をよけるあずまや等の要望はありますでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） あそこは大きな木とかありませんので、そういう意味では日陰というんですかね、管理棟ぐらいしかないものですから、今はテントを張っていただいて、やっていただいているというのが現状でございます。

委員（横山秀人君） 今現在対処方法はあれなんですけれども、実際そのテントも各場所にあるわけではなくて、要望という形では何かございますか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 要望いろいろなところからですね、パークゴルフ協会のほうからも要望ございまして、予算でつけたいということいろいろやっているところなんですけれども、かなりあそこ風が強いものですから、1,000万円を超えるぐらいなものでないとなかなか難しいということで、なかなか単費でやるというのが難しいものですから、今何か補助金でできないかということで探させていただいているところでございます。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

では、歳出の最後の質問ですけれども、3月の一般質問の中で、障害者用の駐車場を役場の入り口近くに設置するというご回答をいただきました。その今後の流れについて、この当初予算にはもちろん間に合っていないので分かるんですが、どのような流れで

進んでいくのか、そちらのほうをご説明をお願いします。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。

（午後1時52分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

（午後1時54分）

委員（横山秀人君） 初日に追加資料ということで頂いたものについて、既に多くがもう説明をいただいていますので、その中で確認したいところが幾つかありますので、順次確認していきたいと思います。

追加資料の1ページ目、職員研修講師謝礼ということは分かりました。実際、このメンタルヘルス等研修というものがあるんですけれども、実際今役場職員の中で、例えばこのメンタルヘルスについてはどのような対応というか、何かあったときにはどこどこに相談に行くとか、どのような体制で行っていますでしょうか。

総務課長（高橋正文君） メンタルヘルスについては、個々の身体の状況については、ちょっとここで述べるのは差し控えますけれども、一番超過勤務が月45時間を複数月超えた方、あとはメンタルヘルスのアンケートみたいなものをやっていますが、それである一定の数値が出た方については、産業医の面談をさせていただいております。後の対応としては、この新年度については、その産業医の面談と併せて、どなたが講師になるか分かりませんが、メンタルヘルス等の研修会を庁内で開きたいということでございます。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして2番目、派遣職員給与等負担金の実績ということで、資料を頂いた件ですが、まず一つは派遣元を見ますと、令和元年が東京電力様から1名、令和2年が2名、令和3年が1名ということで、民間から派遣がされて、その民間の方への給与をお支払いしている。もちろん今も私もこの職員の方には親身になってお話を聞いていただいていますので、その人ではなくて、その民間の会社の方を入れているという理由、またその方の給与を払っている理由ですね。これをまず、教えていただければよろしいでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 村ではこの民間の会社の身分ではなくて、こちらの会社で出向になっているか、休職になっているか分かりませんが、村の派遣職員として採用して、応援をいただいているということでございます。令和元年が1名東京電力の方ですが、令和2年2名となっておりますが、これ年度ちょっとダブっていたときがあったので、2名にカウントしておりますけれども、通年としては1名ずつでございます。

何で村で賃金払うんだということになります。当然無償で仕事をやってもらうというわけにはいきませんので、他の自治体から派遣されている職員と同様に、年度末にその対価として負担金を払っているということでございます。

委員（横山秀人君） ほかの自治体から派遣というのは、ごく自然に役場から役場という形なんですけれども、ここでその民間の方が派遣で入るところは、それはまず疑問としてはどうしてほかの自治体とか福島県ではないのかなど。あとは、あまりにももう人

がいなくて、どうしようもなくここに相談したときにここから提案があったのか。どちらでしょう。

総務課長（高橋正文君） 震災事故後、何人か自治体のほうから派遣をいただいていたんですが、なかなかこの10年経過していから自治体のほうからの派遣者もなかなか見つからないという内容、そういうこともございますし、あと民間のほうからどうなんだということありますけれども、この企業だけでなく、例えば土木関係のコンサルなんかからも派遣していただいている方もいますし、これは経費のほうは県のほうで、財源は別のところから出ておりますが、そういう民間会社から派遣しているということもありますので、特異な事例ではないということでございます。

委員（横山秀人君） そうしますと、今後もこの日常業務の中で、必要であれば民間の職員の派遣もずっと受け入れていくという形でよろしいでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 業務量を勘案して人が必要であるとなれば、各自治体、民間を問わず、派遣いただける場合は派遣をしていただくということになると思います。

委員（横山秀人君） 分かりました。

続きまして2ページ、基金一覧表ということで頂いた資料についてなんですが、一番左下のところにあります高齢者肉用雌牛貸付基金、その隣の水田農業確立推進基金、高齢者のほうが3,000万円、水田は1,000万円ほどあるんですが、昨年を見ても移動がない。今年もこの基金取崩し等の移動がないということで、この基金については今後どのようなときに支出とするのか、ご説明をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 2ページのところの基金でありますけれども、現在その牛の貸付基金であるとか、水田農業確立については動いていないということでありまして、これは今の村の中で畜産あるいは水田農業をやっておられる方の様々な支援につきましては、この基金によらないいわゆる今の復興財源等といいますか、農水の関係の国の補助金を使った様々な、素牛導入であるとか、経営所得安定対策交付金であるとか、そういうものが入っておりますので、このところには今手をつけていないと理解しております。

今後、その復興・創生期間の絡み等もあるかもしれませんが、村の営農を行っていく上で、それらの財源がまた使えなくなった際に、これらの基金についてはまた活用の芽が出てくるのかなと思っておりますので、それまではそのほか有利な補助事業を使いながら、営農再開を進めていくという考えでおります。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして9ページなんですが、今朝、移住・定住のツアーと空き家・空き地バンクの内訳を頂きました。9ページに記載のあります促進支援事業の項目、例えば移住相談窓口の運営に3,300万円ほど年間かかると。であれば、その3,300万円の大まかな項目だけでいいです。例えば、窓口月曜日から金曜日までやるのにこれぐらいかかるんだとか、何か備品を買うからこうだとかいう形の項目を、あと資料で頂ければと思います。

村づくり推進課長（村山宏行君） もう少し詳しい、分かるものということでございますので、

対応させていただきます。

委員（横山秀人君） 続きまして10ページ、ふるさと納税返礼品の内容ということで、ここ昨年の4月から2月までで、飯舘村の返礼品が幾らあったのかということをお聞きしまして、資料等頂きました。そうしますと、総額が1,460万2,000円あったうち、飯舘の返礼品は479万2,000円ということで、全体の33%と。内容を見ますと、たくさんの飯舘産品がそろってきたなと思うんですが、これを100%飯舘村の産品として利用することによって、今年であれば980万円のお金を飯舘村のその加工業者さん、お店のほうに回すことが可能になるわけですが、いつ飯舘村の産品のみでこの寄附金の返礼品を考えているのか、回答をお願いします。

村長（杉岡 誠君） いつということでありまして、正直村の産品を大きく増やせという指示を私出させていただいて、昨年このような形までもってきたというのが現実でありまして、それまでは村にゆかりがあったり、応援して下さるようなところの、いわゆる神戸牛とか書いてありますけれども、逆にいうと、そのふるさと納税の収入額のほうをメインにしたそういう制度として使ってきたというのが、過去の村だっただろうと思います。今委員おただしのとおり、私としてもふるさと飯舘村の産品がやはり大方を占めたり、あるいは100%になるべく、そういう取組をすべきということで昨年度緊急募集的なものをかけながら、今ここまで来たということでありまして。

今、主な返礼品として入っているほかの自治体の部分、特例で認めていただいておりますが、これをまっさらゼロにしたからといって、ではここに書いてある980万円が全部来るかということ、そういうことではないと思いますので、一定程度その暫定期間というもの設けながら、なお、ふるさと産品というものを、飯舘村の皆様の心がこもったものが全国の方々にお示しできるように、努力を重ねるよう指示をしていきたいと思っております。

以上であります。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、17ページについてなんですが、交流・移住・定住等推進事業の内訳についてとあるんですが、中身を読んでみますと、第6次総合振興計画の見直し案作成とするというのが最終目的なのかなと思います。で、そうしますとこの事業のタイトルが何か合致してない気がするんですが、いかがでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 交流・移住・定住のこの推進事業ということではありますが、予算的に国の移住・定住・交流に係る交付金、そちらの活用を見込んでおります。こちら、6次総の計画のいわゆる見直し、いわゆるローリングですね。そちらも併せてなんですが、いわゆる移住・交流・定住というのが今後の村にとって大きな柱になるというところで、この6次総とのマッチングを図りながら、全体的な計画のローリングを図ってまいりたいということでございます。

委員（横山秀人君） 分かりました。

この6次総については、今月号の広報いいたてのほうで、詳しくご紹介いただきまして本当にありがとうございます。12月議会で一般質問した件がこのような形ですぐ形にな

っていく、本当にすごい対応だと思っております。今回この6次総の見直しを含めるのであれば、この計画策定時にできなかった住民説明会、あのときコロナでできなかったと思うんですね。それも含めて、ある程度面と面での6次総のところをもっと伝えていけば、もっとこの6次総が盛り上がっていくのかなということで、提案ということでひとつお話させていただきます。

続きまして、24ページ、25ページなんですけど、振興公社のきこりの事業の収支計画の中で、確認なんですけど、その他の収入が国からの補填ということだったんですけども、これはその指定管理をした金額になる、指定管理で契約する、村から出す金額でよろしいわけですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） そうですね。基本的には村からの指定管理料というのが、この分に当たってくるということでありまして。ただ、内訳がその村から一応5,000万円程度出るんですけど、そのうち営業で足りない部分について、国のほうから補填をされてくるところでございました。

委員（横山秀人君） 分かりました。

では、続いて28ページ、クリアセンターごみ収集所の状況ということで、昨年と比較してごみ自体が減っているということで、喜ばしいことかなと思うんですけども、今後住宅のあるところは週2回回るということなんですけど、可能性として例えば要望があれば、こちらのほうも回ってほしいとか、そういう形の対応というのは今年はどうでしょうか。考えていますでしょうか。

住民課長（山田敬行君） ごみ収集の件でありますけど、南相馬市にごみを集めて持っていくと、その流れの中で収集体制が、全ての行政区が2回回れるかどうかはちょっと今後の検討かもしれませんが、当面来年度からは村営住宅があるところ、4行政区とか笠石団地ですね、そちらをやると。今後それが希望どおりに2回のところをどこまで増やせるかは、今後収集の時間とか、その辺の中でできる限り対応していきたいと考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして30ページ、メモリアルホールいいたでの指定管理費についてであります。もちろん何度も伺って、また親戚のときには受付としているわけなんですけれども、サイン、案内板とか、それが紙に印刷されていたりとか、あとは紙で印刷して箱に貼ってあるとか、何か貧相と言ったらおかしいですけども、これきちんとサイン案内板をつくっておけばもっとスムーズに行くんだろうとか、そう思うときがありました。で、そういう場合に、多分数万円とかのサインとかをつくる場合に、これはここの中に入っているのかどうか、それとも村がつくらなければいけないのか、その確認をお願いいたします。

住民課長（山田敬行君） メモリアルホールのサインの件でありますけど、サインというのはその場所の案内なのか、葬儀の日程の確認どちらのほうですかね。

委員（横山秀人君） 説明が足りず、すみませんでした。

例えば、コロナのために今回は親戚のみで行いますとかが、コピー用紙の大きいやつに

印刷されている、こうセロテープで貼ってあるとか、あとは記帳台のところが箱で、そのときは紙にこれもセロテープで貼って記帳台とかという形で、何かそのここに場が合わないようなものもありました。また、椅子のところも、座ってここは空かしてくださいというのがもうぼろぼろになっていたりとかというところで、何かその指定管理の中に入っていないのであれば、村がやらなければいけないだろうなと思っているんですけども、そういう細かいところではありますが、ただ数千円ではできないと思うんですね。万単位とか入った場合に、それは村のほうで対応するのかどうかということであり

住民課長（山田敬行君） 今のメモリアルホールの指定管理の件であります。委員おただしの件については、今の算定上には含まれていないということであり。村のほうで、予算のほうで、その分ができるのか、今後その指定管理の業者が決まれば、今の委託の中で見込めるのであればそちらであります。出せない場合は村のほか、今後調整していきたいとは考えております。その辺が村で出すのか、指定管理の中に含まれるか、この辺は今後調整といいますか、協議をしていきたいと考えております。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休憩します。再開は14時25分とします。

（午後2時12分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後2時25分）

委員（横山秀人君） では、追加資料の39ページ、農業関係の新規補助事業の中で、和牛遺伝子評価支援事業についてなんですが、まず、今回この表検査を行って、成績の良いというか、その繁殖牛を発見したら、今後その子牛なりを自家保有していくことになると思うんですけども、そこまで含めて自家保有の支援等も、今同じくこの年度に行われているのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） このたびの遺伝子評価ということで、これは畜産農家の方々の声を受けて今回導入するものであります。それによって優良と判定されるといいますか、そういった結果が出た牛につきましては、恐らくおっしゃるように自家保有されるものと思っております。ただ、現在のところ村としましては、その自家保有することそのものについてまで、今のところ踏み込んでおりませんので、そこについてはそれぞれの経営者の判断の中で行っていくものと思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） 検査結果で良いのに、経営的にちょっと難しいから、村外のほうに放出してしまったと、売ってしまったということだと、この検査の効果が薄れてくると思っていますので、先ほどの自家保有に対しても、支援等のご検討いただければと思います。

続きまして、41ページ、ふくしま森林再生事業の実績ということで、これが木質バイオマスも含めてずっと続いていくということで説明をお聞きしていますが、確認であります。この村の間伐材、これはもう価値があるということで、売れるということによ

しいでしょうか。

そして、その間伐したものに対しては、その所有者の方のほうにお金を配当するという、今後もこの事業で行っていくということによろしいでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、1点目のご質問の、村の木は売れるかどうかということですが、これはこれまでの実績からも売れます、売れております。これにはやはり今回森林作業を行う基準であります、その2.5マイクロシーベルト以下の部分で作業をするという規則から、比較的低い地域で作業しているということもあるかと思いますが、事業を委託しております森林組合からの情報では、売れる木は全て売れているということでもあります。

なお、今後こちらでの間伐を進めた事業で、同様に一番に通常どおり材として出荷できるものは恐らくその値段で売れるでしょうし、また木質バイオマス関連で、燃料としてそれを活用するということになると、これは当然FIT制度に基づいて、しっかりと有価物として買い取るということになりますので、これも同様に売れるという解釈で成り立つのかなと思っています。

なお、その売れた分の代金といいますか、その部分につきましては、これまでもこれからも所有者の方に入るということであります。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、42ページ、野手上山、花塚山、大火山における整備状況について、それぞれ除染を実施した、震災以降全く整備等はしないという、それぞれあるわけですが、登山道であったこの3つの山については、今後村としてはどのような形で維持管理、併せて観光資源として整備、広報していくのか。現時点での考えを伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 資料42ページの追加資料のところでもありますけれども、私どものほうでお示ししましたとおり、この野手上山、花塚山、大火山につきましては、まだその大きな整備というものは入っていない状況でありますけれども、ただ環境省による除染であるとか、あるいはその駐車場のほうの整備であるとか、これは業者あるいは地元の方々を中心になって取り組んでいただいております、まるっきりの手つかずということではないかなと思っています。

ただ一方で、今ありましたように、従来この山々はそれぞれうつくしま百名山等に登録をされたりしながら、村のその登山の名所としまして活用をされてきた経緯がございます。ただ、残念ながら現状ですと、村の中のその山林の除染がまだのように、なかなかここを除染するという道の筋が見えておりません。そうなりますと、当然山頂付近からまだその除染ができないところにつきましては、一定程度の放射線量が残っているということもありますので、村としてそこに不特定多数の方を呼び込むということについては、まだまだ検討が必要ですし、さらに引き続き山林の除染等について、国に求めていく必要があるかと考えております。したがって、ここを喫緊に従前のように登山道として開放するというようなことにつきましては、今のところめどが立っていないと考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） いろいろSNSとかで見ますと、大学生の方が野手上山に登ったとか、いろいろこうあるわけですが、やはりここから除染していませんとか、最低限の自己判断の下に登るのは別に、まあ、いいのかどうかあれですが、除染していないというところだけは案内しておいたほうがよろしいかなと思います。ちょっとこれは提案で終わります。

続きまして、43ページについては、私昨日間違った説明をしてしまったので、修正させていただきます。これリース事業は入っていますか。

産業振興課長（三瓶 真君） リース事業は入っておりません。

委員（横山秀人君） すみません。私リース事業であれば、その耐用年数を過ぎた機械を販売するときに、まだ価値があるので贈与税がかかってしまう事例がほかであるということをお話したんですけれども、これは4分の3事業であれば、売ったときには売却益が発生するのかなということで、私説明が間違ったので、そこは修正いたします。すみませんでした。

続きまして45ページ、あわせまして教育委員会から出されております52ページ、両方併せての質問をいたします。

45ページのほうで、児童生徒の推移ということで、今令和3年で言うと、村への就学率、就学者数が113人と、本来あるべき児童数が705人ということで約600人が、村外の学校等に通っている子供たちということで一覧あるわけですが、それを受けて今度は52ページなのですが、これは保護者負担額が飯舘村の学校に通っている場合に、通常と比べてどれだけ免除されているかということで、教育委員会さんのほうで作られた資料であります。そうしますと、こども園で見ますと年約10万円ですね。希望の里学園でいけば、多分今、1年間10万円から十七、八万円ですね。という形になると、本当にその百何万円とか百数十万円が、飯舘村の学校に通うと免除されるということなのかなと思っております。

その中で、約600人が村外の学校に通っている中で、村外の学校に通っている子供たちに対して、飯舘村の支援というのは、再度になりますが、どのようなことがあって、今後この飯舘村を担っていく子供たちに対して、どのような支援を考えているか、ご回答をお願いします。

教育課長（佐藤正幸君） 東日本大震災、そしてまたそれに伴う福島原子力発電所事故による避難されている幼稚園、あと小学生、中学生ですね、児童生徒については、避難当時から、国による被災児童生徒就学支援等事業、そういったもので就学支援がされてきたというようなことでありまして、これについては全国的なもので避難していた他市町村の自治体、全ての自治体で、この事業に取り組んでいるというものでございます。これについては、従来の就学支援が必要な要保護・準要保護等の世帯のその事業に、被災の特枠を設けて運用されてきた事業であります。そういったことで指定された児童生徒については、幼稚園については、被災していた受入れの自治体、あるいは被災元の、避難元の自治体どちらでもできるというような部分もあったので、幼稚園については村のほ

うで、できるだけ幼稚園に対して支援してというようなこともあって支援してきた部分もありますが、児童生徒については避難してきた受入れ自治体のほうで全て、同じ補助事業、助成事業で対応してきたということでありまして、そちらのほうに一任していたというか、その自治体のルールの中での制度で、本村の児童生徒と同様に遜色なく措置していただいたものと認識しているところでもあります。ただ、その自治体のルールの中で、避難被災児童生徒であって、生活困窮世帯だという判断については、それぞれの自治体のルールの中で判断していただいているということがあるので、一概に全く同じだということにはならないかもしれませんが、同じ事業の中での支援だということと理解をしているところでございます。

ただ、10年も過ぎまして、村に戻って再開というようなときに、本村の子供たちについては遠方からの通学とかそういった、あとは村のほうの学校にできるだけまた戻ってきたいという思いもあって、こういった事業、国の制度がなくなったとしても、村の単独費なりで何とかそういった措置をしていきたいという思いもありまして、この事業そのものについては、令和2年度から被災というような扱いは廃止されてきたところではありますが、引き続き、また今も同じようなことで村の子供たちには継続してきているところでもあります。

ただ、この表を見て分かっていただけるように、令和2年度から若干保護者の負担、やっぱりいつまでも、村の財源等もありますし、自立心がなくても困るというような部分もあるので、少しずつ保護者からの負担もいただくようにということとできております。また、他の近隣の自治体でも、例えば給食費を全額免除にするという自治体も出てきているように、子供たちに対しての支援策というのは、あちこちで考えられてきているという部分もありまして、本村の学校に通う子供たちについては、しばらくの間はそういった支援を続けていきたいという考えは持っているところであります。

ただ、冒頭言いましたように、当初の国の支援制度というものがある中で、どのような扱いになったかという部分でありますけれども、今は、村は村の子供たちのための支援というようなことだけに、被災当時から同じなんではありますが、続けているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

委員（横山秀人君） 説明分かりました。ありがとうございます。

そうしますともう1点、600人、村外のほうに住んでいる子供たち、飯館の子供たちについての支援というか、ふるさとを思い起こす、何か支援というものは、今考えていらっしゃるでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） これはこれまでどおりであります。例えば村の行事であるとかそういったものに、行く行くは成人式までになります。そういったものにきちんと案内を出させていただいたり、昨日委員からありました、近年少しそういう機会が少ないのではないかという声もありましたので、真摯に受け止めて少し検証して、そういった機会をできる限り多くしていきたいと思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、資料54ページ、河川の流域図ということで、本当に貴重な資料ありがとうございます。

この二級河川、あと普通河川、土木・農林とあるんですが、すみません、ここで土砂を取った、除染をしたところというのは、この色でいえばどちらのほうになる。

建設課長（高橋栄二君） 青色線の河川の土砂を撤去したということでございます。

委員（横山秀人君） この青色の土木のところですね。ここが撤去ということで、ほか緑のところ、あと二級河川というのは、計画的にはどのような土砂の撤去状況になるでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 二級河川につきましては県管理で行っておりまして、今国土強靱化のほうの予算でもって、県のほうでも計画的に進めていくというふうに聞いてございます。

また、緑色の部分は、こちらは村のほうで管理している路線でもないということもありまして、土砂上げの計画はございません。

以上でございます。

委員（横山秀人君） すみません。村で管理していないというこの意味は、どのような意味でしょうか。

建設課長（高橋栄二君） この緑色と青色の区別ですが、例えばここで災害等があった際に、河川による公共債でやるのか、農林系の災害でやるのかといったような区分でございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、あとは資料を頂いて、詳しく分かりました。

最後に1点、64ページ、こちらは過去平成26年から平成30年度までの死亡原因の人数、こうあるわけですが、村民の方から例えば今自分が体調を壊している。例えば、甲状腺のところを通院しているとかあったときに、あの当時放射線量の数値が高い、避難しなくていいということで、多分4月22日までは避難指示が出てこなかったと思うんですね。特に行政区長さんとか副区長さんとか飯舘にいらっしゃった方はそれを知らずして、村内支援活動を行っていたわけでありまして。

また、4月22日に避難指示が出されたとしても、その後、村としては1か月後にすぐ避難しなさいということではなく、学校の問題が片づくまでというか、執行者ができるまでとか、あとは牛が販売するまで、時には仮設ができるまでという説明をしながら、6月とか7月頭ぐらいまで、ずっと飯舘村に滞在していた方がたくさんいらっしゃると。

そういったときに、村民の中では、そのときの影響が自分の体に何か悪さしているんじゃないかと、そう思われている方が何人かいらっしゃると。飯舘村として、この当時の3月、4月、5月、6月、長い方なんか7月、5か月飯舘村に滞在していたということで、体の影響があったということ、まず村として認識、認識というか認知ですね。そういうのあったということで、村で認知しているのかどうか。まず、そこをお聞きしたいと思います。

健康福祉課長（石井秀徳君） 震災当時のあの混乱のとき、私も一担当として、いろいろ奔走していたなど、横山委員も含めてですね、記憶をしておるところであります。放射線、放射能のその部分がなかなか分からないまま動いていたという部分は、そのとおりかなと思っております。そういった放射線に係る部分については、県立医科大学のほうに県民健康管理調査室ができ、その辺でいわゆる行動履歴をつけていてくださいねということで、履歴をいつどういった形で外にいた、中にいたという部分を、ある程度こう詳しく後で検証できるような形で、行動履歴をお願いしますということを、村も含めて、何かそういうふうなことをやっていたなど記憶をしておるところであります。

いずれにしろ、その後いろいろ調査結果だったり、専門機関の見解等もあって、年間20ミリシーベルト以内であれば、特段その影響ない話もあつたり、あるいは年間で100ミリあるいは200ミリのシーベルトの放射線を浴びないと、体に影響が出てこないよというふうな話も当時あつたかなと理解しております。そういったことで、村でどうこうというようなことではなくて、村もそういった情報、なかなか専門的な部分が分かりにくい部分がありましたので、そういった部分とあと県の健康管理調査、あるいは国のほうの指導に基づいて、そういう展開をしていたかなと理解しているところあります。

委員（横山秀人君） 村民の方から、放射線の影響があつたということを、村のほうで認めている。何だろうな、その方がおっしゃるには、そういう影響はないという前提で対応されてしまっていると。可能性として100%ないという立ち位置ではなくて、村の場合は、皆さんが避難して、そして遅れたという事情があるので、万が一もしかしたらという立場の中で、村民に対しての対応窓口なり対応をしていただきたい。また、それに対しては、調査を村独自で、国県こうあるわけですが、村は村でやはり一度影響があつたのかどうか。村が村民の声を聞きながら、やっていくべきだと思っております。

ちょうどもう11年目になりますけれども、やはり苦しんでいる方はたくさんいらっしゃる。ただ原因は分からない。ただ個人とすれば、やはりその影響があるのではないかという、精神的な苦しみを持ったまま行って生活するということを考えますと、やはり村が主導を取って調査研究するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 被ばくの影響があつたことを、村として認知しているかどうか。あるいはそのための独自の調査をすべきでないかというご指摘かと思いますが、よろしいですか。

被ばくということを、もう既にご承知なんだと思いますけれども、ガンマ線をはじめとした放射性物質から発生される、放射性崩壊によって生じる放射線を体に受けた場合、それが細胞に傷をつけたり、あるいは様々な変異を起こしたりという可能性があるということで、一度その放射性を受けて体に、目に見えないものでありますけれども、傷がついた限りは、その傷が回復するのはその体の自己治癒能力によるものでありますから、この影響というものを、目に見えない状況の中ではなかなか判断ができないということがあります。そのために医療機関等々があつて、実際に影響といいますか、何かが起きない限りは、医療機関、今の西洋医学の中では判断はしないんだと思いますけれども、そういう状況になっているかと思えます。

被ばくをしたということは、多かれ少なかれ皆全員あることだと私は思っておりますので、その事実はまがうことなき事実だと思います。ただ、その事実の結果としてどういうことが起きているのかということは、なかなか予測とか、あるいは目に見えないものを、あるいは専門的な知識がない中で独断的にすることは、行政の役割ではないだろうと思います。

ですので、村としては、例えばそういう不安があるということであれば、今医療費の免除ということもありますので、できるだけ医療機関にかかっていたり、いろんな相談、例えば精神的な相談も含めて、いろんなことをしていただく環境を村としては整えておりますし、そういうことが続けられるように国に要望してきたという部分がありますので、ぜひ専門家の方によくよくかかっていたり、自分の不安の部分の解消に努めていただきたいと思いますと思っています。

震災前の村ですと診療所もありましたけれども、なかなか高度医療とかはそんなに気軽に受けられるような状況ではなかったと思います。しかしながら今、避難先にいる中で、あるいは村内にお住まいであったとしても、そういったところに通うようなことができたり、医療費免除の部分もありますので、そういう環境がありますから、ぜひそこをうまく、うまくという言い方は本当に申し訳ないですけども、ご活用いただいて、専門機関にぜひおかかりいただきたいなと思います。

村が独自で調査といった場合には、私たちの場合は医学的な知見があるわけではありませんから、後から結果として出てきた数字がどういうふうに捉えられるかというような、結果から遡るような形になりますので、今の委員のおただしからすれば、結果ということではなくて、今の不安に対する部分の対策を村として取るべきではないかというふうには私は受け取りましたから、それについては先ほどの答弁申し上げたとおり、今あるところについては今ある専門家におかかりいただいて、ぜひ不安の解消に皆様お努めいただけたら、大変ありがたいと思うところであります。

以上であります。

委員（横山 秀人君） この病院で、例えばあなたはそのとき避難しなかったからという回答を、それが原因ですということは、どこの病院も言わないと思います。ご本人にとってみれば、病院に行ってもね、そういう形でもう門前払いとか、もうそこから先に進まないという形であれば、少なくとも飯舘村が、現状として村民が思い悩んでいることを統計的に取るなり、ある程度のやっぱりもちろん専門的な聞き取り等はできませんけれども、何かその方が持っている情報、それを聞き取って記録しておくなりという形で、村が開いておかないともうその方はどこにももう言うところがなく、日々悲しいという形になります。ですので、先ほどの調査とは専門的な調査というよりも、震災以降、いろいろ皆さん抱えている精神的なところ、悩み等について、一度その声として村が聞いて、まずまとめる、まず聞くところから始まってはどうかというところでもあります。

村長（杉岡 誠君） お医者様を含めて、様々な方にその相談ができないということになるならば、これは非常に問題が大きいわけでありますし、そういった方々の声も受けながら、例えば保健事業等の中で訪問したり、あるいは窓口にお越しいただいたときに、そうい

うお声があれば、それは今の現状においてもお話を聞かせていただいていると思います。今、委員がおっしゃるような形で、例えば村が記録を取る、話を聞くという形になれば、これは全村的にというか、全村民を対象にしてやるということになりますから、話をしたくない人にも話を聞くことになりすし、あるいは話をしたい方に対しても、こちらが例えば割当てをした人間が行ったところで、その人間に本当に話ができるというのはまた別の話でありますので、ちょっとそのニーズと合わない部分があるのかな、もし話しづらいということであれば、ぜひ保健師、それぞれ相当苦勞しながら今ワクチン接種等もやっておりますが、そういうことのために、実は村は保健師の方々にも、看護師の資格を持つての方々もいますので、そういう方々がいますから、あるいはコミュニティ担当という形で全行政区につきましたけれども、自分が話しやすい方に話していただきたい。そんな雰囲気を私としてはつくっていきたいと思いますので、ぜひそういうお声があれば、私自身もお話を聞きたいと思っておりますけれども、行政として全体をやるというような形だと、ニーズに合わない部分があるんじゃないかなというのが、今の私の判断でありますので、よろしく願いいたします。

委員（横山秀人君） 最後になります。

ありがとうございます。そういう形でまず聞いていただけるということで、まず村民が最後に頼れるところは、もう飯館村しかないんだというお話であります。ですので、飯館村が村民の味方としていろんな施策、聞き取り等を含めて、窓口を持っていただければと思います。

どうもありがとうございました。

委員（佐藤八郎君） 資料もらっている部分を先にやりながら、何点かやりたいと思います。

私、この予算提案に対して、村の主人公である村民の生活が、自然環境も含めて、安心安全のために、今年の執行した結果を基にね、村民生活や自然環境をよりよくしていくための、予算審議会そのものが成果の審議会だと思っています。ですから、そういう立場で聞くので、予算取ったものはこの1年やってみれば、どういう成果に結びつくんだという。1年やった総括も含めて、立てられたんでしょうからね。

そういう意味で、まず29ページの公害対策及び河川などの水質検査の実態、これ内容とその結果周知ですね。お知らせ版とかいろいろやられていますけれども、その辺をどういうふうにされてきたのかと、今年の予算でどこまでするのか、伺っておきます。

住民課長（山田敬行君） 追加資料で、A3の26ページですかね、水質検査の部分になります。

この中身見ていただきますと、基本的には環境基準の中で収まっているという結果になっており、結果の周知広報等については、今まで特段お知らせ版等で具体的にはしていなかったという面がありますので、ここ数年、震災以降、何かその基準を超えた部分があったとか、基本的には基準の内に収まっているということでありまして、今までお知らせ版等で、広報等で、特に情報周知はしていなかったということでもあります。

委員（佐藤八郎君） 具体的に問題になる数値が出てこないから知らせないのではなくて、そこを何年、2年ぶりとか3年ぶりまとめてもいいですけども、こんなことでこんな検査をやって、こういう結果でしたというのを教えて、実態、現実を知らせていただきたい

い。

住民課長（山田敬行君） 佐藤委員のご指摘がありましたので、ある程度、ここ数年といえますか、同じ環境基準内の状況でありますので、ページを割いて、周知をしていきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 30ページの可燃ごみの放射線測定の実態に基づいて、内容的にこれも村民への周知というのはどうされてきたのかと、どうしていくのか。

住民課長（山田敬行君） 可燃ごみの放射線量測定であります。こちらも追加資料を出していますが、基本的にNDということで、出ていないということでもあります。

こちらについても特段周知等は行っておりませんでした。ページの広報等のお知らせ版ですか、そちらの中でもし情報等があれば出すこともあるのかなと思います。

委員（佐藤八郎君） ずっと流れ見てるとね、私らは避難して、ごみを出すのにも差別されて、放射線ついたものを出してんじゃないかみたいに、そういう流れがずっとあって、今に至ってるわけね。だから、ないものはないでいいですよ。だから、食べ物であれば、検査して何の問題もない、NDで、食べるのに支障ないというものと同じで、やっぱり1年に毎月出せとか云々じゃなくて、ある程度の中で、示していけば安心安全にもつながるしという意味で言っていますのでね。必ず毎月出せとか、調査したとき必ず出せという話じゃなくて、やっぱり、現実の実態を分かるようにしてほしい。前の執行体制の中で何回も言っていましたけれども、なかなかそういうものが出てこなくて。でも、世界一情報公開をしている村だと言われていましたけれども、やっぱり少なくとも村に戻ろうとしたり、村を応援しようと、村に行ってみようという人が不安に思わねえような材料というのは、実態として知らせても私はいいいのではないかと思うし、知らせるべきだと思うんです。そういう意味ですので、よろしくお願ひしたい。

あと、47ページの産業の食品放射性物質測定業務、これはお知らせ版で何回か知らせ出ているので見ていますけれども、実態として危険なもの、もう安心できるもの、山菜にしてもあると思うんですけれども、その辺の実態としてはどのようにつかんでいらっしゃるのかと、この予算ではどんな測定業務をやっているのか、伺うものであります。

産業振興課長（三瓶 真君） 初めに、この食品放射性物質検査に関するその実態でありますけれども、追加資料の35ページのほうにお示しいたしましたとおり、今回やはり測定値の中で最大値を示したものがコウタケということでありまして、山取りのキノコであったり、山菜につきましては、依然としてその基準値を超える数値が出やすい、あるいは出ているという状況であります。反対に、きちんと吸収抑制対策をした畑、そういったところで取れた野菜につきましては、基準値を下回る結果のみということでありまして、全体的にやはり見解としましては、その山から取れるもの、特にキノコや山菜については、依然として高い数値が検出されているという状況でございます。

これらの事業を今年も継続することで、どのような成果をとということでもありますけれども、やはりこれらの検体を持ち込まれる方には、ご自分の畑や、あるいは自分の庭等に生えている梅の木とか柿の木とか、そういうところから取れる果実を収穫した際に、念のため、そこを測って、安心のために測って、そして食材として、食料として食べてい

らっしゃるということですので、一つにはこの事業を現在の10か所で実施しておりますけれども、継続をすることで、食品への安全というものを一つ確かめる手段といえますか、参考値の数字ではありますけれども、そういう場所をつくっていきたくておりますし、一方で、引き続きその高い数値が出されるものにつきましては、大変ご心配をかけるわけではありますけれども、取らない、食べない、流通させないということを継続して呼びかけてまいりたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） ホームページ、あまり私見ないんですけども、そこにもお知らせ版あたりではそういうね、燃やさない、食べない、取らない、売らないとあって何回か出していますので、当然ホームページでも出しているんでしょうけれども、村外の方で結構飯館に行って取ってきたという人、かなり聞くんです。売っているかどうか分かりません。そこまで追跡調査したことないので、ただ、かなり取ってきているので、もしかすると、山形の直売所に行って卸しているのか、土湯の直売所に行って卸しているのか分かりませんが、ただ、いろんな直売所で持ってきた物を検査して、数値が出たという話を、もう何十件も聞いています。だから、飯館のものが流れていっているのか、浪江のものが流れていっているのか、それは分かりませんが、キノコとか山菜に産地もついていないのでね。ですけれども、その辺は抜かりなく、大丈夫でない時点まではやるべきかなと思っていますので、その辺は強く要求しておきます。

横山委員からもあったように、人って来たときにどうしても自然採集とかしたいんだよね。だからそういうこともね、看板設置まで行くかどうか分かりませんが、例えば今後、あいの沢開放までしていったときに、森林には入らないようにトラロープ張るとか、そういうことも含めてきちんとしてないと、それが原因で不幸に病気になったりなんだりということになってくるという点で聞いていますので、よろしく検討願いたい。

次に、営農再開支援事業、49ページは、資料を整理してもらったので、この次については飛ばします。

次に、72ページの体験交流語学研修、この予算の内訳頂いて、対象者内容も資料あったと思うんですけども、これこの10年間私ずっと言っているんですけども、震災事故後一、二年は、村の施設に預けない子供に対しては案内も出さなかったんです。その後、改善されて出したんです。なので、今回の事業はどこまで案内が行ってるのか、私、一部の人に聞いたら、そんなのもらっていないという人もいましたけれども、また、その悪いところに逆戻りするのか。でも、村長も言っているように、村の住民票を持つ子供は、村の子供で同じだという、同じことで接していると。先ほどの委員の審議の中でもありましたけれども、地域ごとのいろいろでいろんな差はありますけれども、いずれにしる教育課長からあったように、ルールがあったとしても、基本的に村の予算で執行する場合、同じ扱いをする。そして、相手がどう判断するかは、それは保護者なり子供の対応だから、無理やりね、中学生だから必ずオーストラリアに行けとか、行かなくてはならないというものではないんだと思うんですけども、だから私は予算はこれで立てた予算より、参加者増えれば増えるんでしょうから、それはそれで予算は幾らでも対応

できるので、きちんと同じく扱って執行を、同じ村民の子供であればやってほしいと思うんですけども、やられるかやらないかをだけ聞いておきます。

村長（杉岡 誠君） やる、やらないの話だけにすると、ちょっと少し説明が足りないかなと思いますので、72ページ生涯学習課所管の部分として説明はさせていただきましたけれども、昨日申し上げたかなと思いますが、教育振興費ということで飯館村の学園の子たちを対象とした事業として、今回予算は計上させていただいております。

ただし、これをもって、その村外にお住まいのお子さん方も全く対象外にしていろいろな事業の対象外にしていくということは考えておりませんで、前にも申し上げましたけれども、まず、村の中のことを知っていただいたり、村の中でのいろいろなイベントに参加していただくというようなことを、ちょっとこのコロナ禍でできなかった部分をさらに今後ちょっとできるようにして、まず村を楽しんでいただくところから始めたいなと思っております。そういった中でやっていかないと、このコロナの中でかなり世間の動向が変わってしまったという部分もありますので、なかなか声をかけても、委員のおただしからすれば、行くか行かないかは個人の自由だから、まず声をかけるということであるんでしょうけれども、やはりこう集まりやすい雰囲気をつくるということ。あるいは、ふるさと飯館村を知る中で、さらにそこから外の世界に向かって飛び立っていくという、そういう改定を村の学園やこども園に通う子供たちはもちろんであります、村外の学校にお通いいただいているお子様方にも体験いただきたいというのが大きな方針でありますので、ご理解をいただきたいと思うところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 子供たちの未来がかかっている。親にしても子供にしても、わくわくするようなことかなと。確かにほら、生まれての人が今11歳になろうとしているわけだから、いろいろあるけれども、いずれにしろ10年目審議って11年目で予算を組むときに、こういう事業をやろうとするのであれば、全く飯館で育ったことのない子供たちの手前の人が対象みたいになっているんですけども、その部分ではやっぱり飯館への思いも含め、飯館に行っている子供たち、こんな体験するんだということも分かってもらい意味も含め、広く公平に予算執行すべきだと思うんです。その点ではどうでしょうかね。

教育長（遠藤 哲君） 昨日生涯学習課長からも話がありましたが、今回これまでの「未来への翼」でしたか、あれの延長という形ではなくて、あくまでも希望の里学園で、飯館のことをしっかり学んだ子供たちに、いいたて学を学んだ、あるいは英語を学んだ子供たちの、一つの成果の発表の場として設定させていただいたというのがあります。それから、今村長からありましたとおり、まずは村外の学校に通う子供たちには、まずはその村内のことを知っていただくと、そういうことで、今回のこのわくわく学びの旅事業については、希望の里学園の子供たちに限らせていただいていると。

あと、付け加えますと、やっぱり当時ゼロ歳、1歳、あるいは9年生でも4歳ですね、この子供たちのその状況というか、全くこの情報状況がつかめませんので、なかなかその海外、あるいはこれは海外ではありませんが北海道、そういった遠方に長い間宿泊するというのはもう徐々に難しくなっていると、そういう事情もございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 困難さが生み出したのは、子供たちや父兄ではないんです。行政のこの10年間で困難さをつくり出しているし、最近のほらコロナ事情もあってね。あとは、この避難ということでの、だから子供たちはそれなりにその場その場で、親なり周りの影響を受けながら育っているわけですから、同じ立場にある村民の子供に対して、案内もしない。今何か教育長言うには成果発表の場のオーストラリア語学研修なのだから分かりませんが、同じ子供で私らもそれに参加してみたい人がいた場合も、排除するようになるんでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） 繰り返しになりますが、現在のところはそれは考えておりません。

委員（佐藤八郎君） 考えていないということは、呼びかけもしないという、案内もしないという、公平には扱わないという教育委員会の姿勢だと、同じ村民の子供でも、ということではないんでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） 決してそういうことではございませんで、この事業に関しては、希望の里学園の子供たち、そして繰り返しになりますが、そのほかの行事等にはやはり同じように村内、村外かかわらず声もかけますし、できれば、まずは飯舘村について知っていただくという機会を設けたいと考えております。

以上です。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休憩します。再開は15時40分とします。

（午後3時17分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後3時40分）

委員（佐藤八郎君） 先ほど答弁と私の質問がこうかみ合わないんですけれども、多分希望の里の学園の学園事業に村が支援する形の事業だと理解したらいいのか、子供全体に対するものなのかというのがないの、私は全体のものとして思っているんですけれども、それと、あとは教育長が言うように、飯舘村を知ってもらう努力というのは、ここの学校に通わない、幼稚園に来ない子供に対して、どんな事業をどういうふうに展開をするのか。年に1回とか2回とか、村なり福島のどこかでもいいですけれども、今コロナですからね、いろいろできないのもあるでしょうけれども、そういう計画も特にないの、ふるさとを分かってもらうとか理解深めとかと言っているから、これをきっかけにやるのかなという希望的なものもあって言っているんですけれども、もう一度きちんと答弁していただきたい。

教育長（遠藤 哲君） まずは、予算説明資料の70ページのところを見ていただきたいと思うんですが、委員おっしゃるとおり、村全体の行事というよりは、ここに教育振興費の一番下にふるさと学習とかプログラミング学習、これまさしく飯舘村の子供たち、希望の里学園の子供たちへの事業ということになるんですが、これと同様でありまして、教育振興費ということで上げてあります。本来、学校行事ということでやりたいわけでもあ

ったんですが、夏休み中の長期の行事でもあり、一番は学校行事にしてしまいますと、全員参加が原則になります。なかなか子供たちの実態を考えると、例えば不登校であったり、あるいはアレルギーであったりということで、なかなか全員参加というわけにはいきませんので、今回やむを得ずこれまでのノウハウを持った生涯学習課のほうにやっていただくことにしたと。

それから、今後の交流の場ということでございますが、具体的に今明確に上げることはできませんが、例えば想定しておりますのは森林学習でありますとか、あるいはいいたて学の発表の機会、赤蜻祭であるとか、また村の文化祭ですか、こういったものについては、ぜひ村外の学校に通う子供たちにも案内を出して、できれば子供たちと交流の場もつくればなと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、これ生徒17名というのは選抜、希望者ということで、本来であれば学校の行事部分で、それを広く予算的にやるということでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） そのとおりであります。後期課程全員を対象に、希望を募って実施するということです。

委員（佐藤八郎君） 67ページの学力向上アドバイザーなんですけれども、アドバイザーと副園長の働き方、どんな成果を求めるのか、伺っておきます。

教育長（遠藤 哲君） まず、副園長との関わりですが、村の管理規則に、本来副園長を置くということになっておりますので、副園長は置くと。ただ、兼ねていただくといえますか、数学の免許を持っておりますので、ぜひ村の教育アドバイザーと、学力向上アドバイザーということで兼ねていただくということ。兼務ですね。

それから、業務内容についてですが、追加資料の51ページにありますとおり、必要性、条件はこれ書いてあるとおりですが、業務内容については、後期課程の数学科のチーム・ティーチング、TTですね。その事業、あるいは9学年、これ次年度は、7、8年にも拡大する予定ですが、これ子供たちの希望によって、自分の理解度なり進度に応じたクラスに行って勉強すると、こういったものの1クラスを受け持ったりということ想定しております。それから、前期課程の算数も見ていただくと。その他（2）、（3）、（4）と、学力全般にアドバイスもいただくということになっております。

成果についてはそこに書いてあるとおり、アンダーアチーバーの児童生徒を少なくすることを見込んでおります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 大変な任務というか、役割あるんだな。1人で2人前ぐらいできる。これを補佐するようなことは、園長が一生懸命やるということになりますか。

教育長（遠藤 哲君） まずは園長、次年度は会計年度の予定ですので、週3日程度の予定ですが、その部分と組み合わさってといえますか、いない場合には当然副園長が代行ということで、あくまでもまず園優先で、当然こう考えております。で、それから学校も隣接しておりますので、授業の時間割工夫していただければ、後期課程の数学だけですと11時間ですので、これは支障なく組めると思います。

ただ、おっしゃるとおり、大変であるというのは間違いありませんので、こちらのほうもサポートしてまいりたいと思います。

委員（佐藤八郎君） ないといいんですけれども、心配の一つとして、園長が事故に遭ったとき、副園長は代理となってくるのかな。

教育長（遠藤 哲君） まさしくそのとおりです。

委員（佐藤八郎君） ため池の関係で、資料の57ページもらったんですけれども、ベクレルパー一での程度では8,000ベクレル未満だという部分で、問題あるため池はないとなっていますけれども、これは工事をやっているの課題なり問題点はないんですか。例えば、きこりであいの沢の話出ましたけれども、牧柵ある辺のヘドロなんか取るのに、牧柵も壊して取らざるを得ないんですけれども、いろんなため池の特徴あると思うんですけれども、特に問題なく工事は進められるのか。

あと、残っているため池というのはどのぐらいあるんですか。

建設課長（高橋栄二君） ため池の放射線対策工事の問題点、課題点、あと残りのため池の数はどれくらいあるのだということだと思います。

まず、ため池の放射線対策工事の問題、課題といたしますのは、それぞれそのため池のそこにある土だったり、水草とか、そういったところの状況がそれぞれ異なるというところと、あと水を引いた後で重機が入ってというところになりますので、その辺のほうの仮設道路の考え方とか、土質に合わせたほうの改質材の混ぜ具合であったりとか、なかなか今までの経験上、いろいろ基準等がつくられて、規定の技術ではない、まだ浅いというところもございまして、日々勉強しながら工事のほうを進めている状況でございます。

また、残りの数につきましては、令和5年以降の一番下に箇所数がございしますが、下から2番目、残り令和5年度以降で27か所となっております。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 総括になりますけれども、村全体の土地活用の計画は来年度つくるんだっけか、去年つくったんだっけか。

村長（杉岡 誠君） 今のおただしは村の土地利用計画とかという、前言っていた部分でしょうかね。ちょっとその辺については、昨年度も全体のという形では着手していないかなと私自身思っておりますが、農用地、田んぼ、畑、採草地、原野については、産業振興課のほうで人・農地プランという形で、各地区の話し合いを基にした図面というのを作っておりますから、農地に関しては今は保全をする、あるいは将来貸し付けたいとか、自分で使っていきたいという、そういう意思が表示された部分がまとめられております。

あと、それ以外のその行政的な土地利用計画というものは、旧来から更新をしていない部分がありますが、私としてはできるだけ土地の、土地といいますかその資産の価値を増やす、例えば山林が除染されていないから無価値だという部分が、皆様からもご指摘いただいておりますが、そういうことではなくて、山林にあるいは山のほうにきちんとその価値を見いだせるような、そのために木質バイオマス事業であったりということも考えておりますので、そういったものが計画にはなっておりませんが、構想としては私

は持っているというところでお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 原発事故がなければね、植林云々とか、ほかに生産とか、いろんななりわいがあったわけですけども、ない状態でこの状態の中に来ているのですね。土地活用というよりも森林を抜いた場合の土地活用、畑地もなかなかできない。

今村長の言うような部分を含めて、有効活用できるような方向を見いだして、いろいろ研究されるということなので、それはそれでいいと思うんですけども、まだまだこれ未除染地が86%もあるという中では、かなり困難さがあるなと思うんですけども、そういう意味では、畑地活用、各地区で網羅されて、何か田んぼの利用だけの話になっているのかななんて、深谷の場合は思うんですけども、畑全体のものって見えてこないんですけども、その辺では特出した畑地、例えば牧野なんかもそうですけどね。実際、深谷の牧野なんか、木が倒れて人家に多少迷惑かけてね、お金を払って伐採事業をやったとかね。各地区そういうことが出てくるのではないかという。何せ手入れがされない。だから、そういう部分と牧野組合そのもの、やはり部分林の問題なり、これ震災前と比較して、どういうふうにする再生なり復旧なり進めていくのか、この基本的な考え方というのは、牧野連絡協議会で審議されているのかもしれないけれども、部分林はどういうふうか、営林署関係でやっているのかも分かりませんが、その辺の村としてのつかみ方はどのように今つかんでいらっしゃるかって、今後どういうふうな見直しを持っておられるのか、伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） 担当課のほうでももう少し詳しく説明できるものがあれば、追加で説明申し上げたいと思いますが、全体の構想の話ということであれば、私が申し上げたいと思います。

部分林というお話、後段のほうありましたけれども、そもそも山林等々、里山の活用については、今まで出口が見えないという部分がありましたので、昨年度あれだけ時間をかけながら、国といろいろ協議をしながら、木質バイオマス事業が令和6年度稼働するように、今準備を進めているということでもありますので、非常に大きな一歩を踏み出した。今まで手がつけられなかった部分について、そこに価値を生み出して、それが先ほどの他の委員のご質問にもあったとおり、地権者や所有者の方々に配分されたり、あるいは地域の方々のその活動、あるいは場合によってはなりわいということにつながりということの、大きな産業をつくるという、里山の再生と産業のなりわいの再生発展というものを同時に可能とする事業を、木質バイオマス事業を、去年着手し始めたという部分であります。

それから、農用地に関しては水田が中心でないかというお話もありましたし、あるいは牧野はどうするんだという話がありますが、水田が中心に全て話しているわけではなくて、畑地も含めて、地区のまず地権者の方々のご意向というのは確認をさせていただいていると思っております。ただ、それに対して、今度は担い手側ですね、借りる側でより収益性が高いものということを考えると、水田利用が今優先されているというだけであって、畑地について村が全く考えないで、そのまま置いておくということは当然私と

しては考えていないところです。

それから、牧野組合に関しては、村の場合は農業協同組合法に基づく非出資型の団体という形がありますので、それぞれのその定款の中に定義する組合要件とか、あるいは、そこでできる業態の要件というものは非常に厳しく決まってる部分があるものの、震災後皆様方が営農再開支援事業等を活用いただきながら、非常に健全に保全をいただいている牧野組合が多いかなと思っております。このままだと、再開支援事業がなくなったときに活用ができないんじゃないかというご心配があるかと思っておりますので、先ほど言った例えば木質バイオマスの関係の、何かができないかとか、あるいは品目としてそういう牧野を使った園芸作物になるかどうか分かりませんが、例えば資源作物とか、そういうものの可能性がないかということは引き続き担当も含めて検討させている部分があります。もう少しまとまらないと皆様にお勧めできないということが、ちょっとここ数年続いているので大変申し訳ない部分がありますけれども、なおそういった土地活用の土地の価値を高めると、もう一度私たちの手に戻すというところについては、村としては力を入れていきたいと、そういうふうを考えているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） それは、植林とか森林のなりわいも含めて考えるということですよ。

村長（杉岡 誠君） すみません。農地や牧野に関しては、先ほど言ったように法的な縛りがありますから、今の段階で植林をすとかということとはちょっと言明はできない部分があるかと思っております。

ただ、国の今回ちょっといろいろと農業新聞とかにもありましたが、農地の活用方法として、獣害対策のための緩衝地帯として、一部林地化することも地区の話合いの中で、しっかり計画に位置づければ認めるというようなこともあつたりしますので、これが村の中ですぐに活用できるかどうか分かりませんが、そういったことも可能性としてはあるだろうなと思っております。

この辺、私が事業的な部分をお話ししても申し訳ない部分がありますが、いずれにしても土地の価値、活用方法というものを行政としてもしっかり考えながら、地区の皆様の気持ちというものも、思いというものもしっかり捉えながら、ご提示できるものをしっかり提示していきたいと、そういうふう考えているところであります。

以上です。

建設課長（高橋栄二君） 先ほどのため池の答弁で、残りの箇所数でございましたが、27か所と申ししたのは、補修が必要なため池の箇所数でございまして、放射線対策が必要な場所につきましては、38か所でございます。

訂正しておわび申し上げます。

委員（佐藤八郎君） 一番心配しています放射線の被ばくと健康について、2点ほど聞いておきますけれども、今半年ぐらいというか、村に住んでいて、村外に出る時間とかが半分ぐらいあって、住んでいると年間1.5ミリシーベルトぐらい浴びるとというのが実測値としてあるんですけれども、そうしますと、あまり外に出ない村に戻っている方々は3ミリぐらい、場所によってはもっと浴びる方もいるというふうに、私自身は思っているんで

すけれども、その辺の実態把握は村ではどのように捉えて、来年度この放射能被ばくに対しての、事業なり対策というのは考えているのか、伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまの放射線被ばくの対応ということでありまして、ちょっと最新の資料が今手元にないんですけれども、これは令和2年度の飯舘村における個人線量計測定の実施に係る結果というものが手元にございます。これによりまして、これは住民の方について、所有者144名中133名に対して、全部で2回ほど読み取りを行ってというようなことでもあります。これによりまして、住民の方の測定値の範囲で、0.06から0.23マイクロシーベルトパーアワーということでありまして、これを基に年間の推定積算線量を出しますと、0.5から2マイクロシーベルト、年間でという、2ミリシーベルトというものが年間で推計されると。で、平均をとって中央値ということになりますと、年0.96ミリシーベルトという数値が手元にございます。結果としてございます。

現状そのような結果が、それぞれ村が配布しております個人線量計の結果が出されているところでありまして、今後の対策でありますけれども、やはりこのような形で、自分がいつどのぐらいの量を、放射線量を浴びているのかということを知るといことは非常に大切なことかと思っておりますので、この線量計の貸出しについて、あるいはその放射線アドバイザーといいますか、放射線のその結果を、捉え方といいますか、あるいは、いつ、どこで、比較的高い線量を被ばくしたのかということに対しての対策等を含めたアドバイスであるとか、そういうものに対して行っていきたいと考えておりますのと、あと、答弁等で申し上げておりますとおり、そういったデータ等を基に不必要な高い場所への接近といいますか、そういうものをしないような対策を進めて、引き続きできるだけ被ばく量を低減するようにやっていきたいと考えているところです。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 年間1ミリシーベルト未満以内に収めた数字が出たので、私は驚いているんですけれども、ここでこの問題はいずれきちんとデータを基にやりたいと思います。

あと、放射性を浴びると体の細胞が破壊されると先ほど村長からも説明がありましたけれども、それで健康上の病気がね、横山委員からもあったようにこのような支援があつてね。それなりの人口があつて、事故後、福島県内の病院等を調べると、いろんな病気がものによっては5倍、ものによっては2.8倍とかつて、この病気が福島県はほかの県よりは増えているという実態報告があるんですけれども、ただし、因果関係が放射能被ばくかどうかというふうにならないものですから、結果としては、今度東京で起きたような、甲状腺被ばく裁判が起こされましたけれども、いずれにしろ、この辺の病気との関係というのを、今後どのように対策したり、健康上の健診なり、そういうものが行われていくのか伺います。

健康福祉課長（石井秀徳君） 健康被害の部分でありますけれども、先ほども申しあげました県立医科大学のほうで県民健康管理調査ということで、毎年健診を実施をしているところであります。村の集団健診の中でも県と連携しながら、追加項目を付加しながら、健診を実施していて、その情報は県と共有しているということで、今現在進めているところであります。

また、甲状腺検査につきましては、県としましては2年に1回実施をするということで、当時18歳未満だった方に案内をし、実施医療機関あるいは施設等を案内しながら実施しているところであります。県のほうが、今のところはそういった情報を基に追跡調査をしているということなのかなと思っております。

放射線の部分もそうなのですが、今避難継続されている方については、その心の部分、メンタルの部分が非常にサポートする必要があるということもだんだんあって、県民健康管理調査の一環としては、そういった心のケアの部分で、調査を今しているような状況かなと把握しているところであります。

村としても、健診を実施しながら、病気については発見と早期治療につなげてまいりたい、そのように考えているところであります。

委員（佐藤八郎君） 私11年間、診断書のことで、いわゆる災害弔慰金のことでやってきました。最初、スタートをしたときに、審査会基準というのは、新潟県の長岡市のものを参考にしたということだったんですけども、二、三年前の議会の答弁の中で、岩手県のことを参考事例にしているという答弁があって、私は通常的に常識的に考えて、原発事故があって危険で住めないところでの弔慰金の基本条例なり基準が、なんで岩手や長岡のものが参考事例になるのか、理解できない点があるので、その辺のなぜ原発被害のないところが参考事例として使うのか。そして、2年たって3年後以降、申請者も認定者もなかなか出ない実態になっている。それで、そのことに対しての行政側からの村民に対してのお知らせや申請の方法なり、そういう周知の仕方ももうほとんどない。この流れについて、村長の所見を伺いたい。

村長（杉岡 誠君） 災害弔慰金というお話がありましたが、審査会という名前だったかちょっと忘れてしまいましたが、そちらのほうに付託をしながら申請をいただいているという制度だと承知をしているところであります。

行政から村民への周知が足りないのではないかということについては、私自身確かに自分自身の事柄として見たことがなかったという反省もありますので、ちょっとその周知の仕方については今後しっかり考えさせていただいて、しかるべき周知の方法を取らせていただきたいと考えているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） では、平成23年12月7日に災害弔慰金支給決定基準というのを村でスタートするので、なぜ新潟の長岡、そして岩手を参考事例にしたのか、それと一緒に調べていただいて、なぜそんな常識外れな事例になって、それを基準にして認定するか、支給決定をしてきたわけなので、仮設で孤独死してもアパートで孤独死しても、認定にならなかった。亡くなった方、村民の中に、私知る限りでもう何人もいるので、なぜこういう方がならないのか不思議でずっと来て、何十回も質問しているので、検証の意味でも早急に調べていただいて、今日でなくてもいいですけども、きちんとお知らせいただきたい。

総務課長（高橋正文君） 弔慰金の基準、決めたのは平成23年だったと思いますが、そのときの経緯としては、原発災害というのはほぼ日本、世界的にも珍しいということで、当時

の基準としては、仮設住宅等に避難した事例がある長岡を参考に定めたのかなと考えているところではありますが、その辺の経緯、ちょっと当時の資料があれば、調べてお示しできるものがあればお示しをしたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 昨日も大分審議されましたけれども、医療環境ですよ。何でも月曜日から金曜日まで毎日開業するという姿勢で取り組んでこないのか。秀公会との関係あって、一気に毎日やるような開業にはいかないという流れで来ているのか、何か邪魔者があるのか。村民にとっては、できれば毎日、月から金まで開業されたほうが確かだし、住民のためだと思うんですけども、その努力なり、その考え方が昨年よりは今年ね、村長の努力というか、周りの努力があって、良い先生が来られるということで、前進はしているんですけども、本来は毎日やっているというのが安心安全なので、その辺をまず聞いて、今後の見通しなんかも含めて。

健康福祉課長（石井秀徳君） いったてクリニックの診療の部分ではありますが、平成29年に一部を除いての帰村宣言がなされて、クリニックのほうも再開ということになりました。何人戻るか、なかなかつかめない中での再開ということもあって、当時、週2回ということでスタートしたのかなと理解しているところでもあります。

今現在の患者数、昨年の実績に基づきますと、週2日の診療の中で、大体1日15人から20人が、今の現状の診療所の診療人数のようであります。季節的な部分で、若干インフルエンザの予防接種等が含まれますと、若干そこから10人ぐらい増えるかなというふうにあります。今の診療の状況というのはそういう状況で、月ごとの新患、新たにクリニックを受診される方というのは大体1人ぐらいずつですから、今のところ増えていないという状況のようであります。

そういった中で、村民としては、確かに週5日かあるいは6日間診療所が開いていれば、非常に安心するし助かるという部分もあるんでしょうけれども、今は秀公会との契約、協定の中では、今後人が戻ればという部分はあるんでしょうけれども、取りあえずはこの週2日間で実施するという流れで、今決定しているところでもあります。

その中でも、薬局の問題がございました。その部分を、なかなか薬局が村内で開設していただけないという状況の中で、こちら秀公会と協議しながら、クリニックの中で院内処方をしていただけないということに、一昨年ぐらいですかね、決まりまして、薬剤の投薬についてもクリニック内のできるようになったと。少しずつではありますが、その前に前進しているということなのかなと考えているところでもあります。

委員（佐藤八郎君） あと、昨日あった買物、渡邊委員から強くありましたけれども、渡邊委員の言うことと課長の答弁すること、両方聞いていると、村民のために同じ仕事なり、同じ役割を果たしているとすれば、国県の補助事業に該当するかしらないかじゃなくて、住民のために役に立つのであれば、片方は国の事業のことで助成金が出る、片方は何も出ないということではなくて、村民のために役立って助かっている、村民のために働いていただいているのであれば、公平公正に村の独自予算でも何でも、私は助成すべきだと思うんですけども。

村づくり推進課長（村山宏行君） 買物環境ということによろしいですね。

昨日渡邊委員のほうからご質問ありまして、お答えしております。

この事業を、国のほうで、いわゆる買物環境の是正ということで、いわゆる訪問販売に対する助成金について、渡邊委員からご紹介あったオレンジさんのほうに、1回は照会かけたということでありました。当時のお話では、そのオレンジさん自体が飯舘村だけではなくて、ほかの自治体にもあって、軸足はどちらかというところだということで、申請についてしないということで本人から回答があったということでございました。ただ、それから時間も経過もしておりますし、情勢も変わっているということでもありますので、再度アプローチをしていただきながら、そういった助成金に該当するのであれば、受けていただけるというようなことで進めたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 大変遺憾なロシア問題、ウクライナ侵攻があって、原油高、いろいろ勉強されて、業者の方、大変でないかと思うんです。ですから、今課長言われたように、しっかりもう1回聞き取りして、対応ね。だって、村民のために一生懸命頑張ってる、助かっているとすれば、これは公正公平に支払うところは、交付金該当しないから払わないとか云々ではなくて、やるべきだと思うんです。

あと、子供の予算について横山委員からもありましたけれども、いろんな説明の中でもあったので、これを別なときまたやりたいと思いますけれども、やっぱり行政側から切っていくようなやり方はやめたほうがいいと思います。

さっきね、休憩の中で、総務課長とも話しましたけれども、もっと広く広くこう、サッカーとかいろいろ、それは自由なので、もっともっとこう広くね、呼びかけていくというのが基本だなと思うんです。今回ののは、学園事業的なものが強いのであれですけども、その辺は強く要求しておきたいと思います。

あと、横山委員からやっぱりありましたけれども、村長の兼職問題ね。これは昔からあるんですけども、福社会の理事会にしる何にしる、これ村長はまだまだ健康でいらっしやるし問題はないんですけども、事故があったりなんなりしたときに、兼職持っていれば持っているほど影響は大きいんですよ。だから、そんなに1人が何でもかんでも全部責任と任務を果たせるかと言ったら、そうではないというふうに思っているので、なるべく兼職はしないような方法に考えていただきたいなと私は思っています。そのことも要求しておきます。

あとは、放射線量について、震災前は白石、飯樋、草野という3拠点を中心にしながらやってきました。今は、深谷のあそこが拠点、あと、ここの役場周辺のこう拠点みたいな感じで、行政執行されて運営もされていますけれども、やっぱり3拠点の大事なところとか、あとは村民の森とかそういうところには、実態実測値の掲示なり、お知らせ版なり、やっぱりきちんと対応すべきだと思います。

あとは、もう一つ要求しておきますけれども、この郵便局の正常化というのは頭にあるのか。何か国との関係で交渉されているのか。前は、二枚橋、草野、飯樋、大倉、小宮、比曾というふうに、どういうふうに今後、郵政民営化になったり、いろいろ行政の変化、国の動きもありますので、何か分かりませんが、その辺の見通しもこうきちっとつけるべきだなと思っています。その辺も考慮願えればと思います。

以上を要求して、質問を終わりたいと思います。

産業振興課長（三瓶 真君） 先ほど、佐藤八郎委員の質問について、私令和2年度の測定結果についての内容をお答えいたしました。推定年間、その積算量を0.5から2.0ミリシーベルト年で、その他の中央値0.96と申し上げましたが、その中でもしかすると平均値という形もちょっと付け加えたかもしれません。であれば、そこはちょっと誤りでして、この数字は中央値ということですので、低い数値と高い数字、それぞれから順番に数を拾って行って、ちょうど真ん中の数値ということですので、もし誤解を招いていましたらば、申し訳なく、今追加で答弁をさせていただきました。

以上です。

委員長（佐藤健太君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（佐藤健太君） なきようですので、これで各会計の質疑を全て終わります。

これから議案ごとに委員会採決を行います。

議案第12号令和4年度飯館村一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

委員長（佐藤健太君） この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（佐藤健太君） 着席ください。

起立7名。起立多数です。よって、議案第12号令和4年度飯館村一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号令和4年度飯館村国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤健太君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号令和4年度飯館村国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号令和4年度飯館村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤健太君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号令和4年度飯館村簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号令和4年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤健太君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号令和4年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号令和4年度飯館村介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(佐藤健太君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号令和4年度飯舘村介護保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(佐藤健太君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

委員長(佐藤健太君) 以上で予算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、本委員会における審査結果報告書の作成については、委員長及び副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(佐藤健太君) 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で令和4年度各会計の予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時30分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月10日

予算審査特別委員会委員長 佐藤 健太